# 田無市・保谷市合併の記録

西東京市

# 田無市・保谷市合併の記録

## ―― 西東京市誕生 ――

# 西東京市全景



# はじめに



平成13年１月21日、田無市と保谷市の合併が実現し、約18万の人口を有する新市「西東京市」が誕生いたしました。

両市にとって長年にわたる懸案事項であった合併問題は、その時々の時代の要請と目的をもって、明治以降数次にわたり検討されてまいりましたが、これまで実を結ぶことはありませんでした。しかしながら、今日の社会情勢を見据え、これからの自治体のあるべき姿を模索したとき、私はその必要性を痛感しました。21世紀を迎え、まさに新しい時代の幕開けとともに、この合併を実現できたことに深い感慨を覚えるとともに、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

本書は、田無・保谷両市の歴史の締めくくりとして、また、新市「西東京市」の市政運営の出発点として、合併に至るまでの背景や経緯についてとりまとめたものであり、本書を手にされる皆様にとりましても何かのご参考となれば幸甚に存じます。

戦後55年を経過した今日、私たちを取り巻く社会は大きな転換期を迎えています。とりわけ少子高齢化の急速な進展に伴う人口構造の変化は、経済動向とは別の次元において地方自治体の歳入や歳出構造に影響を及ぼし、地方分権の推進などと相俟って自治体運営の質的転換を迫っているといえます。地方自治体は、今後積極的に自己変革を図り、市民の期待に応え得る強固な行財政基盤を整えるとともに、その盛衰をかけて一層激しくなる地域間競争に耐え得る魅力あるまちを創出していく必要があります。両市の合併の目的もそこにあり、そのための手段として合併を捉え、これを「究極の行政改革」と位置付けています。そして、その実現のための努力は、これから始まるのです。

今後は、市民の方々が合併に託した「夢」にふさわしいまちづくりに取り組む決意でございます。皆様方の更なるご支援とご協力をお願い申し上げるとともに、このたびの合併に際し、深いご理解と一方ならぬご尽力を賜りました市民の皆様や市議会議員、関係各位に深甚なる感謝と敬意を表しまして、ご挨拶とさせていただきます。

西東京市長　保　谷　高　範



合併推進協議会会議

（平成10年２月～平成11年８月）




合併協議会会議

（平成11年10月～平成12年11月）



合併調印式

（平成12年８月10日）



東京都知事へ合併申請
（平成12年８月16日）




田無市閉市式
（平成13年１月14日）




保谷市閉市式
（平成13年１月18日）




西東京市開庁式（田無庁舎）
（平成13年１月21日）




西東京市開庁式（保谷庁舎）
（平成13年１月21日）




西東京市辞令交付式
（平成13年１月21日）

# 目　　次

はじめに

## 第１章　合併の概要

１　新市のすがた …… 2
（１）新市の概要 …… 2
（２）両市の地形及び歴史 …… 4
２　概略年表 …… 6
３　合併までの経過 …… 8

## 第２章　設立準備会

１　設立までの経過 …… 21
２　設立準備会の組織 …… 21
（１）設立準備会委員 …… 21
（２）事務局 …… 21
３　会議経過 …… 21
４　設立準備会における合意事項 …… 23

## 第３章　田無市・保谷市合併推進協議会（任意の合併協議会）

１　協議会委員 …… 27
２　協議会会議内容 …… 28
３　行財政現況調書 …… 35
４　新市将来構想 …… 37
（１）新市将来構想策定委員会 …… 37
（２）会議内容 …… 38
（３）２１世紀フォーラム …… 42
（４）新市将来構想 …… 46
５　市民への情報提供 …… 48
（１）みのり …… 48
（２）ホームページ …… 49
６　「新市将来構想の中間のまとめ」の市民説明会 …… 50
７　法定の合併協議会の設置 …… 52
（１）経過 …… 52

（２）設置議案の議決 …… 52
（３）協議会負担金の一般会計補正予算の議決 …… 52

第４章　田無市・保谷市合併協議会（法定の合併協議会）

１　協議会委員 …… 55
２　協議会会議内容 …… 56
３　新市の名称 …… 68
（１）委員（新市名候補選定小委員会） …… 68
（２）市民意向調査による最終５候補の投票結果 …… 68
（３）新市名公募各賞 …… 68
（４）会議経過 …… 69
４　市民説明会 …… 70
（１）市民説明会 …… 70
（２）出張説明会 …… 70
５　市民意向調査 …… 71
６　新市建設計画 …… 73
（１）計画の趣旨 …… 73
（２）新市建設の基本方針 …… 73
７　住民投票条例制定を求める直接請求 …… 75
８　市民への情報提供 …… 76
（１）たなし市報・市報ほうや　合併特集号 …… 76
（２）ホームページ …… 78
（３）「２１世紀に誕生する私たちの新しいまち」 …… 78
９　すべての協議の終了 …… 79

第５章　合併協定調印式 …… 83

第６章　合併議決

１　廃置分合及び関連議案の議決 …… 87
２　合併関連事業費の一般会計補正予算の議決 …… 87

第７章　新市への準備

１　条例例規 …… 91
２　決算、予算 …… 95
（１）平成１２年度田無市、保谷市決算 …… 95
（２）平成１２年度西東京市暫定予算 …… 95

3　電算関係 …… 95
（1）「電算システムの取扱いについて」の調整内容 …… 95
（2）合併時に統合された電算システム …… 96
4　組織機構の整備 …… 96
（1）西東京市発足時（1月21日～3月31日）の組織 …… 96
（2）西東京市発足時（13年4月1日～）の組織 …… 97
5　事務事業調整 …… 98
6　市長職務執行者 …… 99
7　事務引継書 …… 99
8　移転作業 …… 99
（1）西東京市発足時（1月21日）の組織に伴う移転作業 …… 99
（2）4月1日の西東京市組織に伴う移転作業 …… 99
9　田無市、保谷市閉市式 …… 100
（1）田無市閉市式 …… 100
（2）保谷市閉市式 …… 101

## 第8章　新市誕生

1　開庁式 …… 105
2　教育委員会・選挙管理委員会の開催 …… 106
3　西東京市初議会 …… 107
4　市長選挙 …… 109
5　平成13年第1回西東京市議会定例会 …… 109
6　新市の組織 …… 110

## 第9章　事務局体制・予算決算関係

1　事務局体制 …… 115
2　予算 …… 116
（1）平成10年度合併推進協議会予算 …… 116
（2）平成11年度合併推進協議会予算 …… 117
（3）平成11年度合併協議会予算 …… 118
（4）平成12年度合併協議会予算 …… 119
3　決算 …… 120
（1）平成10年度合併推進協議会決算 …… 120
（2）平成11年度合併推進協議会決算 …… 120
（3）平成11年度合併協議会決算 …… 121
（4）平成12年度合併協議会決算 …… 121

# 第１０章　資　　料


１　規約・規程・要綱・申し合わせ事項 ……125
（１）　任意協議会設立準備会の要綱等 ……126
・田無市・保谷市合併協議会(任意)設立準備会の
設立について（準備会設立趣意書） ……126
・田無市・保谷市合併協議会(任意)設立準備会設置要綱 ……127
（２）　任意協議会の規約、規程、申し合わせ事項等 ……129
・田無市・保谷市合併推進協議会の
設立について（任意協議会設立趣意書） ……129
・田無市・保谷市合併推進協議会規約 ……130
・田無市・保谷市合併推進協議会幹事会規程 ……132
・田無市・保谷市合併推進協議会専門部会規程 ……133
・田無市・保谷市合併推進協議会事務局規程（省略）
・田無市・保谷市合併推進協議会予算事務規程（省略）
・田無市・保谷市合併推進協議会傍聴要綱（省略）
・新市将来構想策定委員会設置要綱 ……135
・田無市・保谷市合併推進協議会会議運営申し合わせ事項 ……136
（３）　法定協議会の規約、規程、申し合わせ事項等 ……137
・田無市・保谷市合併協議会規約 ……137
・田無市・保谷市合併協議会事務局規程 ……139
・田無市・保谷市合併協議会予算事務規程 ……143
・田無市・保谷市合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程 ……145
・田無市・保谷市合併協議会傍聴規程 ……146
・新市名候補選定小委員会設置規程 ……148
・田無市・保谷市合併協議会会議運営申し合わせ事項 ……149
・田無市・保谷市合併に関する投票方式による市民意向調査実施要綱 ……150
２　両市議会議案関係 ……160
（１）　合併協議会設置を旨とする決議関係 ……161
・保谷市・田無市合併に関する決議（保谷市議会・議員提出議案） ……161
・田無市・保谷市合併に関する決議（田無市議会・議員提出議案） ……163
（２）　法定協議会設置に関する議案関係 ……165
・田無市・保谷市合併協議会の設置について（田無市議会） ……165
・田無市・保谷市合併協議会の設置について（保谷市議会） ……166
（３）　合併（廃置分合）に関する議案関係 ……167
・田無市及び保谷市の廃置分合について（田無市議会） ……167

・保谷市及び田無市の廃置分合について（保谷市議会） 168
・田無市及び保谷市の廃置分合に伴う財産処分に
関する協議について（田無市議会） 169
・保谷市及び田無市の廃置分合に伴う財産処分に
関する協議について（保谷市議会） 170
・田無市及び保谷市の廃置分合に伴う経過措置に
関する協議について（田無市議会） 172
・保谷市及び田無市の廃置分合に伴う経過措置に
関する協議について（保谷市議会） 173
3　合併申請書 175
4　新市建設計画 184
5　合併協定書 204
6　申請、処分、告示 216
（1）新市建設計画に関する事前協議 216
（2）新市建設計画作成に関する協議 216
（3）新市建設計画の送付 217
（4）廃置分合に係る内協議 217
（5）合併申請 219
（6）廃置分合の告示 220
（7）町名変更に伴う東京都告示 220
7　合併協議会の歩み 222
（1）田無市・保谷市合併推進協議会（任意の合併協議会） 222
（2）田無市・保谷市合併協議会（法定の合併協議会） 225
（3）新聞報道 231

# 第１章　合併の概要

# 第１章　合併の概要

## １　新市のすがた

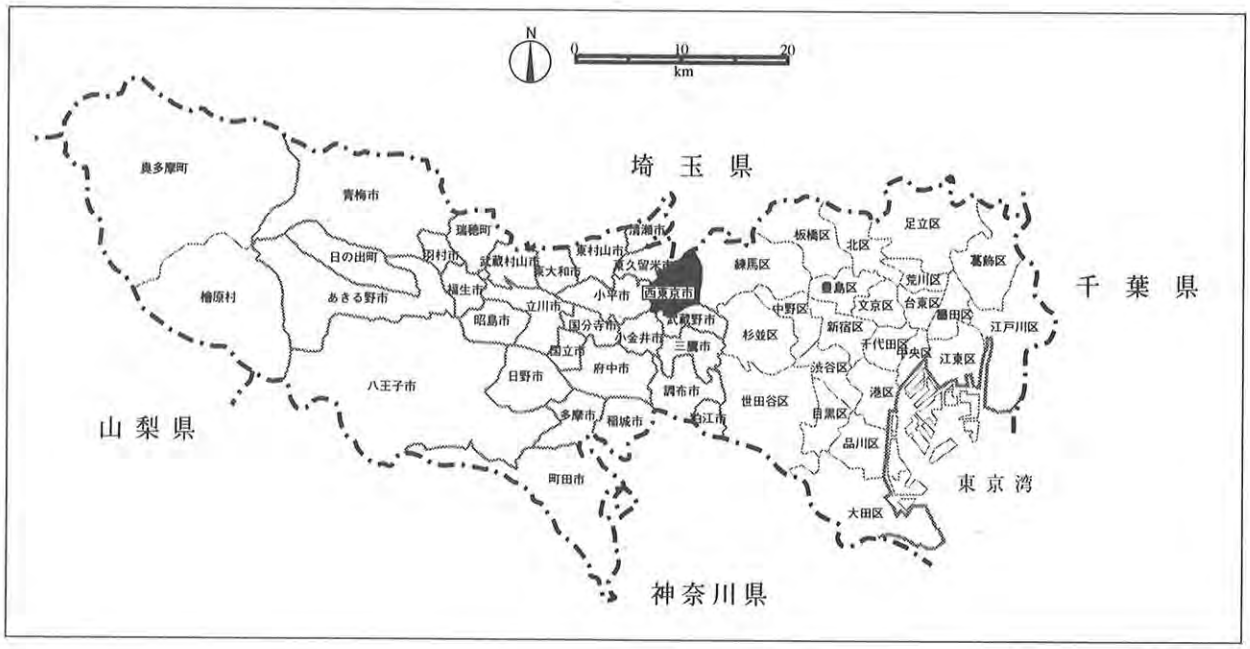
### (1) 新市の概要

新市「西東京市」は、武蔵野台地のほぼ中央にあって、東京都の西北部に位置し（北緯35度43分、東経139度32分）、東側は練馬区に、南側は武蔵野市と小金井市に、西側は小平市と東久留米市に隣接する、東西に4．8km、南北に5．6km、面積15．85km²の都市である。

標高は67m、地勢は北に白子川、中央部に新川（白子川支流）、南部に石神井川があり、それぞれ西部から東部に向かって流れている。その沿岸は２～３ｍ程度の低地となっているが、一般には西から東になだらかに傾斜したほぼ平坦な地域である。

旧青梅街道の宿場町として栄えた歴史的な経緯もあり、16km²に満たない市域に旧青梅街道、新青梅街道、所沢街道、五日市街道がそれぞれ東西方向に走る交通の要衝となっている。また、鉄道においても、市域の北側を西武池袋線が、南側を西武新宿線がそれぞれ東西方向に走り、市域内に５つの駅を擁している。新宿あるいは池袋まで急行で20分を要しない至便の位置にあることから、早くから都心部のベッドタウンとして発展してきた。武蔵野の面影を色濃く残し、東京23区に隣接する地域としては比較的多くの緑地が存在するが、急速に宅地化が進んだため街路が入り組み、また、道幅も狭いなど、都市基盤分野における課題も残されている。今後は、これらの解消による調和のとれた発展と良好で魅力ある住環境の整備が期待されるところである。

◆東京都全図



◆概略

位　　置　　（西東京市南町五丁目６番13号）

北緯　35度43分21秒

東経　139度32分29秒

面　　積　　15.85k㎡

田無市　　6.80k㎡

保谷市　　9.05k㎡

人　　口　　（平成13年１月21日住民基本台帳）

| | 新　市 | 田無市 | 保谷市 |
|---|---|---|---|
| 人　　口 | 179,699人 | 77,737人 | 101,962人 |
| 男 | 89,318人 | 38,892人 | 50,426人 |
| 女 | 90,381人 | 38,845人 | 51,536人 |
| 世　帯　数 | 77,927世帯 | 33,512世帯 | 44,415世帯 |

産業構造　　（平成７年国勢調査）

| | 新　市 | 田無市 | 保谷市 |
|---|---|---|---|
| 第１次産業 | 777人 | 270人 | 507人 |
| 第２次産業 | 21,951人 | 9,961人 | 11,990人 |
| 第３次産業 | 64,671人 | 27,384人 | 37,287人 |
| 計 | 87,399人 | 37,615人 | 49,784人 |

(2) 両市の地形及び歴史

**【田無市の歴史】**

田無は江戸時代の宿場町、そして北多摩地区の人々の生活を支える商業の拠点として栄えてきた、古い歴史を誇るまちである。昭和に入ってから、鉄道の開通、相次ぐ工場の進出などにより活気を帯び、また新宿まで西武新宿線で約20分と交通の便にも恵まれ、戦後は公団住宅や都営住宅、民間住宅の建設が盛んに行われてきた。

都市としての条件が整った昭和42年１月１日に市制施行、東京都で16番目、全国で563番目の市となった。当時の人口は52,284人であったが、平成13年１月21日の新市発足時点では77,737人となった。

**明治１３年頃**

江戸幕府が崩壊し、明治新政府のもとで、田無村は明治元年に韮山県に属し、明治２年に品川県、明治５年に神奈川県に編入された。

明治11年の郡区町村編成法の施行により北多摩郡の所管となった田無村は、明治12年に田無町と改称し、明治22年には市町村制施行により、戸長役場を田無町役場とした。

明治26年に三多摩の東京府編入により神奈川県から東京府に移管された。

**昭和２年頃**

昭和２年に西武新宿線東村山－高田馬場間が開通し、田無駅が現在よりも50ｍほど東の位置にできた。駅が現在の位置に移転し、橋上駅となったのは昭和37年のことである。なお、甲武鉄道（現ＪＲ中央線）の開通（明治22年）以来田無－武蔵境間を往復してきた乗合馬車がバスに変わったのも、昭和初期のころである。

また、昭和５年には東大農場の田無移転が始まった。

**昭和４１年頃**

昭和30年代に高度経済成長期を迎え、近郊都市への人口集中がますます顕著になっていく中、田無町も昭和40年までに都営住宅が26か所も建設されるなど、宅地開発が急速に進んだ。ベッドタウン化とともに生活環境整備が急務となり、昭和３８年には町営水道事業が実施され、昭和39年からは下水道事業計画に着手した。

**現　在**

長年の懸案事項となっていた田無駅北口再開発事業は、平成８年３月に駅前広場の完成をもって完了した。また、平成11年11月には田無駅駅舎の建替えも完了し、田無市の表玄関は大きく生まれ変わった。平成13年１月には、明治以来の懸案事項であった保谷市との合併が成就し、西東京市として市も生まれ変わり、更なる発展が期待されている。



## 【保谷市の歴史】

明治22年、上保谷新田、上保谷、下保谷の３か村が合併して保谷村となり、現在とほぼ同じ区画をもつ農村地域として位置付けられ、昭和15年11月10日に人口15,200人で町制を施行した。その後、日本住宅公団（現住宅・都市整備公団）によって、昭和33年には柳沢、東伏見団地、翌34年にはひばりが丘団地が建設されて人口が急増し、昭和35年１月１日には43,678人となった。その後も民間の宅地造成が盛んに行われ、かつて農村地域であった保谷は住宅都市へと変貌し、昭和42年１月１日には人口77,169人で市制を施行するに至った。昭和46年以降人口の増加は鈍化したが、平成13年１月２１日の新市発足時点では101,962人となった。




### 明治１３年頃

江戸時代、幕府の開墾対策の一環として、享保７年（1722年）に新田開発（武蔵野新田82か村）が命じられ、天文元年（1736年）には大岡越前守が上保谷新田、下保谷新田の検地を行った。

明治22年には、上保谷新田、上保谷、下保谷の３か村が合併して保谷村となり、新座郡に属していたが、明治40年に東京府北多摩郡に属することとなった。この当時の人口は3,405人、世帯数は450世帯であった。

### 昭和２年頃

大正４年には北部地域に武蔵野鉄道（現西武池袋線）が開通し、また、昭和２年には南部地域に西武新宿線が開通、それぞれ２つの駅が開設された。

### 昭和20年頃

昭和１４年頃には、周辺地域に中島飛行機㈱をはじめとする工場などが進出し、これらの従業員の住宅地として栄え、人口の増加と産業の発展に伴い、昭和15年11月10日に町制を施行した。この当時の人口は10,052人、世帯数は1,528世帯であった。

### 昭和４１年頃

戦後は、都心から至近の距離にあることなどから住宅地として発展し、また、都営住宅や公団住宅の建設にも起因して人口が増大し、昭和42年には市制を施行した。この当時の人口は77,169人、世帯数は24,159世帯であった。昭和46年以降は、人口増加も鈍化していった。

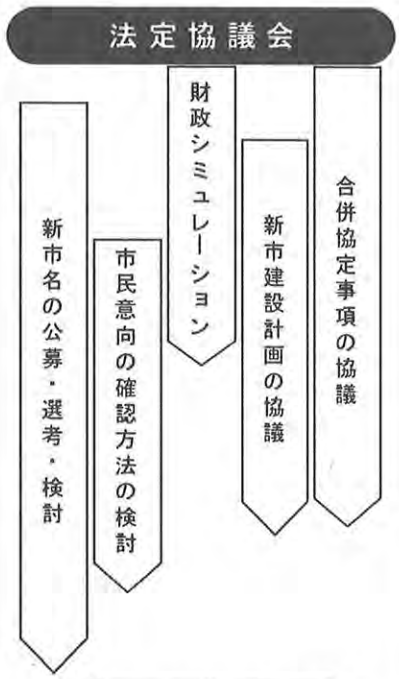
### 現　在

平成１０年５月には市民の文化活動の推進・創造をめざしたこもれびホールが、平成11年４月には市民の健康増進と災害に強いまちづくりを目指した合築による防災並びに保健福祉総合センターが保谷庁舎敷地内に建設され、同敷地内にあるスポーツセンターなどと相俟って様々な機能が集約されることとなった。長年の懸案であった田無市との合併が成就した今後は、より多くの市民に活用され、市民生活の一拠点として大いに機能していくことが期待される。

## 2　概略年表

| 年　代 | で　き　ご　と | 説　　明 |
|---|---|---|
| 明治 | | |
| 23年 | 神奈川県北多摩郡田無町から埼玉県新座郡保谷村に合併の申し出 | 最初の合併論議 |
| 昭和 | | |
| 28年 | | 町村合併促進法施行 |
| | 武蔵野市、田無町、保谷町、小金井町合併構想 | |
| 29年 | 田無町、保谷町、久留米村合併構想 | |
| 36～ | 田無町、保谷町、久留米町合併構想 | 「昭和の大合併」時代 |
| 38年 | ～田無町、保谷町合併構想（市制施行検討） | 合併・市制施行を目的とした合併論議 |
| 40年 | 合併協議会（法定協議会）設置 | |
| 42年 | | 市制施行要件の緩和 |
| 1月 | 田無・保谷それぞれ単独市制施行（1/1）<br>市制施行後も合併に向けた努力を（付帯決議） | 引き続き両市共通の懸案事項に |
| 平成 | | |
| 2年 | | |
| 3月 | 保谷市との合併について田無市長が前向き発言 | 合併問題再燃 |
| 5年 | | |
| 1月 | 田無市との合併を公約に保谷市長当選 | |
| 5月 | 両市議員30名により合併促進議員連盟設立 | 議会での合併検討 |
| 6月 | 保谷市議会に合併問題調査特別委員会設置 | |
| 6年 | | |
| 6月 | 田無市議会に合併検討特別委員会設置 | |
| 9年 | | |
| 9月 | 保谷市議会で合併協議会設置を旨とする決議可決 | 端緒 |
| 11月 | 田無市議会で合併協議会設置を旨とする決議可決 | |
| 12月 | 田無市・保谷市合併協議会（任意）設立準備会設置 | |
| 10年 | | |
| 2月 | 田無市・保谷市合併推進協議会（任意協議会）設置(2/16) | 任意協議会 |
| 4月 | 合併推進協議会事務局を田無市に設置 | |
| 7月 | 新市将来構想策定委員会を設置 | 将来構想策定委員会 |
| 12月 | 田無・保谷21世紀フォーラムを開催（～3月） | 21世紀フォーラム |
| 11年 | | |
| 3月 | 新市将来構想中間まとめ集約 | 市民によるまちづくり構想の作成 |
| 4月 | 合併推進協議会ホームページ開設 | |
| 5月 | 新市将来構想中間まとめ市民説明会開催 | 市民説明会 |
| 7月 | 新市将来構想策定 | まちづくり構想<br>合併の効果<br>合併の必要性<br>新市将来構想 |

| 年代 | できごと |
|---|---|
| 8月 | 合併推進協議会第12回会議で法定協議会移行を確認 |
| 9月 | 両市議会定例会で法定合併協議会設置を議決 |
| 10月 | 田無市・保谷市合併協議会（法定協議会）を設置(10/11) |
| | 第２回会議で合併目標期日を「平成13年１月」に設定 |
| 11月 | 新市名公募を開始（～12月） |
| 12月 | 新市名候補選定小委員会を設置<br>（市民代表委員８名で構成） |
| 12年 | |
| 2月 | 市民意向調査の骨子を確認 |
| | 新市名候補選定小委員会が選定結果を報告<br>（７グループ10候補） |
| 3月 | 新市名候補を５候補に絞り込み<br>（協議会委員の無記名投票） |
| 4月 | 住民投票条例制定直接請求、両市議会で否決(4/19) |
| | 新市建設計画を確認、主要協議を終了 |
| 5月 | 市民意向調査制度詳細を決定 |
| 6月 | 投開票オンブズマン市民公募、決定 |
| 7月 | 市民説明会両市内各地（24か所）で開催(7/2～26) |
| | 投票方式による市民意向調査実施 (7/30)<br>（両市で「賛成」多数、「西東京市」が最多得票） |
| 8月 | 第18回会議にて正式な合併期日と新市の名称を確認<br>すべての協議を終了(8/3) |
| | 合併協定調印式を挙行(8/10) |
| | 両市議会臨時議会において両市合併関連議案を可決<br>(8/11) |
| | 東京都知事に合併申請書を提出(8/16) |
| | 両市議会臨時会において、合併関係補正予算を可決<br>(8/22) |
| 10月 | 東京都議会９月定例会で両市合併関連議案を可決(10/4)<br>東京都知事が両市の廃置分合の処分決定、自治省に届出<br>(10/6) |
| 11月 | 官報に自治省告示（第250号）(11/17) |
| 12月 | 両市議会定例会で町名の変更について議決<br>都知事へ届け出 |
| 13年 | |
| 1月 | 田無市閉市式(1/14) |
| | 町名変更について東京都告示(1/15) |
| | 保谷市閉市式(1/18) |
| | 新市発足、開庁式(1/21) |
| 2月 | 初議会(2/1～ ) |
| | 市長選挙(2/18) |
| 3月 | 市議会３月定例会 |
| 4月 | 新組織体制へ移行 |




市民意向調査

合併協定調印

合併議決

合併申請

自治省告示

新市誕生

※
任意協議会設置から約3年
法定協議会設置から約1年3か月

## 3　合併までの経過

(1) 歴史的経過

田無市・保谷市の合併問題は、保谷が田無の三分の二ほどをぐるりと取り囲む特殊な地形に由来し、旧くは明治23年からその記録が残る、両市にとって政治・行政の両面にわたる長年の懸案事項であったといえる。この当時、田無は神奈川県北多摩郡に、保谷は埼玉県新座郡に属しており、住民の利便性の向上などを図るべく田無町から保谷村に対して合併の申し入れがなされたが、保谷村を管轄していた大和田警察署長が管轄区域の複雑化を理由に難色を示したため、合併が成立しなかったとの記録が残されている。

昭和に入り、町村合併促進法の制定（昭和28年）により全国的に合併の機運が高まり、田無・保谷の合併構想は、その他の区域を含んで幾度となく浮かんでは消えていった。特に昭和30年代後半からの合併論議においては、合併による市制施行を目指し、昭和40年には当時の田無町と保谷町との間で法定の合併協議会を設置して６回の会議を開催するまでに機運の高まりを見せたが、法改正に伴いそれぞれに単独での市制施行が可能となったことなどにより合併に至らず、昭和42年１月１日、それぞれ単独で市制を施行した。しかしこのとき、「市制施行後も引き続き合併に向けた努力を続ける」旨の付帯決議が両町で行われ、合併問題は、市制施行後も両市共通の課題として引き続き検討していくこととされた。

その後、両市の合併問題はしばらく沈静化していたが、平成２年９月、田無市議会定例会において、末木達男田無市長が両市合併に前向きな答弁をしたことにより、再び動き始めることとなった。平成５年１月には、保谷市長選挙において、田無市との合併を公約として掲げた保谷高範氏が当選し、その後、両市議会で両市合併に関する特別委員会が設置されるなど双方の市において本格的な論議が開始された。

(2) 田無市･保谷市合併協議会(任意)設立準備会

こうして徐々に合併機運が醸成されていくなか、平成９年に入り、保谷市では９月定例会において、田無市では11月臨時会において、いずれも議員提出議案として合併協議会設置の決議案が提出され、可決された。これを受けて両市長が協議を行い、まず、地方自治法や市町村の合併の特例に関する法律(以下「合併特例法」という。)に基づかない任意の合併協議会を設置することとし、そのために必要な事項を協議・調整するための機関として、12月３日、田無市･保谷市合併協議会(任意)設立準備会(以下「準備会」という。)を設置した。準備会は計５回開催され、規約、平成10年度協議会予算、協議会委員、組織体制、事業計画(想定スケジュール)などの案をとりまとめた。

この時点において、両市長は、合併を積極的に推進していくことで合意していたが、同時に、新市のまちづくりを市民とともに進めていくためには、合併を推進するための手続き面においても、市民の理解と参加を得ることが極めて重要であるとの認識で一致していた。このため、この準備会において確認された平成10年度協議会予算には広報紙の積極的な発行が具体的に盛り込まれ、また、想定スケジュールには、住民意

向調査が項目として掲げられ、その時期・手法を含めて精力的な検討を行っていくこととされていた。

(3) 田無市･保谷市合併推進協議会(任意協議会)

こうした準備会での協議を経て、平成10年２月16日には、任意の合併協議会である田無市･保谷市合併推進協議会(以下「任意協議会」という。)を設置した。

任意協議会は、両市の市長、助役、企画部長、総務部長の行政側委員計８人と平成９年の合併協議会設置を旨とする決議に賛成した、いわば合併推進派の議員各７人ずつの、総計22人の委員で構成され、会長には末木達男田無市長が、副会長には保谷高範保谷市長がそれぞれ就任した。

議論の過程においては、両市合併の必要性と効果に関する検証や確認は、協議会においてその専門的な見地から行い、その一方で、合併後のまちづくりに関する構想に関しては、市民代表委員を中心とする新市将来構想策定委員会を協議会の附属機関として設置し、市民の視点を常に基軸として将来像の検討を行った。この間、協議会や新市将来構想策定委員会の会議はすべて公開し、その資料を希望者に無償配布したほか、平成11年４月にはホームページを開設し、ほぼすべての協議会資料を閲覧できるようにするなど、積極的な情報提供を行った。さらに、市民の積極的な参加と幅広い議論を得るため、自由参加による市民ワークショップ「21世紀フォーラム」を４回にわたって開催し、延べ250人の市民の参加を得てまちづくりの課題や希望の整理を行うなど、合併に関するまちづくり構想は、まさに行政と市民との二人三脚によって創り上げていった。

こうして協議会において検証された合併の必要性・効果と市民とともに創り上げたまちづくり構想は、平成11年７月、「新市将来構想」として結実することとなった。しかし、任意協議会においては、具体的な合併協定事項に関する協議に踏み込まなかったことから、この「新市将来構想」に関する市民説明会では、税・使用料などの市民の負担水準や福祉サービスなどの行政サービス水準がどのように統一されるのかといった、より具体的な合併の姿の提示と、これに基づいて市民意向を確認するようにしてほしいとの意見が寄せられた。第11回協議会会議(７月９日開催)では、委員からも同様の意見が多数寄せられ、同時にそうした具体的な協議を行うべく法定の合併協議会への移行が動議された。そして、翌第12回協議会会議(８月10日開催)において、法定の合併協議会設置を正式に確認した。

(4) 法定協議会設置の議決

これを受け、９月20日、両市それぞれの定例市議会に田無市・保谷市合併協議会の設置に関する議案が提案され、それぞれ賛成多数で可決された。

(5) 田無市・保谷市合併協議会(法定協議会)の発足

田無市・保谷市合併協議会(以下「法定協議会」という。)は、10月11日に発足し、その第１回会議を開催した。

法定協議会は、行政側委員が両市の市長及び助役の計４人、議会側委員が両市議会の議長及びひとり会派を除くそれぞれの議会の会派代表各６人の計14人、学識経験者委員が東京都総務局行政部から地方課長及び地域振興課長の２名並びに任意協議会において新市将来構想策定委員会委員であった市民から８人の計10人、総計28人で構成された。任意協議会に引き続き、会長には末木達男田無市長が、副会長には保谷高範保谷市長がそれぞれ就任することとなった。

この席上、法定協議会の会議は月２回定例開催し、当面、合併のための具体的な協議事項について協議し、その情報をすべて市民に公開していくことなどが確認された。また、協議会の議事については、原則として全会一致により進めるとしながらも、意見が分かれた場合には、出席委員の三分の二以上の賛同をもって進めることが申し合わされた。

(6) 第２回・第３回協議会会議

法定協議会第２回会議(10月22日開催)では、協議事項として「合併の期日」及び「合併の方式」が協議され、当面の合併目標期日を平成13年１月とし、合併の方式は「合体合併(対等合併)」とすることが確認された。また、新市名について、平成11年11月１日から平成11年12月31日まで市報やホームページ等を通じて全国的に公募を行うこととし、募集要項や公募後の選定について小委員会を設置することなどが確認された。

このほか、合併の目標期日を平成13年１月と仮定した合併までの想定スケジュールが資料をもとに説明され、平成12年５月中旬には協議終了、６月から７月に市民意向の確認等その全体スケジュールが確認され、また、想定される協議事項についても確認された。

続く法定協議会第３回会議(11月15日開催)では、第２回会議の結果を受けて事務局から具体的な協議スケジュール案を提示し、各協議項目ごとの協議日程案が確認された。また、新市名候補選定小委員会は、東京都職員２人を除く学識経験者委員（市民）８人で構成することとし、公募期間終了前から選定基準等の協議に入り、翌年２月までに協議会に報告する候補の選定にあたることとされた。

この頃、両市において合併に関し住民投票を求める直接請求の動きがあることが新聞に報じられた。

(7) 法定協議会での協議

その後の法定協議会会議においては、合併協定にかかわる協議事項がおおむね当初のスケジュールどおり協議されていく一方で、田無市・保谷市それぞれの単独市財政推計や具体的な合併効果の試算など財政シミュレーションに関する説明・検証や市民

意向確認の時期及び手法に関する検討が併行して行われた。

ア　財政シミュレーションに関する検討

財政シミュレーションにおいては、まず、田無市・保谷市それぞれが単独市として現在の行政サービス水準を維持した場合の推計を行った。その結果、両市とも平成15年度には財源不足を生じ、予算編成ができなくなる見込みであり、収支の均衡をとるためには、現行サービスの見直し(縮小、廃止等)や税、使用料等住民負担の引き上げなど歳入に見合った歳出の構築を図ることが必要となり、仮に臨時的経費の削減で均衡を図るとした場合、まちづくりが困難になることが報告された。

次に、田無・保谷両市が合併した場合の財政効果（削減分）に関する試算について、対象期間とした平成13年度から平成22年度までの10か年度間に約189億円の財政削減効果が見込めるとの試算が報告された（内訳については下表参照)。これらの削減効果は、新市建設計画の財政計画における財源となることはもちろんのこと、各種協議事項における財政影響額を試算し差し引きすることで、この財政効果をいかに活用していくかをひとつの判断基準とする点において重要な役割を担うこととなった。

〔内訳表〕

・ 試算項目・手法・削減(効果)額

新市建設計画の計画初年度となる平成13年度から10年間

| | | |
|---|---|---|
| ①一般職人件費 | 退職者2／3補充を基本に10年間に218人削減 | 135億９千３百万円 |
| ②特別職人件費 | 類似都市の職員数になると仮定 | ８億８千万円 |
| ③市議会議員報酬 | 自治法に基づく定数措置により34まで削減 | ８億５千万円 |
| ④事務経費 | 類似都市程度になるものと仮定 | ９億８千６百万円 |
| ⑤消防事務事業 | 東京都への事務委託分について試算 | 26億３千万円 |
| | | 189億３千９百万円 |

イ　市民意向の確認方法に関する検討

また、市民意向の確認については、市民合意のもとでの合併で一致していた両市長の意向を踏まえつつ、法定協議会の中でその実施時期及び手法について協議することとされていたことから、平成12年に入ってから精力的な検討が行われた。

法定協議会第８回会議（１月27日開催）では、検討のたたき台として５つの手法についてその特徴、概算費用、調査期間などを資料として提出し、委員の意見交換を行った。続く法定協議会第９回会議（２月10日開催）では、第８回会議での各委員の意見を踏まえ、５つの手法の中から投票方式による市民意向調査を提案し、加えて調査対象者(投票資格者)の年齢を満18歳以上とすること、合併の賛否だけでなく新市の名称や期待する施策の方向性についても調査項目とすること、合併の賛否に関する項目において過半数が「反対」であるとした場合、合併協議を見直すことを明記することなど、制度の骨格を提示し、協議を行った。席上、条例に基づく住民投票を求める市民の署名活動が進行中であることが報じられ、その取扱い等について意見が分かれたが、

そうした市民の動きとは別に合併協議会として市民の意向をどのように把握していくのかという視点から結論を出すべきであるとの意見が大勢を占め、賛成多数で制度骨子が決定された。

なお、条例に基づく住民投票を求める直接請求については、田無市においては４月３日(署名数9,461、必要署名数1,245)、保谷市においては４月４日(署名数8,738、必要署名数1,655)、それぞれ正式に提出された。両市長は、①現行法体系上の不整合、②協議手続きの公平性・透明性、③投票方式による市民意向調査の優位性、の３つの観点から条例の制定は積極的意義を見出せない旨の市長の意見を付して、両市議会に付議した。その結果、４月19日の両市議会臨時議会においていずれも賛成少数で否決された。

法定協議会第16回会議(５月11日開催)では、市民意向調査の制度詳細について協議が行われ、事務局から要綱案・経費概要(予算)・スケジュールを提示し、調査票の様式、一般公募による投開票オンブズマンの導入、開票の委託化と機械集計等制度の詳細を説明した。席上、質疑を中心に委員の活発な発言が行われ、一部修正意見等も提案されたが、最終的には原案のとおり決定された。

ウ　新市建設計画に関する検討

新市建設計画については、法定の協議事項として、また、合併後の新市のまちづくりの方向性を示す重点事項として、法定協議会会議において慎重かつ詳細な検討が行われた。新市建設計画は、任意協議会において策定された新市将来構想の、特にまちづくり構想部分をベースとして、そのまちづくりプロジェクト案を事業化したもの、各所管部署及び協議会委員から提案のあったもの、両市の基本計画等の積み残し課題等からまちづくり構想の理念に合致するものを選定し、取りまとめた。

法定協議会会議においては、まず、第３回会議(平成11年11月15日開催)でその位置付けや意味、新市将来構想や両市の基本計画との関係など新市建設計画に関する基本的な事項を先進事例を紹介しながら説明したのを皮切りに、第６回会議（12月22日開催）では骨子と検討スケジュールが示され、第７回会議（平成13年１月13日開催）と第８回会議（１月27日開催）では重点施策の検討、第10回会議（２月24日開催）と第11回会議（３月９日開催）では各種施策の検討が行われ、第13回会議（４月13日開催）では協議事項として「新市建設計画」が正式提案された。新市建設計画については、特別に４月20日臨時会（第14回会議）を開催して十分な協議を行い、内容の一部を修正した。第15回会議（４月27日開催）には修正の内容を確認して、正式に協議を終えた。

エ　新市名に関する検討

新市名候補選定小委員会は、平成12年２月までに延べ６回の会議を開催し、全国から寄せられた8,753通、3,190種類もの候補の中から７グループ10候補にまで絞込みを行い、法定協議会第10回会議(２月24日開催)に報告した。法定協議会では、第12

回会議（３月23日開催）において、正副会長を含めた全委員による無記名投票を行って５候補を選定し、これを市民意向調査における新市名に関する項目の選択肢とすることとした。法定協議会では、市民意向調査の結果を尊重して新市名を定めることとし、法定協議会第18回会議（８月３日開催）では、市民意向調査において最多得票を獲得した「西東京市」を新市名として定めることを確認した。

(8) 新市建設計画の作成・主要協議の終了

法定協議会第15回会議（４月27日開催）では、新市建設計画を含めた８つの協議事項を確認し、正式な合併期日と市民意向調査の結果を尊重して定めることとした新市の名称以外のすべての協議事項について協議を終了した。これにより協議の主眼は、市民意向調査とそれに先駆けて行う市民説明会等の市民への情報の周知方法についてとなった。

法定協議会第16回会議（５月11日開催）では、市民意向調査の詳細が協議され、投票日を７月30日(日)とし、不在者投票期間を７月23日から29日までの一週間とすること、不在者投票の事由をすべて不問とし、また、不在者投票所を両市内の６か所に設置して居住地の如何を問わず投票することができるとすること、投票時間を不在者投票を含めて午後10時まで拡大すること、投開票事務の公正性・透明性を確保するため、公募市民による投開票オンブズマンを設置すること、開票を民間委託して機械集計により行い、投票日の翌日には結果を公表することなど制度の詳細が決定された。また、市民説明会については、法定協議会第17回会議(６月22日開催)でその日程、方法、配布資料等が確認された。

(9) 市民説明会

市民説明会は、市民意向調査に先駆けて７月２日から26日までの約１か月間両市内の各所で開催された。説明会は、平日は午後７時から、休日は午後２時からという市民の参加しやすい時間帯に設定され、さらに当初から予定された17か所の説明会だけでなく、５人以上のグループからの申し出があれば、事務局職員が出向いて説明を行う出張説明会も行われた。その結果、期間中24回の説明会が行われ、延べ872名の市民の参加があった。

説明会では、前半で６月下旬に両市内の全世帯に配布したパンフレット「21世紀に誕生する私たちの新しいまち」をもとに、新市建設計画の内容を中心として合併協議会での協議内容をビデオを使って説明し、後半は両市長や事務局と参加市民との意見交換が行われた。市民意向調査の合併の賛否に関する項目においては、いずれか一方または両方の市において、「反対」とする票の合計が「賛成」とする票の合計を上回る場合は、合併の期日その他の協議事項の内容を見直すものとされていたが、この席上で、両市長が「いずれか一方の市ででも「反対」が「賛成」を上回れば合併を白紙に戻さざるを得ないだろう」と明言したことから、この項目において事実上の住民投票として位置付けられることとなった。

(10)市民意向調査

７月20日には調査公報（タブロイド版６ページ）が両市内に全戸配布された。この調査公報には、制度の概要、投票資格や投票所等の案内、新市建設計画等の合併協議内容の概要が掲載され、市民に積極的な投票を呼びかける内容となっていた。また、この日から市民意向調査の投票入場整理券の発送が開始された。

不在者投票は、７月23日から29日までの一週間行われ、不在者投票の開始とともに、広報車、駅頭ＰＲ、防災行政無線などによる市民への投票の呼びかけが積極的に展開された。不在者投票を行うための事由を一切不問とし、不在者投票所が両市内に６か所設置されたこともあり、また、夏休み期間中ということも手伝って、期間中の投票者数は、平成11年執行の市議会議員選挙における不在者投票者数の２倍以上となった。

本投票は、７月30日午前７時から、通常の選挙と同様に両市内を36の投票区に分けて実施された。投票時間は市民の利便性の向上を図るため、通常選挙よりも２時間長い午後10時までとされ、午後８時以降の投票者は、両市で合計6，910人、投票率で約4．6％、当日投票者の12．5％であった。

最終投票率は、田無市で45．04％、保谷市で43．51％、合計で44．17％となった。

開票は、投票日の翌日31日の午前０時41分から、江東区富岡のさくら情報システム株式会社イメージ処理受託センターにおいて行われ、集計終了は、午前11時50分であった。

この開票結果を受けて、午後１時には両市長の合同記者会見が開かれた。この席上で両市長から両市において合併に「賛成」とする票が「反対」とする票を上回ったこと、新市の名称について「西東京市」が最多得票を得たことなどが公表された。この市民意向調査は、事実上の住民投票として認識されており、各報道機関においても、合併が事実上決定されたものとして報道された。

(11)第18回協議会会議

法定協議会第18回会議（８月３日開催）では、市民意向調査の結果が報告され、残る協議事項である「合併の期日（平成13年１月21日）」及び「新市の名称（西東京市）」がいずれも賛成多数で確認された。これによって、合併協議会のすべての協議事項が確認され、合併協定書の内容も確認された。

これを受けて、翌８月４日には両市議会への合併関連議案が送付されるとともに、両市から東京都に対し、また同時に東京都から自治省に対し、両市合併に関する内協議申請が行われ、８月９日には、自治省から東京都に対して両市の合併について異議がない旨の回答がなされ、同日付で東京都から両市に対して通知された。

(12)合併協定調印式

合併協定調印式は、８月10日午前10時30分から保谷こもれびホール小ホールで執り行われた。式には、末松国会議員、坂口都議会議員、東京都総務局長（代理で吉田地

方課長出席)を来賓として迎え、合併協議会委員、両市市議会議員等の関係者計68名が出席した。

式は、坂井明成田無市企画部長の司会で進められ、本村東田無市助役から両市合併に関するこれまでの経過が報告された後、末木達男田無市長、保谷高範保谷市長が合併協定書に調印を行い、続いて参列した合併協議会委員が立会人として合併協定書に署名を行った。この後、主催者あいさつとして両市長があいさつを行い、来賓の方から祝辞をいただいて50分ほどで閉会した。

(13)合併関連議案の議決

田無市・保谷市合併に関する関連議案を審議するための市議会臨時会は、合併協定調印式の翌日、8月11日に両市それぞれ招集された。議案は、「田無市及び保谷市の廃置分合について」ほか関連2議案で、いずれも賛成多数で可決された(下表参照)。

なお、合併準備経費に関わる両市の補正予算については、8月22日に別途臨時議会が招集され、それぞれ可決された。

| 議　案 | 内　容 | 田無市 | 保谷市 |
|---|---|---|---|
| 田無市及び保谷市の廃置分合について | 田無市と保谷市を廃して「西東京市」を設置する | 賛成　19<br>反対　4 | 賛成　17<br>反対　4 |
| 田無市及び保谷市の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について | 両市の財産をすべて「西東京市」に帰属させる | 賛成　19<br>反対　4 | 賛成　17<br>反対　4 |
| 田無市及び保谷市の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について | 市議会議員及び農業委員会委員の身分の取扱い | 賛成　19<br>反対　4 | 賛成　15<br>反対　6 |

(14)合併申請・自治大臣との協議

両市の臨時議会での議決を経て、8月16日には両市長が東京都庁を訪れ、石原東京都知事に両市の合併申請書を手渡した。席上、石原東京都知事から両市長にねぎらいの言葉がかけられ、合併を歓迎する意向が示された。

これを受けて、8月18日には東京都知事から自治大臣に対して両市合併に関する正式協議が行われ、9月4日付で自治大臣から東京都知事宛てで両市の合併に異議がない旨回答が行われた。

(15)東京都知事の処分決定・自治大臣告示

両市合併に伴う関連議案は、9月19日、東京都議会9月定例会に提案され、10月4日原案のとおり可決された。

これを受けて10月6日付で両市の廃置分合について東京都知事の処分決定が行われ、同日付で東京都知事から自治大臣へ届出が行われた。

11月17日には、自治省告示第250号で田無市及び保谷市の廃置分合について官報への告示が行われた。

なお、町名の変更のうち田無市本町及び保谷市本町をそれぞれ田無町、保谷町とする変更については、両市の12月定例議会においてそれぞれ議決後東京都知事に届出が行われ、平成13年１月15日付で告示が行われた。また、（田無市）ひばりが丘団地を（保谷市）ひばりが丘三丁目２番に統合する変更については、合併の日に市長職務執行者により専決処分され、同日付で東京都告示も行われた。

(16)合併準備室の設置

合併協定調印式及び両市議会の合併関連議案の議決を経て、法定協議会は、事実上その役割を終えたこととなったことから、９月１日からは、合併協議会事務局を縮小し、両市の企画部門を統合して合併準備室を設置した。

合併準備室は、計13名の職員で構成され、組織統合・配置の調整、合併協定内容に基づく各種事務事業の調整、関係団体との調整等を中心に各部門ごとに担当制を敷き、新市発足に向けた具体的な準備を進めていった。また、新市の予算編成、条例・規則等の例規類の調整、電算システムの統合等については、それぞれの所管部署が中心となって作業を進めていった。

(17)法定協議会の廃止

法定協議会最終会議となった第19回会議は11月22日に開催され、前回会議以降の合併に関する手続きなどが報告されるとともに、協議会廃止に関する手続きが確認された。法定協議会の廃止期日は合併の日の前日の平成13年１月20日とし、廃止のための議案を両市議会の12月定例会にそれぞれ提出することとされた。なお、平成12年度協議会歳入歳出決算については、廃止の日前に出納を閉鎖し、監査委員の監査を経た後に各委員に書面をもって報告することとされた。

(18)田無市閉市式

田無市の閉市式は、平成13年１月14日午後２時から田無市民会館で近隣の市長や市の特別職、幹部職員など関係者総計295人の出席のもとに開催された。

式典では、まず、末木達男田無市長の式辞、小島恵子田無市議会議長のあいさつが行われ、続いて、来賓の末松国会議員、坂口東京都議会議員、東京都知事代理吉田地方課長、東京都市長会会長青木立川市長、東京都市議会議長会会長栗山狛江市議会議長、保谷高範保谷市長から祝辞が述べられた。

閉式の後、ノーザンシックス・ビッグバンドの演奏が行われ、華やかに34年の歴史に幕を引いた。

(19)保谷市閉市式

保谷市の閉市式は、平成13年１月18日午前10時から保谷こもれびホール小ホールで近隣の市長や市の特別職、幹部職員など関係者計364人の出席のもとに開催された。

式典では、まず武蔵野女子学院中学高等学校吹奏楽部の演奏が行われ、開式の後に

国歌斉唱、保谷高範保谷市長の式辞、渡部保男保谷市議会議長のあいさつ、比留間英人保谷市助役の経過報告が行われ、続いて、来賓の末松国会議員、坂口東京都議会議員、東京都知事代理吉田地方課長、東京都市長会会長青木立川市長、東京都市議会議長会会長栗山狛江市議会議長、末木達男田無市長から祝辞が述べられた。祝電披露の後市旗が降納され、保谷市出身のピアニスト掛谷勇三氏のピアノ演奏をバックに市の歩みをとりまとめたスライドが上映される中、厳かに34年の歴史に幕を引いた。

(20)暫定組織への移行

新市発足後も、平成12年度中については、ほとんどの業務において旧市の業務を継続して行うことから、新市発足時の組織は暫定的なものとして、企画部各課（企画、財政、広報)、秘書課、電子計算部門、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局のみを統合し、その他の部署は、平成13年４月から統合することとした。これら新市発足に合わせて統合される部署及び一部の部署では、新市発足に先駆けて引越し作業が行われ、新市発足前に執務室の統合が行われた。

(21)開庁式

開庁式は、１月21日、田無庁舎では午前９時から、保谷庁舎では午前10時から、市長職務執行者となった比留間英人前保谷市助役、市議会議員及びそれぞれの庁舎ごとにそれぞれ旧市の管理職の職員が出席してほぼ同様の内容で行われた。

まず、比留間英人市長職務執行者から「両市民はもはや運命共同体。ともに協力し合って新しい市のまちづくりを進めていこう」とあいさつが行われ、市名銘板の除幕が行われた。続いて市長職務執行者と平成12年度採用の若手職員４人によってテープカットとくす玉が割られ開庁を祝った。

両庁舎における開庁式の後、午前11時からは、保谷こもれびホール小ホールで新市の幹部職員に対する辞令交付式が行われた。

(22)初議会

新市発足後最初の議会は２月１日に招集され、田無庁舎の議場に新市の議員46人が参集した。

初議会では、まず、議長、副議長、一部事務組合議会議員の選挙が行われるとともに、総務、文教、厚生、建設の各常任委員会と議会運営委員会の委員の選任も行われ、新市議会の構成が決定された。

また、初議会に上程された議案等は、１月21日に市長職務執行者が専決処分を行った事項について承認を求める報告事項10件、市議会関係例規の制定等３件で、すべて承認され、あるいは原案のとおり可決された。

(23)市長選挙

新市の初代市長を決める市長選挙は、２月11日に告示、２月18日に投票が行われた。新市最初の市長選挙は、旧市の両市長がともに出馬することとなったが、保谷高範氏が初当選を果たした。保谷市長時代を通じ３期目となる。

当日有権者数は142，529人、投票率は49．64％であった。

新市長の初登庁は翌２月19日で、早速庁内放送を通じて、全職員及び来庁者に向けてあいさつを行った。

(24)市議会３月定例会

新市長就任後最初の議会となる３月定例会は、３月６日に招集され、平成12年度一般会計予算など39議案、議員提出議案７件が上程され、すべて可決された。

(25)正式組織への移行

平成13年４月からの正式組織は、旧市の組織を融合させ、市民サービスを円滑に継続実施することを最優先し、編成された。

平成13年４月からの正式組織への移行に向けては、３月中旬から暫定組織において統合されなかった各部署の引越し作業等が開始された。

田無・保谷両庁舎については、原則、部を単位として機能分担し、有効活用する視点から、田無庁舎には議会、企画部、総務部、税務部、市民生活部、児童青少年部が入り、保谷庁舎には保健福祉部、環境防災部、都市整備部、水道部、学校教育部、生涯学習部が入ることとされ、各週末を利用して３回に分けて移転を行った。

４月１日には人事異動も行われ、改めて新市の組織が動き始めた。

# 第2章　設立準備会

# 第２章　設立準備会

## １　設立までの経過

平成２年９月の田無市議会における田無市長の議会答弁、そして平成５年１月には田無市との合併推進を公約とした保谷市長が当選するなど、両市の合併問題は再燃することとなるが、一気に具体化するに至ったのは平成９年のことである。

平成９年９月29日、まず保谷市議会９月定例会において、「保谷市・田無市合併に関する決議」が議員提出議案として提案され、可決された。一方、田無市においても、11月26日に臨時議会が開催され、同じく議員提出議案として「田無市・保谷市合併に関する決議」が提案され、可決された。こうして両市議会の合併協議会設置に対する意思が明確化されたことによって、合併協議会設置という両市合併に向けた具体的な一歩を踏み出すことが決定的となったのである。

田無市で決議が行われた翌日（11月27日）には、両市の市長、助役、企画部長、企画・広報部門の事務職員が田無市役所で初会合を行った。この席上で、まず両市長が任意の合併協議会を設置することで合意し、そのための準備を行う事務レベルの組織として田無市･保谷市合併協議会（任意）設立準備会（以下「設立準備会」という。）を設置することが確認された。

設立準備会は、12月３日に発足し、以降５回にわたって会議を行い、任意協議会の名称、設立時期、委員構成、組織体制、規約、予算等、その設立に関し必要な事項を協議した。

## ２　設立準備会の組織

(1) 設立準備会委員

田無市…市長、助役、企画部長、総務部長

保谷市…市長、助役、企画部長、総務部長

(2) 事務局

田無市…企画課、広報広聴課

保谷市…企画調整室、広報課

## ３　会議経過

【第１回会議】平成９年12月３日　於：田無市役所

〈議題〉

・設立準備会の設置について

・設立準備会設置要綱の制定について

・会長及び副会長の選任について
・設立準備会の協議事項について
・会議の取扱いについて
・その他

【第２回会議】平成９年12月25日　於：保谷市役所

〈議題〉

・協議会（任意）の期間設定について
・協議会（任意）の委員構成について
・協議会（任意）の事業内容について
・協議会（任意）の組織体系について
・協議会（任意）の名称について
・協議会（任意）の事務局体制について
・その他

【第３回会議】平成10年１月13日　於：田無市役所

〈議題〉

・第２回会議結果の確認事項について
・協議会（任意）の規約（案）について
・協議会（任意）の予算（案）について
・その他

【第４回会議】平成10年１月27日　於：保谷市役所

〈議題〉

・第３回会議までの合意事項について
・田無市・保谷市合併推進協議会設立に向けて
・その他

【第５回会議】平成10年２月４日　於：田無市役所

〈議題〉

・第４回会議までの合意事項について
・田無市・保谷市合併推進協議会第１回会議に向けて
・記者会見の開催について
・その他

## 4　設立準備会における合意事項

準備会による主な合意事項は、次のとおりである。

| 合意項目 | 内　　容 |
|---|---|
| 協議会の名称 | 田無市･保谷市合併推進協議会 |
| 設立時期 | 平成10年２月16日 |
| 委員構成 | 行政側８人（市長、助役、企画部長、総務部長）<br>議会側14人（市議会議員各市７人） |
| 想定協議期間 | 約１年６か月 |
| 組織体制 | ○幹事会<br>幹事長…会長市企画部長<br>副幹事長…副会長市企画部長<br>幹事…各専門部会正副部会長<br>○専門部会<br>議会常任委員会にならい３部会設置<br>部会員…各部長<br>○新市将来構想策定委員会<br>協議会の附属期間として設置<br>市民代表等から構成<br>○事務局体制<br>事務局長…会長市企画部長（同等職）<br>事務局次長…副会長市企画部長（同等職）<br>事務局職員…各市２人（計４人）<br>広報班…両市広報担当職員（兼務） |
| 規約 | 後掲　※第10章を参照 |
| 予算 | 両市均等負担<br>内容は後掲　※第９章を参照 |

# 第３章　田無市・保谷市合併推進協議会
# （任意の合併協議会）

# 第３章　田無市・保谷市合併推進協議会（任意の合併協議会）

平成10年２月16日、５回にわたる設立準備会での協議を経て、任意の合併協議会である田無市･保谷市合併推進協議会が設置され、その第１回会議が開催された。

第１回会議では、田無市･保谷市合併推進協議会の設置と規約が確認された後、会長に末木達男田無市長が、副会長に保谷高範保谷市長がそれぞれ就任することや平成10年度の事業計画･予算などが確認され、合併協議の第一歩をしるした。これに基づいて、４月には会長市となった田無市に事務局が設置され、本格的な活動が開始された。

## １　協議会委員

**田無市・保谷市合併推進協議会委員名簿**　（22名、敬称略）

| 区分 | | 職名 | 氏名 | 協議会での役職 |
|---|---|---|---|---|
| 田無市 | 行政 | 市長 | 末木達男 | 会長 |
| | | 助役 | 本村東 | |
| | | 企画部長 | 糸賀國廣<br>坂井明成 | ～H10.3.31<br>H10.4.1～ |
| | | 総務部長 | 鈴木勝巳<br>中村忠雄<br>山下実樹夫 | ～H10.3.31<br>H10.4.1～H11.3.31<br>H11.4.1～ |
| | 議会 | 市議会議員 | 浜野重男 | |
| | | 市議会議員 | 西村誠一 | |
| | | 市議会議員 | 野村俊介 | |
| | | 市議会議員 | 白井智子<br>相馬和弘 | ～H11.4.30<br>H11.5.1～ |
| | | 市議会議員 | 田崎敏男 | |
| | | 市議会議員 | 高橋司朗 | |
| | | 市議会議員 | 古谷公彦<br>――― | ～H11.4.30<br>H11.5.1～ |
| 保谷市 | 行政 | 市長 | 保谷高範 | 副会長 |
| | | 助役 | 安藤明<br>比留間英人 | ～H11.6.30<br>H11.7.1～ |
| | | 企画部長 | 加藤光章 | |
| | | 総務部長 | 茂又好文<br>朝武貞男 | ～H10.3.31<br>H10.4.1～ |
| | 議会 | 市議会議員 | 浅野高司 | |
| | | 市議会議員 | 宮寺秀雄<br>茂木千佳子 | ～H11.2.7<br>H11.2.8～ |
| | | 市議会議員 | 酒井澄 | |
| | | 市議会議員 | 佐々木順一 | |
| | | 市議会議員 | 鈴木宏一 | |
| | | 市議会議員 | 林一夫 | |
| | | 市議会議員 | 石毛茂 | |

## 2　協議会会議内容

協議会は12回開催され、合併の必要性、効果及び将来のまちづくり構想について協議・検討し、その集大成として新市将来構想を策定した。

田無市・保谷市合併推進協議会第１回会議次第

日時：平成10年２月16日(月)午前10時から
場所：田無市役所 全員協議会室（議会棟４階）

○開　　会
○主催者あいさつ
　田無市・保谷市合併推進協議会の設立について
　田無市・保谷市合併推進協議会規約の承認について
○委員紹介
○仮議長の選出
○議　　事
　議案第１号　　田無市・保谷市合併推進協議会役員の選出について
○会長あいさつ
○副会長あいさつ
○両監事あいさつ
〈 議 長 交 代 〉
○議　　事
　議案第２号　　平成10年度事業計画について
　議案第３号　　平成10年度歳入歳出予算について
○閉　　会

【会議結果】

・会長は末木達男田無市長、副会長には、保谷高範保谷市長が就任
・監事は浜野重男田無市議会議員、浅野高司保谷市議会議員が就任
・平成10年度事業計画及び歳入歳出予算は原案通り承認

田無市・保谷市合併推進協議会第２回会議次第

日時：平成10年４月15日(水)午後１時30分から
会場：田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　会
２．会長あいさつ
３．連絡事項
　(1) 新委員の紹介について
　(2) 事務局の設置について
４．議　題
　(1) 協議会会議の運営について
　　①　田無市・保谷市合併推進協議会会議の傍聴に関する要綱
　(2) 専決事項の報告
　　①　田無市・保谷市合併推進協議会事務局規程
　　②　田無市・保谷市合併推進協議会予算事務規程
　(3) 各種規程の制定について
　　①　田無市・保谷市合併推進協議会幹事会規程(案)
　　②　田無市・保谷市合併推進協議会専門部会規程(案)
　(4) その他
　　①　第３回協議会会議について
　　②　合併先進市視察について
　　③　協議会会議の定例開催について

【会議結果】
・４月１日より合併推進協議会事務局発足の報告
・協議会会議は原則公開、会議資料も会議終了後無償配布の体制を整えることを承認
・事務局発足に伴なう各種規程の制定

田無市・保谷市合併推進協議会第３回会議次第

日時：平成10年５月14日（木）午後２時から
会場：田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　会
２．会長あいさつ
３．議　題
(1) 新市将来構想策定委員会の設置について
(2) 新市将来構想策定に係る調査・分析等業務委託について
(3) 委員の視察研修について
４．連絡事項
(1) 田無市・保谷市合併推進協議会幹事会及び専門部会の設置について

【会議結果】

・新市将来構想策定委員会については、上限を18人とし学識経験者・女性を含め市民各層から幅広く選定する。
・新市将来構想策定に係る調査・分析等業務委託については、適正に選定するため委託業者選定委員会を発足する。
・委員の視察研修については、茨城県ひたちなか市・茨城県取手市を視察する。

田無市・保谷市合併推進協議会第４回会議次第

日時：平成10年６月24日（水）午後２時から
会場：田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　会
２．会長あいさつ
３．議　題
　(1) 新市将来構想策定について
４．報告事項
　(1) 幹事会・専門部会の活動報告
　(2) 視察研修の日程について
　(3) ７月号協議会だより「みのり」の発行について

【会議結果】

・新市将来構想策定に係る調査・分析等業務委託業者の選定については、さくら総合研究所に決定。
・新市将来構想策定委員会委員の選定については、18人を選定。（名簿は新市将来構想の項目を参照）

田無市・保谷市合併推進協議会第５回会議次第

日時：平成10年８月11日（火）午後２時から
会場：田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　会
２．会長あいさつ
３．報告事項
　(1) 新市将来構想策定委員会第１回会議結果報告
　(2) 事務事業実態調査の進捗状況について
４．議　題
　(1) 今後における会議の検討項目について
　　① 合併の必要性
　　② 合併の効果
　　③ 新市ビジョン
５．その他
　(1) 次回会議の開催について
　(2) 田無市・保谷市合併推進協議会だより「みのり」第３号の発行について

【会議結果】

・新市将来構想策定委員会第１回会議結果報告（新市将来構想の項目を参照）
・事務事業実態調査の進捗状況については、現在、集約作業中。
・今後における会議の検討項目について合併の必要性、合併の効果、新市ビジョンを各資料を基に検討。

田無市・保谷市合併推進協議会第６回会議次第

日時：平成10年10月14日（水）午後２時から
会場：田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　会
２．会長あいさつ
３．報告事項
　(1) 新市将来構想策定委員会第２回・第３回会議結果報告
４．議　題
　(1) 田無市・保谷市における合併の意義と効果について
　(2) その他

【会議結果】

・新市将来構想策定委員会第２回・第３回会議結果報告（新市将来構想の項目を参照）
・田無市・保谷市における合併の意義と効果についてシュミレーションを用い検証

田無市・保谷市合併推進協議会第７回会議次第

日時：平成10年11月10日（火）午後２時から
会場：田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　会
２．会長あいさつ
３．報告事項
　(1) 新市将来構想策定委員会第４回会議結果報告
４．議　題
　(1) 合併効果（行政サービスの向上・住民負担の軽減）・合併の基本コンセプト（合併のねらい）について
　(2) まちづくりの基本的な考え方について
　(3) その他
　　○田無市・保谷市合併推進協議会だより「みのり」11月25日第４号及び12月10日第５号の発行について
　　○21世紀フォーラムの開催について

【会議結果】
・新市将来構想策定委員会第４回会議結果報告（新市将来構想の項目を参照）
・合併効果（行政サービスの向上・住民負担の軽減）・合併の基本コンセプト（合併のねらい）についての具体的な検証。

田無市・保谷市合併推進協議会第８回会議次第

日時：平成11年２月９日（火）午後２時から
会場：田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　会
２．会長あいさつ
３．報告事項
　(1) 田無市・保谷市行財政現況調書について
　(2) 平成10年度協議会予算の流充用について
　(3) 田無・保谷21世紀フォーラムの結果について
　(4) 新市将来構想策定委員会第５回～第７回会議の結果について
４．議　題
　(1) 平成11年度協議会事業計画（案）について
　(2) 平成11年度協議会予算（案）について
　(3) その他

【会議結果】
・田無市・保谷市行財政現況調書については約380項目の行財政水準の指標を12月に発行
・田無・保谷21世紀フォーラムの結果について（21世紀フォーラムの項目を参照）
・新市将来構想策定委員会第５回～第７回会議の結果について（新市将来構想の項目を参照）

田無市・保谷市合併推進協議会第９回会議次第

日時：平成11年３月31日（水）午後２時から
会場：田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　会
２．会長あいさつ
３．報告事項
　(1) 田無・保谷21世紀フォーラムの結果について
　(2) 新市将来構想策定委員会第８回～第９回会議結果について
４．　議　題
　(1) 新市将来構想案　中間まとめについて
　(2) その他

【会議結果】

・田無・保谷21世紀フォーラムの結果について（21世紀フォーラムの項目を参照）
・新市将来構想策定委員会第８回～第９回会議結果について（新市将来構想の項目を参照）
・新市将来構想策定委員長より中間のまとめを報告され、協議会で了承。

田無市・保谷市合併推進協議会第10回会議次第

日時：平成11年５月19日（水）午後２時から
会場：田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　会
２．会長あいさつ
　新委員の紹介について
３．　報告事項
　(1) 協議会ホームページの状況について
　(2) 合併特例法の改正案について
４．　議　題
　(1) 市民説明会(新市将来構想案中間まとめ)について
　(2) その他

【会議結果】

・協議会ホームページの状況については、アクセス件数が約1，300件。
・合併特例法の改正案についての概要説明。
・市民説明会(新市将来構想案中間まとめ)について日程、内容の検討

田無市・保谷市合併推進協議会第11回会議次第

日時：平成11年７月９日（金）午後２時から
会場：田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　会
２．会長あいさつ
３．報告事項
　(1)「新市将来構想案　中間まとめ」市民説明会について
　(2) 第11回新市将来構想策定委員会について
４．　議　題
　(1) 平成10年度協議会歳入歳出決算報告について
　(2) 平成11年度協議会補正予算（第１号）について
　(3)「新市将来構想案　最終まとめ」について
　(4) その他

【会議結果】

・「新市将来構想案　中間まとめ」市民説明会については、田無市・保谷市それぞれ２回づつ計４回開催する。
・第11回新市将来構想策定委員会について（新市将来構想の項目を参照）
・平成10年度協議会歳入歳出決算報告については適正と認定。
・「新市将来構想案　最終まとめ」についての最終確認。

田無市・保谷市合併推進協議会第12回会議次第

日時：平成11年８月10日（火）午後２時から
会場：田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　会
２．会長あいさつ
３．議　題
　(1) 法定協議会の設置について
４．その他

【会議結果】

・法定協議会の設置については、10月設置に向け９月議会に議案を提出
・新市将来構想概要版を９月上旬に全戸配付。

## 3　行財政現況調書

沿革、人口、各種指標等田無市、保谷市の現状や行政水準等を比較対照し、その差異、合併に向けた課題等を把握するため、事務事業実態調査（第一次調査）を実施し、約380項目に及ぶ現況対照表をとりまとめ、平成10年12月、「田無市・保谷市行財政現況調書」として発行した。

### 行財政現況調査集計表目次


市の概要
　地勢と面積、沿革
　人口・世帯

市の計画
　総合計画
　個別計画の状況

行政組織機構
　特別職の状況
　教育長
　非常勤特別職
　行政組織機構

議会
　議会の構成

財政・税務
　財政指標等
　歳入歳出決算額
　性質別決算額(歳入)
　性質別決算額(歳出)
　目的別決算額(歳出)
　市税決算額
　普通交付税
　人件費の状況
　市税の状況
　主要ストック水準
　公有財産の状況

土地利用
　地域、地区指定の状況

運輸
　自動車、車両台数
　鉄道の状況
　市内連絡バスの利用状況

通信
　郵便局数

地域情報化及びＯＡ化
　地域情報化
　ＯＡ化

建設
　道路・橋梁の状況
　駐車場・駐輪場の状況
　面的開発の状況
　住宅所有の状況
　公営住宅の状況
　河川の状況
　公共下水道
　雨水幹線の状況
　公園・緑化の推進等の状況
　町名・住居表示

水道
　上水道事業の状況
　水資源の確保

消防、防災及び治安
　常備消防の状況
　消防団
　火災発生状況
　防災体制
　治安体制

環境衛生
　公害処理の状況
　ごみ処理施設の状況
　ごみ処理の状況
　し尿処理施設の状況
　し尿処理の状況
　啓発
　減量対策
　組織
　その他の衛生施策
　環境衛生関係団体の概要

教育・文化
- 幼稚園
- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 大学短大等
- 特殊学校
- 教育相談
- 教育指導
- 社会教育施設
- 社会体育施設
- 文化芸術施設
- 文化財
- 国際化推進施策
- 各種育英奨学資金

福祉
- 高齢者福祉
- 障害者福祉
- 児童福祉
- 母(父)子福祉
- 生活保護
- 民生委員
- その他の社会福祉施策
- 社会福祉団体の概要

保険年金
- 国民年金・福祉年金
- 国民健康保険の状況

保健医療
- 医療施設の状況
- 救急医療制度
- 保健関係施策
- 保健衛生団体の概要

経済
- 農業
- 商業
- 工業
- 金融対策等（中小企業福祉互助会含）
- 勤労者対策
- 関係団体等
- 消費生活
- 米穀行政
- 市民まつり等

広報広聴活動
- 市政懇談会
- 広報紙
- 市民相談

情報公開制度

個人情報保護

行政手続制度

姉妹都市・友好都市

都市宣言

平和の日

市民憲章

市の花、木、鳥

公社等の状況
- 福祉公社
- 土地開発公社
- 財団

条例・規則等の状況

行政委員会
- 教育委員会
- 農業委員会
- 選挙管理委員会
- 監査委員
- 公平委員会
- 固定資産評価審査委員会

使用料・手数料
- 使用料
- 手数料

負担金・助成金・補助金
- 負担金

関係団体
- 一部事務組合
- 協議会
- 審議会
- 加盟団体
- その他

## 4　新市将来構想

(1) 新市将来構想策定委員会

新市将来構想策定委員会は、合併後の将来のまちづくり構想を策定するため、合併推進協議会の附属機関として設置された。委員構成は、学識経験者２人、市民代表委員12人（両市各６人、うち女性各２人）、行政代表４人（両市収入役及び教育長）の総計18人で、委員の互選により、委員長に小島委員、副委員長に倉持委員、小西委員がそれぞれ就任した。

（18名、敬称略）

| | 氏　　名 | 専攻・住所・役職 | 職　　業 |
|---|---|---|---|
| 学識経験者 | 小島　将志 | 都市計画 | 都市計画プランナー |
| 学識経験者 | 横道　清孝 | 地方自治 | 大学助教授 |
| 市民代表 | 倉持　忠勝 | 保谷市新町 | 会社顧問 |
| 市民代表 | 小西　嗣朗 | 田無市本町 | 会社役員 |
| 市民代表 | 小林　廣子 | 保谷市本町 | 主　　婦 |
| 市民代表 | 志茂田　誠 | 保谷市中町 | 会社役員 |
| 市民代表 | 竹内芙美代 | 田無市谷戸町 | 主　　婦 |
| 市民代表 | 田島三津雄 | 田無市西原町 | 大学講師 |
| 市民代表 | 昇　多加代 | 保谷市下保谷 | 主　　婦 |
| 市民代表 | 宮崎　　勇 | 田無市北原町 | 会社役員 |
| 市民代表 | 本橋　　博 | 保谷市栄町 | 獣医師 |
| 市民代表 | 百瀬　　一 | 保谷市泉町 | 会社顧問 |
| 市民代表 | 山本　佳子 | 田無市北原町 | 主　　婦 |
| 市民代表 | 米山　貴典 | 田無市芝久保町 | 自　　営 |
| 行政代表 | 長谷川征二 | 田無市収入役 | |
| 行政代表 | 西河　勇夫 | 保谷市収入役 | |
| 行政代表 | 平賀　元晃<br>和田　弘美 | 田無市教育長 | ～平成11年３月31日<br>平成11年４月１日～ |
| 行政代表 | 鈴木　利治<br>茂又　好文 | 保谷市教育長 | ～平成10年９月30日<br>平成10年10月１日～ |

（市民代表については五十音順）

(2) 会議内容

**新市将来構想策定委員会委員依頼式及び第１回会議次第**

平成10年７月28日（火）午後２時から
田無市役所事務棟３階庁議室

１．開会
２．会長、副会長挨拶
３．依頼状交付
４．委員自己紹介
５．役員選出及び挨拶
６．新市将来構想策定に向けて
　①事務局職員紹介
　②合併推進協議会の経緯
　③本委員会の主旨
　　○目的
　　○協議会との関係
７．新市将来構想策定委員会の運営について
　　○開催月、定例化、開催時間、開催場所
　　○公開・非公開、傍聴
　　○会議の記録
８．次回会議の開催について

**新市将来構想策定委員会第２回会議次第**

日時：平成10年８月28日（金）午後２時から
会場：保谷市スポーツセンター１階会議室

１．開　会
２．議　題
　(1) 合併事例紹介
　(2) 田無市・保谷市まちづくりの概況について
　　○両市現在のまちづくり計画の概要
　(3) 両市都市イメージアンケート結果について
　(4) 田無市・保谷市のまちづくりの主要課題について
　(5) 次回タウンウォッチングの予定について
３．その他

新市将来構想策定委員会第３回会議

田無・保谷タウンウォッチング

日時：９月22日（火）午後１時30分～４時30分
目的：新市のビジョンを検討するうえで必要となるまちづくりの主要課題を抽出するための一環としてタウンウォッチングを開催します。

①田無市総合福祉センター
②東大農場
③明治薬科大学（跡地）
④ひばりヶ丘駅周辺
　○特別養護老人ホーム「保谷苑」
　○ふれあいセンター
⑤保谷市北町地域⑥保谷駅周辺
　○都市計画道路３・４・１２号線（北口駅前広場を含む）
⑦こもれびホール
⑧合築センター（保健福祉総合センター、防災センター）
⑨文理台公園
⑩新町地区の学区等

新市将来構想策定委員会第４回会議次第

日時：平成10年10月27日（火）午後２時から
会場：保谷市役所　東分庁舎　地下１階会議室

１．開　会
２．議　題
　(1) 田無・保谷タウンウォッチング（9／22）について意見交換
　(2) 田無市・保谷市における合併の意義と効果について
　　（田無市･保谷市合併推進協議会第６回会議の資料に基づいて説明）
３．その他

新市将来構想策定委員会第５回会議次第

日時：平成10年11月24日（火）午後２時から
会場：イングビル３階　第１・第２会議室

１．開　会
２．議　題
　(1) 田無市・保谷市における合併の必要性と効果について
　　（田無市･保谷市合併推進協議会第７回会議の資料に基づいて説明）
　(2) 合併を契機としたまちづくりのコンセプトについて
３．その他

新市将来構想策定委員会第６回会議次第

日時：平成10年12月22日（火）午後２時から
会場：田無市役所２階　202・203会議室

１．開　会
２．議　題
（1）田無・保谷21世紀フォーラム（12月９日開催）の報告
（2）合併を契機としたまちづくりのコンセプトについて
３．次回21世紀フォーラム（平成11年１月16日）について
４．その他

新市将来構想策定委員会第７回会議次第

日時：平成11年１月26日（火）午後２時から
会場：イングビル３階第３・第４会議室

１．開　会
２．議　題
（1）田無・保谷21世紀フォーラム（１月16日開催）の報告
（2）新市のまちづくり基本理念、将来像、プロジェクトについて
３．次回21世紀フォーラム（平成11年２月18日）について
４．その他

新市将来構想策定委員会第８回会議次第

日時：平成11年２月23日（火）午後２時から
会場：保谷市役所　北一号分庁舎　会議室

１．開　会
２．議　題
（1）田無・保谷21世紀フォーラム（２月18日開催）の報告
（2）基本理念の選定
３．次回21世紀フォーラム（平成11年３月６日）について
４．その他

新市将来構想策定委員会第９回会議次第

日時：平成11年３月12日（金）午後２時から
会場：イングビル３階　第３・第４会議室

１．開　会
２．議　題
(1) 田無・保谷21世紀フォーラム（３月６日開催）の報告
(2) 新市将来構想中間まとめについて
(3) その他

新市将来構想策定委員会第10回会議次第

日時：平成11年６月９日（水）午後２時から
会場：イングビル３階　第１・第２会議室

１．開　会
２．議　題
(1) 市民説明会における「新市将来構想案の中間まとめ」に対する意見について
(2) その他

新市将来構想策定委員会第11回会議次第

日時：平成11年６月29日（火）午後３時から
会場：保谷市スポーツセンター１階会議室

１．開　会
２．議　題
(1) 新市将来構想案　最終まとめ」について
(2) その他

(3) 21世紀フォーラム

新市将来構想策定委員会において「新市のまちづくり」を検討するにあたり、広く市民のまちづくりに関する意見を収集し、委員会での検討の素材とするために計４回の市民フォーラムを開催、延べ250人の参加者があった。

21世紀フォーラム第１回結果報告について

１．実施日時　　平成10年12月９日（水）午後６時30分～９時30分
２．実施場所　　田無市役所２階ロビー
３．参 加 者　　当日参加者62名（１班～８班）
　　内訳　①市民53名（男性42名、女性11名
　　将来構想策定委員６名を含む）
　　（田無市26名、保谷市22名）
　　②職員９名
４．新市将来構想策定委員参加者
　　小島委員長…将来構想策定委員会の報告
　　小西副委員長…フォーラム終了時の感想
　　百瀬委員、山本委員、米山委員
５．フォーラム内容（１班～８班）
　　ステップ１…協議会会議の経過と今後のスケジュール
　　ステップ２…将来構想策定委員会の経過報告
　　ステップ３…なんでもご意見ポストイット（希望の木、不安の木）
　　ステップ４…自己紹介（もし新市の市長に立候補するとしたら）
　　ステップ５…暮らしの課題発見（ベスト10）
　　ステップ６…小西副委員長よりフォーラムに対する感想
　　最後に参加者から感想を記入してもらう

## 21世紀フォーラム第２回結果報告について

１．実施日時　　平成11年１月16日（土）午後１時30分～４時50分
２．実施場所　　田無市役所２階ロビー
３．参 加 者　　当日参加者57名（１班～８班、両市中学校区別）
　　内訳　①市民48名（男性39名、女性９名
　　将来構想策定委員６名を含む）
　　（田無市26名、保谷市22名）
　　②職員９名
４．新市将来構想策定委員参加者
　小西副委員長…フォーラム終了時の感想
　倉持副委員長
　宮崎委員、米山委員、山本委員、小林委員
５．フォーラム内容（１班～８班）
　ステップ１…前回のワークショップの成果の確認
　ステップ２…具体的なプロジェクトを通して考える
　　「私たちの望む新しいまちの暮らし」
　ステップ３…プロジェクトの投票結果の確認
　ステップ４…問題提起「市民の気になる暮らしの課題」
　　①東大農場の問題について
　　②小・中学校の教育問題について
　ステップ５…まとめ
　　小西副委員長よりフォーラムに対する感想
　　最後に参加者から感想を記入してもらう

## 21世紀フォーラム第３回結果報告について

１．実施日時　　平成11年２月18日（木）午後６時30分～９時40分
２．実施場所　　保谷市　こもれびホール　小ホール
３．参 加 者　　当日参加者 76名（１班～９班、両市中学校区別）
　　内訳　①市民72名（男性44名、女性28名
　　将来構想策定委員６名を含む）
　　（田無市20名、保谷市52名）
　　②職員４名
４．新市将来構想策定委員参加者
　小島委員長……策定委員会会議結果報告
　倉持副委員長…フォーラム終了時の感想
　宮崎委員、米山委員、山本委員、小林委員、竹内委員、昇委員
５．フォーラム内容（１班～９班）
　ステップ１…21世紀フォーラムの位置づけ
　　前回のワークショップの成果の確認
　　ﾘｰﾃﾞｨﾝｸﾞﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄの検討状況
　ステップ２…自己紹介
　　「合併への思いを一言」
　ステップ３…両市の福祉政策について考える
　ステップ４…地域別の課題を検討しよう
　ステップ５…まとめ
　　倉持副委員長よりフォーラムに対する感想

## 21世紀フォーラム第４回結果報告について

１．実施日時　　平成11年３月６日（土）午後１時30分～４時30分
２．実施場所　　保谷市役所２階食堂
３．参 加 者　　当日参加者 55名（１班～８班）
　　内訳　①市民51名（男性34名、女性17名
　　将来構想策定委員７名を含む）
　　（田無市14名、保谷市37名）
　　②職員４名
４．新市将来構想策定委員参加者
　小島委員長……フォーラム終了時の感想
　倉持副委員長…策定委員会会議結果報告
　小西副委員長、米山委員、本橋委員、山本委員、竹内委員、昇委員
５．フォーラム内容（１班～８班）
　ステップ１…新市将来構想策定委員会倉持副委員長より「新市将来構 想の骨子案」と「新市のまちづくり基本理念」を報告
　ステップ２…自己紹介
　「合併相手の市長さんに一言」
　ステップ３…新市まちづくりの「リーディングプロジェクト」を確認しよう
　ステップ４…グループの検討結果を報告しよう
　ステップ５…「合併川柳」をつくろう
　ステップ６…まとめ
　小島委員長よりフォーラムに対する感想

(4) 新市将来構想

○位置付け

新市将来構想は、両市の現状を踏まえたうえで両市の合併の必要性・効果を検証し、これらの合併効果からどのような新市のまちの将来像を描けるのかをまとめたもので、法定協議会において策定する新市建設計画のグランドデザインとして位置付けられた。

○特徴

新市将来構想の特徴は、合併を検討する上で前提となる両市の合併の必要性・効果という主要部分の検証については協議会が行い、まちづくり構想については市民参加でまとめるという役割分担を行い、それを柱としてまとめていることにある。

市民参加については、市民代表委員を中心に構成された新市将来構想策定委員会だけにとどまらず、さらに市民の意見を収集する場として21世紀フォーラムをあわせて開催し、策定委員会と21世紀フォーラムとがやりとりをしながら新市のまちづくりを検討したという経緯がある。その検討の過程においても、両市における課題・問題点の整理の段階では、地域の生活者の視点にたった検討が行われ、非常に身近な課題・問題点が議論の中心となった。従って新市将来構想の内容的な特徴は、体系的にも市民の視点で検討したことから、市民が身近に感じる課題・問題点を解決していくことによってより暮らしやすいまちを創り上げていくこととしている点にあると考えられる。

新市将来構想は、任意協議会第11回会議（平成11年７月９日開催）において正式に策定され、平成11年８月、その概要版が両市内全世帯に配付された。

①表紙タイトル　一人ひとりが輝くまち～田無市・保谷市合併にむけて～

②内容　序　章　田無市・保谷市の概要
第１章　田無市・保谷市の合併の意義
第２章　田無市・保谷市の合併の効果
第３章　田無市・保谷市合併のねらい
第４章　新市のまちづくり基本理念、将来像、将来像を実現するための基本的な考え方
第５章　プロジェクト案

③体系図

## ＜新市のまちづくりの体系図＞

（まちづくりの将来像）　（プロジェクト案）

（まちづくりの基本理念）

**21世紀を拓き**
**緑と活気にあふれ**
**一人ひとりが輝くまち**

（まちづくりの将来像を実現するための基本的な考え方）

◇ 市民参加のまちづくり
◇ 生活圏を重視したまちづくり
◇ 仕組みを重視したまちづくり

### ●地域の中で支えあう福祉のまち

・バリアフリーのまちづくり
・余剰公共施設転用等による在宅介護支援センター等の福祉施設の整備
・介護活動ボランティア団体間のネットワークの構築
・在宅介護や自宅療養等の支援情報システムの導入
・福祉や文化活動など非営利活動に必要な資格取得を支援する制度の創設
・これまでの人生経験を生かす仕組みとしての専門家登録制度の創設
・健康づくりの充実

### ●環境にやさしく美しいまち

・市民の憩いの場となる公園や広場の整備
・緑と水と歴史を感じることができる散歩道の整備
・武蔵境からひばりヶ丘までの道を名物道路にする
・資源循環システムに役立つ市民菜園制度の創設
・公共施設からの生ゴミを活用する堆肥化センターの整備
・屋敷林等の保全や生物生息環境の復元等による地域環境のエコアップ
・情報ネット上への不用品ショップの開設
・再生品を積極的に利用していく運動としてのグリーン調達の推進

### ●若者を育てるまち

・多様な子育てニーズに対応した保育機能を備えた子育てサポートセンターの創設
・中学校給食等に関する会議の開催
・次世代に文化伝統を継承するための郷土資料館の整備
・ 育児相談、いじめや非行問題など幅広い教育問題に対する相談センターの開設
・学校教育や生涯学習におけるコンピュータ教育等の拡充
・まつりができる拠点づくり
・特色ある教育の実現

### ●安全で快適なまち

・交通過疎地域の解消と防災機能を高める道路整備
・地域の避難所等の防災施設の整備
・集会、展示、ボランティア活動事務などの機能を持つ複合型のコミュニティ施設の整備
・市民プールや武道場などのスポーツ施設の整備
・交通過疎地域や主要公共施設間を結ぶ市内循環バスの運行拡充
・公共施設を効率的に機能させる情報システムの構築
・交通規制の強化、車両速度を低減させる舗装などによる安全な通学環境及び生活環境の確保

### ●さまざまな産業が育つまち

・各駅周辺の空き店舗や空きオフィス等を活用したテレワークオフィスの整備
・歩行者空間の整備、駐車場や駐輪場などの整備による商店街の活性化
・情報交換、新規事業研究の場としてのスモールビジネス研究会の創設

### ●市民が参加する活力あるまち

・活動拠点やオフィス機器提供等によるＮＰＯ活動支援制度の創設
・ 話し相手、買物相手といった生活援助を中心としたふれあいボランティア活動の育成
・多様な市民参加の仕組みづくり
・計画づくりの初期段階から積極的に情報を公開していく情報公開制度の創設
・ボランティア活動時間を貯めることができる「ふれあい切符制度」の創設
・援助、医療、手話通訳など専門性を有した災害救助ボランティア組織の創設

## 5　市民への情報提供

(1) みのり

合併に対する関心の喚起とそのための材料を市民に十分に提供していくことを主な目的として田無市・保谷市合併推進協議会だより「みのり」を隔月発行し、協議会の経過はもとより、合併に関する様々な情報をできる限り提供した。

①発行回数　　9回　平成10年5月25日～平成11年9月1日

②配付世帯数　田無市約33,000世帯、保谷市約43,000世帯、合計約76,000世帯

③主な内容

**みのり第1号**　平成10年5月25日発行
○「みのり」発刊にあたって
協議会会議結果報告・第1回
協議会会議結果報告・第2回
協議会会議結果報告・第3回
経緯年表（協議会発足と現在までの経緯）
組織体系図（合併推進協議会の組織）
協議会予算（平成10年度）
ちょっと教えて（その1）・市町村合併とは

**みのり第2号**　平成10年7月25日発行
○新市将来構想策定委員会委員を選定
協議会会議結果報告・第4回
新市将来構想策定委員18人を選定
新市将来構想策定に係る分析等業務委託業者決定
協議会の主な取組み（平成10年度）
講演会を開催
田無・保谷の今を見てみよう（その1）・人口
ちょっと教えて（その2）・なぜ田無・保谷の合併？

**みのり第3号**　平成10年9月25日発行
○新市将来構想策定委員会開催
協議会会議結果報告・第5回
協議会の検討項目
将来構想策定委員会会議結果・第1回
将来構想策定委員会の運営
将来構想策定委員会会議結果・第2回
両市イメージ調査の結果
タウンウォッチングについて
田無・保谷の今を見てみよう（その2）・税金
ちょっと教えて（その3）・学校はどうなる？

**みのり第4号**　平成10年11月25日発行
○合併と意義と効果
協議会会議結果報告・第6回
合併の意義と効果
協議会会議結果報告・第7回
合併効果・合併のねらい
将来構想策定委員会会議結果・第3回
将来構想策定委員会会議結果・第4回
田無・保谷の今を見てみよう（その3）・使用料・手数料
ちょっと教えて（その4）・「ワークショップ方式」
21世紀フォーラムのお知らせ

**みのり第5号**　平成10年12月10日発行
○21世紀を機に両市民が飛躍するための合併
合併の意義と効果
合併のねらい
検討資料
合併の意義
合併の必要性
合併の効果
デメリットの検証
具体的な合併効果の検証

**みのり第6号**　平成11年2月25日発行
○平成11年度事業計画（案）について
協議会会議結果報告・第8回
事業計画・平成11年度
協議会予算（平成11年度）
行財政現況調書の発行
将来構想策定委員会会議結果・第5回
将来構想策定委員会会議結果・第6回
将来構想策定委員会会議結果・第7回
21世紀フォーラムの結果
検討の流れ

**みのり第7号**　平成11年4月15日発行
○新市将来構想案中間まとめをお知らせします
新市将来構想案中間まとめ
ごあいさつ
合併の必要性
合併の効果

| | |
|---|---|
| 合併のねらい<br>新市のまちづくり体系図<br>新市のまちづくり基本理念<br>新市のまちづくりの将来像<br>将来像を実現させるための基本的な考え方<br>プロジェクト案<br>ホームページ開設<br><br>**みのり第８号**　平成 11 年６月 15 日発行<br>○市民説明会を開催<br>～計４回、延べ 159 人の方に参加いただきました<br>市民説明会を開催<br>市民説明会説明ビデオの貸し出し<br>協議会会議結果報告・第 10 回 | **みのり第９号**　平成 11 年９月１日発行<br>○法定協議会設置に向け９月議会に議案を提出<br>協議会会議結果報告・第 11 回<br>新市将来構想を策定<br>協議会会議結果報告・第 12 回<br>法定協議会の設置について<br>新市の名称の公募について<br>任意協議会と法定協議会の違い<br>任意協議会発足から協議終了までの経緯<br>新市将来構想概要版の全戸配布について |

(2) ホームページ

田無市・保谷市合併推進協議会ホームページは、協議会が行った情報提供施策の一環として、提供しうる情報のすべてを、時間的、空間的な制約なしに広く提供すること、及びそれに対する意見等を幅広く収集することを目的として開設した。

本ＨＰのメインターゲットとしては、以下の理由から、普段地域活動に参加することのできないサラリーマン層を中心に、それよりも低い年齢層に的を絞るものとする。

・ホームページは、インターネットへの接続環境さえ整っていれば常時閲覧でき、協議会会議の傍聴や平日日中に資料収集に来庁することが難しい仕事を持つ市民であっても、家に居ながらにして情報収集等が可能であること。
・インターネット利用者の状況が比較的若い年齢層に偏っていること。
・できるだけ幅広い市民の意見を収集するために開催している「21世紀フォーラム」の参加者が、比較的高い年齢層に集中しているため、これよりも低い年齢層の意見等をより収集する必要があること。

①開設期日　平成11年４月15日

②提供情報(概略)
- 協議会・策定委員会・21世紀フォーラムの各会議資料及び会議結果概要
- 協議会の紹介(組織、性格等)
- メリット・デメリット等に関する情報
- 各種合併指標(地域生活環境指標の合併版)
- 新市将来構想等成果物
- お知らせ(次回会議日程・説明会日程等)

③アクセス件数　　約5，400件（平成11年４月15日～平成11年10月15日）

④電子メール件数　約60件（平成11年４月15日～平成11年10月15日）

## 6　「新市将来構想の中間のまとめ」の市民説明会

平成11年３月31日の田無市・保谷市合併推進協議会第９回会議において、新市将来構想策定委員会から「新市将来構想案の中間まとめ」が報告され、了承されたことに伴い、その内容を市民により広く理解してもらうために市民説明会を実施した。

市民説明会に先駆けて合併推進協議会だより「みのり」によりその内容の説明を全戸配布し、また、当日は、その内容をまとめたビデオ「みのり～田無市・保谷市合併にむけて～」を上映し、若干の補足説明を行った後、協議会の会長、副会長である田無市長、保谷市長と市民とで活発な意見交換を行った。

ここで出された意見は、直ちに集約され、新市将来構想策定委員会においてそれをもとに一部内容の手直しを行い、最終の新市将来構想案として合併推進協議会に報告（答申）した。

①日時・場所・参加者数

| 日　　時 | 場　　所 | 参加者 |
|---|---|---|
| 平成11年５月22日（土）<br>午後２時～４時 | 田無市役所<br>２階202・203会議室 | 47人 |
| ５月23日（日）<br>午後２時～４時 | 保谷市防災センター<br>６階講座室Ⅱ | 30人 |
| ５月24日（月）<br>午後７時～９時 | 田無市立谷戸公民館<br>２階視聴覚室 | 35人 |
| ５月25日（火）<br>午後７時～９時 | 保谷市富士町福祉会館<br>２階集会室 | 47人 |

②市民説明会意見交換集約

・両市合併することにより、財政力強化が保証できるか？
・両市単独の場合における財政的推移は？
・まちづくり推進事業費の内容を明確にしてほしい
・合併した場合、道路事情の悪い保谷市に財源投下されるのでは？
・両市のマスタープラン等、既存計画はどうなるのか？
・計画は始めからスタートするのか（障害者センター等）
・職員200名を減らすことはサービス低下になるのでは？
　また、福祉等職員の必要な部署については、どうなるのか？
・市役所の庁舎はどうするのか？
・市民参加ということでは、市民の声をどう反映するのか？
・今後のスケジュールについて
・新市名の取り扱いについて
・両市が合併しなければ出来ない事業が何か不明
・環境問題、特にごみの問題にダイオキシン等合併に伴い、もっと広域的に取り組むべきでは！
・小中学校の統廃合について

・両市合併に対する都の財政的支援及び事業導入について
・２市にとどまらないもっと広域の合併を目指すべきでは？
・情報公開について
・市長と直接話ができて良かった。今度は議員との直接対話の機会を
・合併したら行政サービスはどうなるのか
・新市のまちづくりに関する提言
(1) 温泉を掘ってはどうか
(2) 地方に保養所を建設しては
(3) 生活道路の充実及び確保
(4) 新市のまちづくりについて、インパクトがない、抽象的であり、合併したら他市に誇れるようなことを考えるべき。
(5) 田無・保谷市独自のメリットを示すべき
(6) 合併に際し、両市の文化財を消さぬよう、法で定められた博物館の建設（文化施設の充実）
(7) きちんとした教育ができる市にしてほしい
(8) インターネット全戸普及
(9) きちんと歩ける歩道の確保を
・その他の提言
(1) 両市民が交流を持てるような各種イベントの開催
(2) 両市の催し物などの情報をお互いの市報に掲載したらどうか

## 7　法定の合併協議会の設置

(1) 経過

平成11年７月９日に開催された任意協議会第11回会議では、新市将来構想を正式に確認するとともに、５月22日から25日かけて行われた市民説明会の結果が報告された。委員からは、より税・サービスがどのように調整されるかなど具体的な情報を示してほしい、新市将来構想のなかで提示されているものが実際にいつごろ実現できるのか、といった市民からの要望や質問、意見等に触れ、新市の将来像について具体的な姿を見せる必要がある等の意見が多数寄せられた。そして、今後、それらを協議していくには、任意の合併協議会では限界があるため、合併特例法に基づく法定協議会を設置することが望ましいという意見で一致し、両市長が協議の上次回会議に具体的な提案を行うこととした。

続く任意協議会第12回会議（平成11年８月10日開催）では、法定協議会を10月に設置することとしてそれぞれ９月議会に議案を提出したいとの提案がなされ、確認された。また、議会側委員からの意見を踏まえ、議案の提案前に全員協議会を開催して任意協議会の活動結果及び法定協議会の設置について十分に説明を行うこととし、議案の取扱いについては、先進事例を参考として、できれば両市で同じ期日に議会に提出することとした。

(2) 設置議案の議決

その後、両市長間で規約や予算、議案の取扱い等田無市・保谷市合併協議会の設置に向けた協議が進められ、平成11年９月８日に最終的な合意に達した。

合併協議会設置議案については、平成11年９月20日、田無市議会第３回定例会（最終日）、保谷市議会第３回定例会（初日）に提案され、同日賛成多数で可決された。

田無市議会　賛成17　反対６　　保谷市議会　賛成16　反対５

(3) 協議会負担金の一般会計補正予算の議決

また、法定協議会設置に伴う補正予算については、両市それぞれ合併協議会負担金を13，500千円として、田無市議会においては、平成11年９月20日、単独の補正予算として、保谷市議会においては、平成11年10月６日、その他の事由による補正予算と一括して、それぞれ可決した。

# 第４章　田無市・保谷市合併協議会
# （法定の合併協議会）

# 第４章　田無市・保谷市合併協議会（法定の合併協議会）

法定協議会第１回会議は、平成11年10月11日午前10時から田無市役所で開催された。会議は月２回定例開催されることとなり、以降19回にわたり、新市建設計画の作成等両市合併に向けた協議が精力的に行われた。

## １　協議会委員

法定協議会は、行政側委員が両市の市長及び助役の計４人、議会側委員が両市議会の議長及びひとり会派を除くそれぞれの議会の会派代表各６人の計14人、学識経験者委員が東京都総務局行政部から地方課長及び地域振興課長の２名並びに任意協議会において新市将来構想策定委員会委員であった市民から８人の計10人、総計28人で構成された。任意協議会に引き続き、会長には末木達男田無市長が、副会長には保谷高範保谷市長がそれぞれ就任することとなった。

田無市・保谷市合併協議会委員名簿　（28名、敬称略）

| 区　分 | 氏　名 | 役　職 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 行政職 | 末木達男 | 田無市長 | 会長 |
| | 保谷高範 | 保谷市長 | 副会長 |
| | 本村　東 | 田無市助役 | |
| | 比留間英人 | 保谷市助役 | |
| 市議会議員 | 小島恵子 | 田無市議会議員 | |
| | 西村誠一 | 〃 | |
| | 浜野重男 | 〃 | |
| | 野村俊介 | 〃 | |
| | 田崎敏男 | 〃 | |
| | 倉根康雄 | 〃 | |
| | 土井節子 | 〃 | |
| | 渡部保男 | 保谷市議会議員 | |
| | 浅野高司 | 〃 | |
| | 林　一夫 | 〃 | |
| | 佐々木順一 | 〃 | |
| | 石毛　茂 | 〃 | |
| | 茂木千佳子 | 〃 | |
| | 安斉慎一郎 | 〃 | |
| 学識経験者 | 倉持忠勝 | 元新市将来構想策定委員会委員 | |
| | 小西嗣朗 | 〃 | |
| | 小林廣子 | 〃 | |
| | 清水浩子 | 介護福祉士 | |
| | 竹尾　格 | 西原地区統合学校協議会会長 | |
| | 竹内芙美代 | 元新市将来構想策定委員会委員 | |
| | 山本佳子 | 〃 | |
| | 横道清孝 | 〃 | |
| | 松本義憲<br>吉田長生 | 東京都総務局行政部地方課長 | ～H12.7.31<br>H12.8.1～ |
| | 安藤英二<br>漆原邦夫 | 東京都総務局行政部地域振興課長 | ～H12.7.31<br>H12.8.1～ |

## 2　協議会会議内容

田無市・保谷市合併協議会第１回会議次第

平成11年10月11日(月)午前10時から
田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　　会
２．会長、副会長あいさつ
３．委嘱状交付
４．委員・事務局紹介
５．規約の確認
６．会議運営に関する申し合わせについて
７．決定事項
　(1) 各種規程等の整備
　　①　田無市・保谷市合併協議会事務局規程
　　②　田無市・保谷市合併協議会予算事務規程
　　③　田無市・保谷市合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程
　　④　田無市・保谷市合併協議会会議傍聴規程
　(2) 田無市・保谷市合併協議会平成11年度予算
　(3) 新市名の公募について
８．第２回協議会会議について
　(1) 開催日程について
　(2) 協議事項について

【会議結果】

・会長は末木達男田無市長、副会長には、保谷高範保谷市長が就任
・会議運営の申し合わせ－議事の進行は全会一致を原則とし意見が分かれた場合は、３分の２以上の賛同をもって議事を進める。次回協議事項については、あらかじめ、その前の会議において資料を添付のうえ提案する。
・各種規程・予算についは、原案どおり了承。

田無市・保谷市合併協議会第２回会議次第

平成11年10月22日(金)午後２時から
田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　　会
２．田無市・保谷市合併協議会の役割及び位置づけ等について
３．合併新市名の公募について
４．協議事項
　(1) 合併の期日(目標期日設定)
　(2) 合併の方式
５．提案事項
　(1) 財産の取扱い
　(2) 慣行の取扱い
６．その他

【会議結果】

・合併協議会の役割と位置づけの説明
・合併新市名の公募を11月１日から12月31日まで行う。
・合併の期日は平成13年１月を当面の目標とする。
・合併の方式は合体合併とする。

田無市・保谷市合併協議会第３回会議次第

平成11年11月15日(月)午後２時から
田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　　会
２．協議スケジュールの概要等について
３．新市建設計画に関する基本的な事項について
４．新市名選定に係る小委員会の設置について
５．事務事業の一元化について
６．機構及び組織の取扱いについて
７．協議事項
　(1) 財産の取扱い
　(2) 慣行の取扱い
８．提案事項
　(1) 一部事務組合等の取扱い
９．その他

【会議結果】

・具体的な協議スケジュールを明示
・新市名候補選定章委員会を設置（選定スケジュール等を確認）
・事務事業の一元化、組織機構の取扱いに関する基本的な考え方を説明
・財産の取扱いについては、合併後新市に引き継ぐものとする。
・慣行の取扱いについては、新市において調整する。

田無市・保谷市合併協議会第４回会議次第

平成11年11月25日(木)午後４時から
田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　　会
２．合併特例法の概要について
３．合併に係る各種財政支援制度の概要について
４．協議事項
　(1) 一部事務組合等の取扱い
５．その他

【会議結果】

・合併特例法の改正内容、財政支援措置等について説明
・一部事務組合等の取扱いについては、合併の前日をもって当該団体から脱退し、新市において、合併の日に当該団体に加入する。

田無市・保谷市合併協議会第５回会議次第

平成11年12月９日(木)午後５時から
田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　　会
２．両市の財政推計について
３．電算システムの取扱いについて
４．事務事業の一元化について
５．提案事項
　(1) 消防団の取扱い
　(2) 公共的団体等の取扱い（その１）
６．その他

【会議結果】

・両市のそれぞれの単独市財政推計を明示
・電算システムの統合に関する基本的な考え方を説明
・事務事業の一元化に関する基本的な考え方を説明

田無市・保谷市合併協議会第６回会議次第

平成11年12月22日(水)午後２時から
田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　　会
２．両市合併による財政効果の試算について
３．新市建設計画についての今後の検討予定と骨子について
４．新市の重点施策委員調査の実施について
５．東大原子核研究所について
６．協議事項
　(1) 消防団の取扱い
　(2) 公共的団体等の取扱い（その１）
７．提案事項
　(1) 使用料・手数料の取扱い（その１）
８．その他

【会議結果】

・両市合併による財政効果の試算結果等について説明
・新市建設計画の骨子を提示、今後の検討内容・スケジュールを説明
・新市建設計画の重点施策について委員調査を依頼
・東大原子核研究所の移転問題について説明・協議
・消防団の取扱いについては、合併時に統合する。
・公共的団体等の取扱いについては、田無都市開発株式会社、財団法人保谷市文化・スポーツ振興財団は現行のままとし、両市の社会福祉協議会及びシルバー人材センターは合併後速やかに統合するよう調整に努める。
・提案事項の説明

田無市・保谷市合併協議会第７回会議次第

平成12年１月13日(木)午後２時から
田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　　会
２．新市建設計画重点施策委員提案について
３．まちづくり事業の財源について
４．協議事項
　(1) 使用料・手数料の取扱い（その１）
５．提案事項
　(1) 各種事務事業の取扱い（その１）
６．その他

【会議結果】

・新市建設計画重点施策委員提案等について説明
・合併によるまちづくり事業に関する財源について説明
・使用料・手数料の取扱い（その１）については、原則として現行のとおりとする。ただし、学校施設使用料と公園使用料については、本来の目的以外の使用のため、田無市の例による。
・提案事項の説明

田無市・保谷市合併協議会第８回会議次第

平成12年１月27日(木)午後２時から
田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　　会
２．新市建設計画に関する検討
３．協議事項
　(1) 各種事務事業の取扱い（その１）
４．提案事項
　(1) 市議会議員の定数及び任期の取扱いについて
　(2) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
５．市民意向の確認方法について
６．その他

【会議結果】

・新市建設計画の重点施策について協議
・各種事務事業の取扱い（その１）については、企画・広報広聴・財務・総務部門に関する事務事業を協議し、事務事業の一元化の基本的な考え方に基づいて調整。
・提案事項の説明
・市民意向の確認方法についての説明・意見交換、次回に詳細制度設計を提案。

田無市・保谷市合併協議会第９回会議次第

平成12年２月10日(木)午後６時から
田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　　会
２．「負担」に係る協議事項の制度概要について
　(1) 地方税について
　(2) 保育料等について
　(3) 国民健康保険制度について
　(4) 下水道制度について
３．市民意向の確認方法について
４．協議事項
　(1) 市議会議員の定数及び任期の取扱いについて
　(2) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
５．その他

【会議結果】

・「負担」に係る協議事項の主な制度の概要を説明
・市議会議員の定数及び任期の取扱いについては合併後２年間を超えない範囲で引き続き合併市町村の議会の議員とする。
・農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、新市に１つの農業委員会を置き、選挙による委員であった者は、合併後１年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

田無市・保谷市合併協議会第10回会議次第

平成12年２月24日(木)午後２時から
田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　　会
２．「給付」に係る協議事項の制度概要について
３．新市建設計画の各種施策について
４．新市名候補選定小委員会報告
５．提案事項
　(1) 事務所の位置の取扱いについて
　(2) 組織及び機構の取扱いについて
　(3) 町名の取扱いについて
６．その他

【会議結果】

・「給付」に係る協議事項の各種事業の概要・協議スケジュールを説明
・新市建設計画各種事業について説明
・新市名候補選定小委員会が選定結果等を報告（７グループ10候補を選定）

田無市・保谷市合併協議会第11回会議次第

平成12年３月９日(木)午後５時30分から
田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　　会
２．新市建設計画の各種施策について
３．新市名候補の選定方法及びその選定数について
４．協議事項
　(1) 事務所の位置の取扱いについて
　(2) 組織及び機構の取扱いについて
　(3) 町名の取扱いについて
５．提案事項
　(1) 地方税の取扱いについて
　(2) 使用料・手数料の取扱いについて（その２）
　(3) 国民健康保険制度の取扱いについて
　(4) 下水道使用料の取扱いについて
６．その他

【会議結果】

・新市建設計画の各種施策等について協議
・新市名候補の選定方法と選定数について協議（無記名投票で５候補選定）
・事務所の位置の取扱いについては、現田無市役所の位置（田無市南町５丁目６番13号）とし、現在の田無庁舎を「田無庁舎」、保谷市役所を「保谷庁舎」と呼称する。
・組織及び機構の取扱いについては当面両庁舎の有効利用を図ることを前提に、定員管理の適正化を図りつつ、「新市における組織の整備方針」に基づき、整理するものとする。

田無市・保谷市合併協議会第12回会議次第

平成12年３月23日(木)午後５時30分から
田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　　会
２．新市名候補の選定について
３．協議事項
　(1) 地方税の取扱いについて
　(2) 使用料・手数料の取扱いについて（その２）
　(3) 国民健康保険制度の取扱いについて
　(4) 下水道使用料の取扱いについて
４．提案事項
　(1) 各種事務事業の取扱いについて（その２）
　(2) 補助金等の取扱い（その１）
　(3) 一般職の職員の身分の取扱いについて
　(4) 特別職の職員の身分の取扱いについて
５．今後の協議会スケジュールについて
６．平成12年度における協議会予算について
７．その他

【会議結果】

・新市名候補については、委員の無記名投票により、西東京市、北多摩市、みどり野市、ひばり市、けやき野市の最終５候補に決定
・地方税の取扱いについて個人市民税・市たばこ税・特別土地保有税は両市に差異がないため現行のとおりとする。法人市民税の法人割は田無市の例により調整する。固定資産税の納期・都市計画税の税率及び納期・軽自動車の納期は保谷市の例により調整する。
・使用料・手数料の取扱いについて（その２）は、学童クラブ育成料・学童クラブ間食費は田無市の例による、保育料はA階層・B階層は現行のとおりとし、Ｃ階層を田無市の例に、Ｄ階層を保谷市の例とする。
・国民健康保険制度の取扱いについては賦課方式は田無市の例により「保険料」とする。保険給付の内容と賦課期日は両市に相違がないため現行のとおりとする。
・下水道使用料の取扱いについては、平成12年度及び13年度に限り不均一とし、この間に料金統一の基本方針を定め、平成14年度より新料金を設定する。

田無市・保谷市合併協議会第13回会議次第

平成12年４月13日(木)午後２時から
田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　　会
２．事務局体制について
３．協議事項
　(1) 各種事務事業の取扱いについて（その２）
　(2) 補助金等の取扱い（その１）
　(3) 一般職の職員の身分の取扱いについて
　(4) 特別職の職員の身分の取扱いについて
４．提案事項
　(1) 電算システムの取扱いについて
　(2) 介護保険制度の取扱いについて
　(3) 公共的団体等の取扱い（その２）について
　(4) 使用料・手数料の取扱い（その３）について
　(5) 条例、規則等の取扱いについて
　(6) 各種事務事業の取扱い（その３）について
　(7) 補助金等の取扱い（その２）について
　(8) 新市建設計画について
５．その他

【会議結果】

・各種事務事業の取扱い（その２）については、教育、生活環境、建設、都市計画部門に関する事務事業を協議し、事務事業の一元化の基本的な考え方により調整。

・補助金等の取扱い（その１）については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、両市で進めてきた補助金の見直しの視点を踏まえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市おいても引き続き、そのあり方の検討を行う。

・一般職の職員の身分の取扱いについては、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

・特別職の職員の身分の取扱いについては、常勤の特別職は市長のほか常勤として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。任期は各法令の定めるところによる。報酬は現行報酬額をもとに調整する。議会議員の報酬額をもとに調整する。両市の議員は合併後2年間を超えない範囲で引き続き新市の議員として在任する。行政委員会の委員数・任期各法令の定めるところによる。報酬は、現行報酬額をもとに調整する。附属機関は、現に両市で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。一方の市のみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

田無市・保谷市合併協議会第14回会議次第

平成12年４月20日(木)午後２時から
田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　　会
２．新市建設計画について
　・質　　疑
　・協　　議

【会議結果】

・計画期間10年間の概算総事業費589億円、合併支援による財源などを含めた財政計画の裏付けを持つ計画としてまとめられた。※新市建設計画を参照。

田無市・保谷市合併協議会第15回会議次第

平成12年４月27日(木)午後２時から
田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　　会
２．協議事項
　(1) 電算システムの取扱いについて
　(2) 介護保険制度の取扱いについて
　(3) 公共的団体等の取扱い（その２）について
　(4) 使用料・手数料の取扱い（その３）について
　(5) 条例、規則等の取扱いについて
　(6) 各種事務事業の取扱い（その３）について
　(7) 補助金等の取扱い（その２）について
　(8) 新市建設計画について
３．その他

【会議結果】

・電算システムの取扱いについては、当面両市の電算システム（ホストコンピューター及びシステム）を有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。ただし、新市発足後できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。

・介護保険制度の取扱いについては、第１号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第２号被保険者の保険料については、新市において保険料統一の検討を行い、平成13年度より新保険料を設定する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。保険給付の内容は両市に相違がないため、現行のとおりとする。保険料の賦課期日は、両市に相違がないため、現行のとおりとする。第１号被保険者の普通徴収の納期、国民健康保険に加入している第２号被保険者の納期は、平成13年度より田無市の例により調整する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。

田無市・保谷市合併協議会第16回会議次第

平成12年５月11日(木)午後３時から
田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　　会
２．市民意向調査について
３．その他

【会議結果】

・市民意向調査実施要綱が下記（抜粋）のように確認がされた。

１　投票日・投票時間

(1) 投票日　平成12年７月30日（日）

(2) 投票時間　午前７時から午後10時まで

(3) 投票所　平成11年執行の市議会議員選挙の例により定める。

２　不在者投票

(1) 期間　平成12年７月23日（日）から平成12年７月29日（土）まで

３　調査項目及び集計方法

(1) 両市合併に関する賛否　各市域ごとに集計

(2) 新市の名称　全域集計

(3) 新市に期待する施策の方向性　地域別(投票区別)集計

４　投票資格者

平成12年７月23日において田無市又は保谷市の住民基本台帳に登載されている者で、投票日（平成12年７月30日）現在、満18歳以上のもの

５　投開票オンブズマンの導入

投開票事務の公正性・透明性を確保するため、市民ボランティアによる投開票オンブズマンを依頼する。

６　開票をＯＣＲ（光学自動文字認識装置）を用いて機械集計する。

田無市・保谷市合併協議会第17回会議次第

平成12年６月22日(木)午後２時から
田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　　会
２．市民説明会について
(1)　市民説明会の概要について
(2)　ビデオ「21世紀に誕生する私たちの新しいまち」について
(3)　小冊子「21世紀に誕生する私たちの新しいまち」について
３．その他

【会議結果】

・市民説明会について、両市内17ヵ所でビデオを使用し説明し、合併全般に関する質疑や意見交換をすることなどのその実施要領が説明された。

田無市・保谷市合併協議会第18回会議次第

平成12年８月３日(木)午後２時から
田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　　会
２．委員の変更について
３．市民意向調査の結果について
４．協議事項
　(1) 合併の期日について
　(2) 新市の名称について
５．新市名公募に伴う各賞の取扱いについて
　(1) 「名付け親賞」の決定について
　(2) その他の賞の取扱いについて
６．合併協定書(案)について
７．調印式について
８．平成11年度協議会決算報告
９．その他

【会議結果】

・市民意向調査の結果について報告
・正式な合併の期日については平成13年１月21日とする。
・新市の名称については「西東京市」とする。
・合併協定書(案)についての確認。
・調印式については平成12年８月10日とする。

田無市・保谷市合併協議会第19回会議次第

平成12年11月22日(水)午後２時から
田無市役所議会棟４階全員協議会室

１．開　　会
２．前回会議以降の経過について
３．合併協議会の廃止と決算処理について
４．その他

【会議結果】

・前回会議以降の経過についての説明
・合併協議会の廃止を平成13年１月20日とし、決算方法等について確認
・合併協議会は第19回を最終会議とする。

## 3　新市の名称

新市の名称については、市民の関心も非常に高いことから、任意協議会の時点で、合併そのものに関する関心を喚起する意味を込めて、できるだけ早い時期に公募を行うこととされていた。新市名公募の方法及び具体的な時期については、法定協議会の第１回会議（平成11年10月11日開催）から議題として掲げ、第２回会議（平成11年10月22日開催）で募集要項等の詳細を定め、法定協議会設置の翌月（平成11年11月）から直ちに公募を開始した。

応募は、両市内の公共施設で配布した専用の無料はがきのほか、官製はがき、電子メール、ファックスなどで受け付け、また、産業まつり（田無市）、農業祭（保谷市）では、出張受付なども行った。

２か月間にわたる公募の結果、海外からの応募も含め、全国から8，753通、3，190種類もの応募が寄せられ、合併協議会では、学識経験者８名による新市名候補選定委員会を設置して、この選定に当たることとした。

新市名候補選定小委員会は、平成12年２月までに延べ６回の会議を開催し、全国から公募した候補の中から７グループ10候補にまで絞込みを行い、法定協議会第10回会議（２月24日開催）に報告した。法定協議会では、第12回会議（３月23日開催）において、正副会長を含めた全委員による無記名投票を行って５候補を選定し、これを市民意向調査における新市名に関する項目の選択肢とすることとした。法定協議会では、市民意向調査の結果を尊重して新市名を定めることとし、法定協議会第18回会議（８月３日開催）では、市民意向調査において最多得票を獲得した「西東京市」を新市名として定めることを確認した。

(1) 委　員　（８名、敬称略）

委員長　　倉持忠勝
副委員長　竹内芙美代
委　員　　小西嗣朗、小林廣子、清水浩子、竹尾 格、山本佳子、横道清孝

(2) 市民意向調査による最終５候補の投票結果

・西東京市　　17，638
・ひばり市　　13，752
・けやき野市　 8，768
・みどり野市　 6，229
・北多摩市　　 5，918

(3) 新市名公募各賞

| | | |
|---|---|---|
| ①名付け親賞 | 1名 | 10万円旅行券 |
| ②協議会特別賞（残念賞） | 30名 | 5千円図書券 |
| ③協議会特別賞（特別賞） | 10名 | 5千円図書券 |

(4) 会議経過

○第１回会議　平成11年12月９日(木)午後２時から

〔主な内容〕

・小委員会の運営方法について（委員長、副委員長の選任）

・新市名候補選定基準の作成について

○第２回会議　平成12年１月11日(火)午後２時から

〔主な内容〕

・新市名候補選定基準の作成について

・賞品及び贈呈対象者の決定方法について

○第３回会議　平成12年１月25日(火)午後２時から

〔主な内容〕

・新市名候補選定基準の作成について

・新市名公募結果について

○第４回会議　平成12年２月２日(水)午前10時から

〔主な内容〕

・新市名候補の選定について

○第５回会議　平成12年２月８日(火)午後２時から

〔主な内容〕

・新市名候補の選定について

・賞品及び贈呈対象者の決定方法について

○第６回会議　平成12年２月16日(水)午後２時から

〔主な内容〕

・新市名候補選定委員会報告の作成について

○第７回会議　平成12年６月22日(木)協議会会議終了後

〔主な内容〕

・協議会特別賞の取扱い等について

(1) 協議会特別賞（残念賞）の振り分けについて

(2) 協議会特別賞（アイデア賞）の選考方法について

○第８回会議　平成12年７月４日(火)午後３時から

〔主な内容〕

・協議会特別賞（アイデア賞）の選考について

(1) 対象名称の数について

(2) 対象名称の選定について

(3) 対象名称ごとの賞の振り分けについて

○第９回会議　平成12年８月３日(木)第18回協議会会議終了後

〔主な内容〕

・特別賞の受賞者決定について

## 4　市民説明会

合併協議会では、合併に関する協議がほぼ終了した段階で、それらの内容をとりまとめたパンフレットを両市内に全戸配布し、その上で７月２日(日)から７月26日(水)までの間、両市内の各地で市民説明会を開催した。

市民説明会では、合併後のまちづくりの指針ともなる新市建設計画の内容を中心に、説明ビデオ（約20分程度）を交えて説明し、その後１時間程度合併全般に関する質疑や意見交換をおこなった。

説明会は17回開催し、延べ594人の参加者があった。

また、このほか５人以上のグループまたは自治会などから申し出があれば、事務局の職員が出向いて説明等を行う「出張説明会」も実施し、こちらは期間中７回開催し、延べ278人の参加者があった。

説明会と出張説明会を合わせると開催回数24回、参加者延べ872人となった。

(1) 市民説明会

| | 月　　日 | 時　　間 | 場　　所 | |
|---|---|---|---|---|
| ◎ | ７月　２日（日） | 午後２時～４時 | 田無市役所202・203会議室 | 39人 |
| ○ | ７月　４日（火） | 午後７時～９時 | 富士町福祉会館（保谷市） | 48人 |
| ○ | ７月　５日（水） | 午後７時～９時 | 谷戸公民館（田無市） | 13人 |
| | ７月　６日（木） | 午後７時～９時 | 下保谷福祉会館（保谷市） | 38人 |
| ○ | ７月　７日（金） | 午後７時～９時 | 住吉福祉会館（保谷市） | 28人 |
| ◎ | ７月　８日（土） | 午後２時～４時 | 保谷市役所　４階委員会室 | 35人 |
| ○ | ７月11日（火） | 午後７時～９時 | 向台地区会館（田無市） | 36人 |
| | ７月12日（水） | 午後７時～９時 | 柳橋第二市民集会所（保谷市） | 39人 |
| ○ | ７月13日（木） | 午後７時～９時 | ふれあいセンター（保谷市） | 37人 |
| ○ | ７月14日（金） | 午後７時～９時 | ひばりが丘公民館（保谷市） | 36人 |
| ◎ | ７月15日（土） | 午後２時～４時 | 田無市役所202・203会議室 | 69人 |
| | ７月18日（火） | 午後７時～９時 | 北原地区会館(田無市) | 31人 |
| | ７月19日（水） | 午後７時～９時 | 新町市民集会所（保谷市） | 30人 |
| ○ | ７月21日（金） | 午後７時～９時 | 芝久保公民館（田無市） | 19人 |
| ◎ | ７月23日（日） | 午後２時～４時 | 保谷市役所　４階委員会室 | 60人 |
| ○ | ７月25日（火） | 午後７時～９時 | 緑町地区会館（田無市） | 19人 |
| | ７月26日（水） | 午後７時～９時 | 市民総合体育館（田無市） | 17人 |

※　◎は大規模説明会、○は中規模説明会

(2) 出張説明会

| | 月　　日 | 時　　間 | 場　　所 | |
|---|---|---|---|---|
| | ７月　３日（日） | 午後２時～４時 | 保谷市柳沢 | 66人 |
| | ７月　７日（金） | 午後７時～９時 | 保谷市富士町 | 24人 |
| | ７月10日（月） | 午後１時～３時 | 田無市谷戸町 | 25人 |
| | ７月10日（月） | 午後７時～９時 | 田無市谷戸町 | 60人 |
| | ７月23日（日） | 午後７時～９時 | 田無市西原町 | 23人 |
| | ７月24日（月） | 午後２時～４時 | 田無市南町 | 65人 |
| | ７月25日（火） | 午後７時～９時 | 保谷市ひばりが丘 | 15人 |

## 5　市民意向調査

合併協議会においては、その当初において協議スケジュールを明示し、市民意向の確認方法についても平成12年２月頃から検討に入ることとしていたが、その一方で、平成11年の暮れ頃から両市の市民の間に合併の是非に関する住民投票を求める動きが新聞などで報じられた。これらの動きは、平成12年４月に正式に直接請求が行われ、両市議会でそれぞれ否決されることとなるが、こうした市民の要請や最終段階で行う市民意向調査の結果の重要性に鑑み、最も市民の参加度が高く、また、最も公正性に優れる手法として、満18歳以上の全市民を対象に投票方式の市民意向調査を実施することとなった。

市民意向調査の制度の詳細については、第16回協議会会議（平成12年５月11日開催）において確認されたが、その結果取扱いについて、実施要綱上に「有効投票において、各市域ごとに集計したいずれか一方又は双方で、「反対」とする票の合計が「賛成」とする票の合計を上回った場合は、合併の期日その他の協議事項の内容を見直す」ことを明記していたが、調査に先駆けて行われた市民説明会の席上で両市長が「いずれか一方の市ででも「反対」が「賛成」を上回れば、合併を白紙に戻さざるを得ない」と明言したことをもって、事実上の住民投票として位置付けられることとなった。

また、合併の賛否に関する設問だけでなく、新市の名称や特に力を入れて欲しい施策について問う設問も設定され、特に新市の名称については、この結果を尊重して新市名を定める、つまり、実質的に市民の投票によって新市の名称を定めるというものであり、市民意向調査の制度上の大きな特色ともなった。

さらに、公募市民による「投開票オンブズマン」を設置し、投開票の立会い・監視のほか、調査票の交付、投票者への説明等調査業務に携わっていただくなど、積極的な市民参加を図った。

市民意向調査の投票日は平成12年７月30日とし、不在者投票期間を含めて午後10時まで投票時間を延長して実施され、投票率は、田無市で45．04％、保谷市で43．51％、合計では44．17％となった。

開票は、投票日の翌日31日の午前０時 41 分から、江東区富岡のさくら情報システム株式会社イメージ処理受託センターにおいて行われ、開票終了は、午前11時50分であった。

この開票結果を受けて、午後１時には両市長の合同記者会見が開かれた。この席上で両市長から両市において合併に「賛成」とする票が「反対」とする票を上回ったこと、新市の名称について「西東京市」が最多得票を得たことなどが公表された。

# 市民意向調査の開票結果

| | 田無市・保谷市 | 田無市 | 保谷市 |
|---|---|---|---|
| 投票資格者数 | 148,895 | 64,113 | 84,782 |
| 投票者数 | 65,769 | 28,878 | 36,891 |
| 投票率 | 44.17% | 45.04% | 43.51% |

【問1】田無市・保谷市の合併について

| | 田無市・保谷市 | | 田無市 | | 保谷市 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 賛　成 | 37,985 | 57.76% | 13,971 | 48.38% | 24,014 | 65.11% |
| 反　対 | 21,647 | 32.92% | 12,288 | 42.55% | 9,359 | 25.38% |
| どちらともいえない | 5,916 | 9.00% | 2,529 | 8.76% | 3,387 | 9.18% |
| 無回答・無効 | 211 | 0.32% | 90 | 0.31% | 121 | 0.33% |

【問2】新市の名称について

| | 田無市・保谷市 | |
|---|---|---|
| 西東京市 | 17,638 | 26.82% |
| けやき野市 | 8,768 | 13.33% |
| 北多摩市 | 5,918 | 9.00% |
| ひばり市 | 13,752 | 20.91% |
| みどり野市 | 6,229 | 9.47% |
| 無回答・無効 | 13,454 | 20.46% |

【問3】特に力を入れてほしい施策について

| | 田無市・保谷市 | | 田無市 | | 保谷市 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 高齢者福祉の充実 | 34,277 | 52.13% | 14,573 | 50.46% | 19,704 | 53.43% |
| 子育て支援の拡充 | 13,289 | 20.21% | 5,647 | 19.55% | 7,642 | 20.72% |
| 障害者福祉の充実 | 10,941 | 16.64% | 4,515 | 15.63% | 6,426 | 17.42% |
| 個性を伸ばす教育の実施 | 10,464 | 15.91% | 4,493 | 15.56% | 5,971 | 16.19% |
| 生涯学習の充実 | 14,047 | 21.36% | 6,182 | 21.41% | 7,865 | 21.33% |
| 環境対策の推進 | 21,210 | 32.25% | 8,847 | 30.64% | 12,363 | 33.52% |
| 公園・緑地の整備 | 18,663 | 28.38% | 8,012 | 27.74% | 10,651 | 28.88% |
| 安心して歩ける道路の整備 | 28,126 | 42.77% | 11,411 | 39.51% | 16,715 | 45.32% |
| 防災対策の充実 | 11,207 | 17.04% | 4,639 | 16.06% | 6,568 | 17.81% |
| 市民の市政参加の推進 | 8,393 | 12.76% | 3,654 | 12.65% | 4,739 | 12.85% |
| 無回答・すべて無効 | 6,455 | 9.82% | 3,856 | 13.35% | 2,599 | 7.05% |

## 6　新市建設計画

新市建設計画は、任意協議会で作成した新市将来構想、特にまちづくり構想部分をベースとし、そこに掲げられたプロジェクト案を具体的に事業化したもの、両市の基本計画の未執行事業で理念的に合致する事業、協議会委員から特に要望のあった事業等を盛り込み、とりまとめた。新市のまちづくりの根幹となる極めて重要な計画となることから、第６回協議会会議（平成11年12月22日開催）以降、重点施策、各種事業など段階的な検討を慎重に行い、延べ９回の会議を経て、第15回協議会会議（平成12年４月27日開催）において最終的に確認された。

◇新市建設計画の概要

(1) 計画の趣旨

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、その実現により両市地域の発展と住民福祉の向上を図るための方策を示すものです。また、市民参加による21世紀フォーラムを通じて策定した新市将来構想の精神を受け継ぎ、「21世紀を拓き　緑と活気にあふれ　一人ひとりが輝くまち」をまちづくりの基本理念とします。なお、詳細かつ具体的内容については、新市において策定する基本構想及び基本計画等に委ねるものとします。

(2) 新市建設の基本方針

①　新市建設の基本理念

「21世紀を拓き　緑と活気にあふれ　一人ひとりが輝くまち」

21世紀の東京都にはじめて誕生する新市は、やさしさにあふれたゆとりあるまちを目指します。市民の自己実現を応援するとともに、市民参加を積極的に推し進め、希望と調和に満ちたまちづくりを進めます。

②　計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための「新市建設の基本方針」、その基本方針の実現に向けた「新市の施策」、計画期間中の財政状況を推計した「財政計画」を中心として構成しています。

Ⅰ　序　論
Ⅱ　市の概況
Ⅲ　主要指標の見通し
Ⅳ　新市建設の基本方針
Ⅴ　新市の施策
Ⅵ　新市における東京都事業の推進
Ⅶ　公共施設の統合整備
Ⅷ　財政計画

③　新市の将来像

新市の将来像は、まちづくりの方向性や具体的な目標を示したもので、基本理念を支える柱となるものです。

◇将来像に対応した施策の体系◇

- 地域の中で支えあう福祉のまち
  - 福祉施策の充実
  - 健康の保持・増進
  - 住環境の改善
- 環境にやさしく美しいまち
  - 公共緑化の推進
  - 民有地緑化の推進
  - 環境対策の充実
  - ごみの減量化・資源化
- 若者を育てるまち
  - 学校教育の充実
  - 社会教育・生涯学習の充実
- 安全で快適なまち
  - 道路の整備
  - 放置自転車対策
  - 公共交通の拡充
  - 駅周辺の整備
  - 庁舎整備
  - 防災対策の充実
  - スポーツ施設の整備
- さまざまな産業が育つまち
  - 商工業・農業の育成
- 市民が参加する活力あるまち
  - 市民との協働及び支援
  - 市民参加の推進と情報の公開
  - 女性の自立と社会参加
  - コミュニティの形成

◇重点施策◇

**（仮称）合併記念公園の整備**

（通称）東大原子核研究所の移転に伴い、その跡地を購入し、新市誕生に伴うシンボル的な公園として整備します。

**コミュニティバスの運行**

交通不便地域を解消し、公共施設へのアクセスの改善を図り、両市民の交

流を促進するためコミュニティバスの運行を拡充します。また、鉄道駅への接続性の向上により利便性を高め、乗車人員の増加及び商店街への一層の誘客を図ります。

地域情報化の推進

市民サービスの向上や市民参加を進めるため、公共施設や図書の予約システムを導入したり、ホームページの充実を図ることにより生涯学習情報や市の施策についての関連情報について積極的に市民へ公開していきます。

ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進

市域が入り組んでいたため、一体的な整備が難しかった、ひばりヶ丘駅周辺を総合的に整備することにより、にぎわいのある活力あるまちづくりを推進します。

## 7　住民投票条例制定を求める直接請求

平成11年10月、両市の合併は住民投票で決めようという市民団体の動きがあるとの新聞報道がなされた。

平成12年１月24日に住民投票条例の制定を直接請求するため、請求代表者証明の交付を申請し、平成12年１月28日に交付されたことにより、田無市は「住民投票を求める田無市民の会」、保谷市は「合併の是非を問う住民投票を求める保谷市民の会」がそれぞれ署名活動を開始した。２月28日までの１か月間の署名活動が駅頭などでおこなわれ、田無市では約９千９百人、保谷市では約９千２百人の署名が集められ、３月６日に両市選挙管理委員会へ署名簿を提出した。重複署名などを除く有効署名数は、田無市で9,461（必要署名数1,245）、保谷市で8,738（必要署名数1,655）であった。

４月３日に田無市長に、４月４日に保谷市長に、それぞれの団体より条例制定請求書が提出され、４月19日、両市議会臨時会において条例案が審議された。田無市では賛成８、反対15、保谷市では賛成９、反対12でそれぞれ否決された。

## 8　市民への情報提供

(1) たなし市報・市報ほうや　合併特集号

合併特集号は、合併協議会の機関紙として、任意協議会での「みのり」に引き続いて発行した。合併協議会の会議が月２回定例開催されたことから、毎月発行とし、15日発行の両市市報と同時に発行し、市報の特集号として位置付け両市の全戸に配布した。

合併に対する市民の関心を高め、その上で市民が合併に関する判断を行うに十分な情報を提供することを主な目的として発行したもので、合併協議会の経過、検討項目、協議項目はもとより、電子メールなどによって市民から寄せられた質問やそれへの回答、意見なども掲載した。

①発行回数　14回（調査公報を含む）平成11年10月15日～平成12年12月15日

②配付先　田無市約33，000世帯、保谷市約43，000世帯、合計約76，000世帯

③主な内容

**第１号**　平成 11 年 10 月 15 日発行
○合併協議会発足
～10 月 11 日に第１回会議を開催～
合併協議会委員名簿
法定の合併協議会とは
合併協議会発足にあたって
協議会会議結果・第１回
会長・副会長・委員
会議運営に関する申し合わせ
新市名の公募について
協議会予算・平成 11 年度
合併協議会規約(抜粋)
市民の声１

**第２号**　平成 11 年 11 月 15 日発行
○合併の目標期日は平成 13 年１月
～合併の方式は「対等合併」、新市名は公募で～
合併の目標期日
合併方式
協議会会議結果・第２回
合併協議会の役割と位置付け
新市名の公募について
法定の合併協議会設置から合併までの流れ
新市名募集
合併協議会での協議事項
市民の声２

**第３号**　平成 11 年 12 月 15 日発行
○現行両市庁舎を有効活用
～窓口は両庁舎に設置～
協議会会議結果・第３回・第４回
組織・機構の取扱い(基本方針)
財産の取扱い
慣行の取扱い
一部事務組合等の取扱い
協議スケジュール(概要)
財政支援制度の概要
新市名候補選定小委員会設置
市民の声３

**第４号**　平成 12 年１月 15 日発行
○合併財政削減効果は約 189 億円
～行政サービスの維持向上やまちづくりの財源に～
協議会会議結果・第５回・第６回
合併による財政削減効果
電算システムの取扱い(基本的な考え方)
事務事業の一元化(基本的な考え方)
新市建設計画の検討予定及び骨子
消防団の取扱い
公共的団体の取扱い(その１)
両市単独市財政推計
市民の声４
ご応募ありがとうございました(新市名公募)

**第５号**　平成 12 年２月 15 日発行
○新市建設計画重点施策に４事業
協議会会議結果・第７回・第８回
新市建設計画重点施策
市民意向の確認方法について
新市名公募結果
使用料・手数料の取扱い(その１)
各種事務事業の取扱い(その１)
市民の声５

**第６号**　平成 12 年３月 15 日発行
○市民の意向確認は投票方式で
～18 歳以上の全市民を対象、新市名も投票に～
協議会会議結果・第９回・第 10 回
市民意向調査の概要
新市名選定経過

「負担」に関する協議事項概要
地方税
保育料
国民健康保健制度
下水道制度
ホームページへのアクセス10,000件を突破

**第7号**　平成12年4月15日発行
○市民の「負担」は軽減へ
～新市名候補5候補を決定～
協議会会議結果・第11回・第12回
地方税の取扱い
使用料・手数料の取扱い(その2)
国民健康保健制度の取扱い
下水道使用料の取扱い
事務所の位置の取扱い
町名の取扱い
新市名最終候補5候補決定
市民の声6

**第8号**　平成12年5月15日発行
○「新市建設計画」を作成
～まちづくりの総事業費は589億円、主要協議を終了～
協議会会議結果・第13回・第14回・第15回
どう変わる市民の暮らし
新市建設計画のあらまし
補助金等の取扱い(その1)
一般職の身分の取扱い
特別職の身分の取扱い
電算システムの取扱い
介護保険制度の取扱い
公共的団体の取扱い(その2)
使用料・手数料の取扱い(その3)
条例・規則等の取扱い
補助金等の取扱い(その2)
各種事務事業の取扱い
市民の声7

**第9号**　平成12年6月15日発行
○投票日は7月30日
～投開票オンブズマンを市民公募～
協議会会議結果・第16回
市民意向調査の概要
市民意向調査調査票
市民説明会を開催
出張説明会もご利用ください
投開票オンブズマンを公募

**第10号**　平成12年8月15日発行
○新市名は「西東京市」
～合併協定内容をすべて確認～
協議会会議結果・第18回
合併期日は、平成13年1月21日
新市の名称は、「西東京市」
市民意向調査調査結果の概要
新市名公募各賞発表

**第11号**　平成12年9月15日発行
○両市長が都知事に合併申請
合併に伴う住所変更の内容と変更手続について
合併後の各種取扱いについて
市の体制について
両市間の制度の調整について
合併前の申請にかかわるもの
個別に対応していただく事項

**第12号**　平成12年11月15日発行
○平成13年1月21日住所が変わります。
合併による住所変更とその取扱い
各施設等の名称について
住所表記の変更内容一覧
住所変更等の手続について
田無市ひばりが丘団地にお住まいの方へ
郵便局からのお知らせ

**第13号**　平成12年12月15日発行
○合併協議会が最終会議
協議会会議結果・第19回
その後の合併手続
合併協議会廃止手続
全国から注目、視察相次ぐ
注目に恥じないまちづくりを
住所表記の変更内容一覧
郵便局からのお知らせ
住所変更等の手続について

**調査公報**　平成12年7月20日発行
○合併決断の日
～あなたの一票がまちの将来を決めます～
調査票の書き方と意味
市民意向調査調査票
市民意向調査の投票について
投票所一覧
不在者投票所一覧
合併協議の概要
新市建設計画の概要
開票集計経過・結果公表スケジュール

(2) ホームページ

田無市・保谷市合併協議会ホームページは、任意協議会ホームページに引き続き合併協議会が行った情報提供施策の一環として、提供しうる情報のすべてを、時間的、空間的な制約なしに広く提供すること、及びそれに対する意見等を幅広く収集することを目的として開設した。、

①開設期日　平成11年10月15日

②提供情報（概略）

・協議会の各会議資料及び会議結果概要（速報）
・新市将来構想、新市建設計画等成果物
・お知らせ(次回会議日程・説明会日程等)
・電子メールによる意見募集
・市民掲示板（市民なんでもご意見版）

③アクセス件数　　約45，000件（平成11年10月15日～平成13年１月20日）

④電子メール件数　約　　300件（平成11年10月15日～平成13年１月20日）

⑤掲示版投稿者　　約　3，000件（平成12年　7月　1日～平成13年１月20日）

(3)「21世紀に誕生する私たちの新しいまち」（新市建設計画等概要版）

合併に関する協議がほぼ終了した段階において、その協議内容、特に新市建設計画の内容を中心にとりまとめ、パンフレットとして発行し、両市内の全戸に配布した。平成12年７月２日から26日まで行われた市民説明会は、このパンフレットの内容をもとに行われたもので、新市建設計画の内容、特に４つの重点施策について記載したほか、市民の生活がどう変わるのかという視点から、合併協議会の協議内容を再構成して説明した。

①タイトル　　「21世紀に誕生する私たちの新しいまち」
　　～田無市・保谷市合併に向けて～

②発行・配布　　平成12年６月

③体裁・企画　　Ａ４判　フルカラー24ページ

④発行部数　　80，000部（両市全世帯に配布）

⑤内　　容　　新市建設計画
　　各種事業
　　重点施策
　　合併協議内容「合併でどうなる?!私たちの生活」
　　一般編
　　お子さんのいらっしゃる家庭編
　　高齢者のいらっしゃる家庭編
　　障害者(児)のいらっしゃる家庭編
　　Ｑ＆Ａ
　　市民意向調査のお知らせ

## ９　すべての協議の終了

法定協議会第18回会議（平成12年８月３日開催）では、まず、７月30日に実施した市民意向調査の結果、合併の賛否に関する項目において両市ともに合併に「賛成」とする票が「反対」とする票を上回ったこと、新市の名称に関する項目において「西東京市」が最多得票を獲得したことなどが報告された。これを受け、正式な合併期日については「平成13年１月21日」とすることを確認し、また、新市の名称については「西東京市」とすることが確認され、協議事項に関わるすべての協議を終了し、合わせて、合併協定書の内容が確認された。

この席上で、合併協定調印式を８月10日に保谷こもれびホール小ホールで行うこと、その翌日には両市議会の臨時議会を招集することが明らかにされ、また、新市名公募に伴う「名付け親賞」の抽選も行われた。

# 第５章　合併協定調印式

# 第５章　合併協定調印式

合併協定調印式は、平成12年８月10日午前10時30分から保谷こもれびホール小ホールで執り行われた。式には、末松国会議員、坂口都議会議員、東京都総務局長(代理で吉田地方課長出席)を来賓として迎え、合併協議会委員、両市市議会議員等の関係者計68名が出席した。

式は、坂井明成田無市企画部長の司会で進められ、本村東田無市助役から両市合併に関するこれまでの経過が報告された後、末木達男田無市長、保谷高範保谷市長が合併協定書に調印を行い、続いて参列した合併協議会委員が立会人として合併協定書に署名を行った。この後、主催者あいさつとして両市長があいさつを行い、来賓の方から祝辞をいただいて50分ほどで閉会した。

田無市・保谷市
合併協定調印式次第

日時：平成12年８月10日（木）午前10時30分～
場所：保谷こもれびホール

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 開会の辞 | 協議会事務局長　坂井　明成 |
| 2 | 経過報告 | 田無市助役　本村　東 |
| 3 | 調印 | 田無市長　末木　達男 |
| | | 保谷市長　保谷　高範 |
| 4 | 立会い人署名 | 協議会委員 |
| 5 | 主催者挨拶 | 田無市長　末木　達男 |
| | | 保谷市長　保谷　高範 |
| 6 | 来賓祝辞 | 東京都総務局長　大関　東支夫 |
| | | 衆議院議員　末松　義規 |
| | | 都議会議員　坂口　こうじ |
| 7 | 閉会の辞 | 協議会事務局長　坂井　明成 |

# 第6章　合併議決

# 第６章　合併議決

## １ 廃置分合及び関連議案の議決

合併協定調印式の翌日である平成12年８月11日には、両市で臨時議会がそれぞれ招集され、合併関連議案の議決が行われた。

地方自治法第７条第１項及び第５項の規定に基づき「田無市及び保谷市の廃置分合について」、地方自治法第７条第４項及び第５項の規定に基づき「田無市及び保谷市の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について」、市町村の合併の特例に関する法律第７条第１項の規程を適用し、同法第７条第４項において準用する第６条第８項の規定により議会の議員の在任に関する特例措置、市町村の合併の特例に関する法律第８条第１項第１号の規程を適用し、同法第８条第４項において準用する第６条第８項の規定により農業委員会の委員の任期等に関する特例措置の、「田無市及び保谷市の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について」の議案を提出し、賛成多数で同日可決した。

| 議　　案 | 内　　容 | 田無市 | 保谷市 |
|---|---|---|---|
| 田無市及び保谷市の廃置分合について | 田無市と保谷市を廃して「西東京市」を設置する | 賛成　19<br>反対　4 | 賛成　17<br>反対　4 |
| 田無市及び保谷市の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について | 両市の財産をすべて「西東京市」に帰属させる | 賛成　19<br>反対　4 | 賛成　17<br>反対　4 |
| 田無市及び保谷市の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について | 市議会議員及び農業委員会委員の身分の取扱い | 賛成　19<br>反対　4 | 賛成　15<br>反対　6 |

## ２ 合併関連事業費の一般会計補正予算の議決

合併準備に伴う補正予算については、平成12年８月22日、両市それぞれに市議会の臨時会を招集し、議決した。田無市一般会計補正予算額は995，801千円、保谷市一般会計補正予算額は877，968千円であった。

# 第７章　新市への準備

# 第７章　新市への準備

合併協議会における協議と併行して、両市の各部署においては、新市発足に向けた各種事務事業の調整が進められた。

## １　条例例規

新市の例規整備については、合併協議会における「条例、規則等の取扱いについて」の協議結果に基づき整備を進め、新市の発足時に１４２件の条例が市長職務執行者によって専決処分された。

専決条例一覧

１号　西東京市役所の位置を定める条例
２号　西東京市平和推進に関する条例
３号　西東京市の休日を定める条例
４号　西東京市公告式条例
５号　西東京市議会定例会の回数に関する条例
６号　西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
７号　西東京市議会議員及び西東京市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
８号　西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例
９号　西東京市監査委員条例
10号　西東京市組織条例
11号　西東京市出張所設置条例
12号　西東京市情報公開条例
13号　西東京市個人情報保護条例
14号　西東京市行政手続条例
15号　西東京市印鑑条例
16号　公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例
17号　西東京市職員定数条例
18号　西東京市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
19号　西東京市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
20号　西東京市職員の定年等に関する条例
21号　西東京市職員の服務の宣誓に関する条例
22号　西東京市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
23号　西東京市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

24号　西東京市職員の育児休業等に関する条例
25号　西東京市職員団体の登録に関する条例
26号　西東京市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
27号　西東京市職員互助会に関する条例
28号　西東京市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
29号　西東京市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例
30号　西東京市証人等の費用弁償に関する条例
31号　西東京市長等の給与等に関する条例
32号　西東京市長職務執行者の給与等に関する条例
33号　西東京市教育委員会教育長の給与等に関する条例
34号　西東京市一般職の職員の給与に関する条例
35号　西東京市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例
36号　西東京市職員の旅費に関する条例
37号　西東京市職員退職手当支給条例
38号　西東京市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
39号　西東京市下水道事業特別会計条例
40号　西東京市受託水道事業特別会計条例
41号　西東京市中小企業従業員退職金等福祉共済事業特別会計条例
42号　西東京市駐車場事業特別会計条例
43号　西東京市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
44号　西東京市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
45号　西東京市財政調整基金条例
46号　西東京市用品調達基金条例
47号　西東京市罹災救助基金条例
48号　西東京市職員退職手当基金条例
49号　西東京市奨学金基金条例
50号　西東京市立学校施設整備基金条例
51号　西東京市社会教育施設整備基金条例
52号　西東京市スポーツ振興基金条例
53号　西東京市福祉施設等整備基金条例
54号　西東京市少子化対策事業基金条例
55号　西東京市駐車場基金条例
56号　西東京市国民健康保険事業運営基金条例
57号　西東京市国民健康保険高額療養費等貸付基金条例
58号　西東京市国民年金印紙購入基金条例
59号　西東京市介護保険円滑導入基金条例

60号　西東京市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例
61号　西東京市介護給付費準備基金条例
62号　西東京市不況対策基金条例
63号　西東京市中小企業従業員退職金等福祉共済基金条例
64号　西東京市緑化基金条例
65号　西東京市土地開発基金条例
66号　西東京市都市計画事業基金条例
67号　西東京市公共施設整備基金条例
68号　西東京市保谷駅南口市街地開発事業基金条例
69号　西東京市市税条例
70号　西東京市都市計画税条例
71号　西東京市特別土地保有税審議会条例
72号　西東京市固定資産評価審査委員会条例
73号　西東京市手数料条例
74号　西東京市行政財産使用料条例
75号　西東京市立学校設置条例
76号　西東京市教職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
77号　西東京市奨学資金支給条例
78号　西東京市立学校施設使用条例
79号　西東京市文化財保護条例
80号　西東京市公民館設置及び管理等に関する条例
81号　西東京市図書館設置条例
82号　西東京市スポーツセンター条例
83号　西東京市総合体育館条例
84号　西東京市体育館条例
85号　西東京市運動場設置条例
86号　西東京市健康広場条例
87号　西東京市テニスコート条例
88号　西東京市ひばりが丘運動場条例
89号　西東京市武道場条例
90号　西東京市菅平少年自然の家条例
91号　西東京市福祉事務所設置条例
92号　西東京市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例
93号　西東京市災害弔慰金の支給等に関する条例
94号　西東京市災害見舞金条例
95号　西東京市保谷保健福祉総合センター条例
96号　西東京市田無総合福祉センター条例
97号　西東京市母子保健センター条例

98 号　西東京市福祉会館条例
99 号　西東京市生活つなぎ資金貸付条例
100 号　西東京市保谷障害者福祉センター条例
101 号　西東京市こどもの発達センターひいらぎ条例
102 号　西東京市心身障害児通所訓練施設ひよっこ条例
103 号　西東京市老人福祉手当条例
104 号　西東京市高齢者在宅サービスセンター条例
105 号　西東京市高齢者センターきらら条例
106 号　西東京市老人憩いの家条例
107 号　西東京市高齢者アパート条例
108 号　西東京市乳幼児の医療費の助成に関する条例
109 号　西東京市児童育成手当条例
110 号　西東京市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例
111 号　西東京市保育の実施に関する条例
112 号　西東京市立保育所設置条例
113 号　西東京市児童保育費用徴収条例
114 号　西東京市立児童館条例
115 号　西東京市国民健康保険条例
116 号　西東京市介護保険条例
117 号　西東京市民会館条例
118 号　西東京市コール田無条例
119 号　西東京市保谷こもれびホール条例
120 号　財団法人西東京市文化・スポーツ振興財団に対する助成等に関する条例
121 号　西東京市アスタ市民ホール条例
122 号　西東京市地区会館条例
123 号　西東京市コミュニティセンター条例
124 号　西東京市民集会所設置条例
125 号　西東京市予防接種健康被害調査委員会条例
126 号　西東京市休日診療所設置条例
127 号　西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例
128 号　西東京市みどりの保護と育成に関する条例
129 号　西東京市消費者センター条例
130 号　西東京市道路占用料等徴収条例
131 号　西東京市私道補修及び私設下水道に関する条例
132 号　西東京市営住宅条例
133 号　西東京市立公園条例
134 号　西東京市駐車場条例
135 号　西東京市住居表示に関する条例

136号　西東京市違法駐車等の防止に関する条例
137号　西東京市自転車等の放置防止に関する条例
138号　西東京市下水道条例
139号　西東京市防災会議条例
140号　西東京市防災センター条例
141号　西東京市災害対策本部条例
142号　西東京市消防団条例

## 2　決算、予算

(1) 平成12年度田無市、保谷市決算

平成13年１月20日に田無市、保谷市が消滅することに伴い、地方自治法施行令第５条第２項に基づき、出納整理期間のない決算処理が行われた。歳入決算については、１月20日までに指定金融機関が収納した額をもって歳入決算額とし、歳出決算についても１月20日までに支払いが完了した額をもって歳出決算額とした。

(2) 平成12年度西東京市暫定予算

平成13年１月21日から西東京市長が決定されるまでの50日間の暫定予算を編成し、一般会計暫定予算の総額は、歳入3,929,612千円、歳出16,198,050千を定めるとともに、他７件の特別会計暫定予算を市長職務執行者が専決処分した。

暫定予算編成事務の基本的な考え方は、地方自治法施行令第２条に基づき、(合併により) 新市が設置された場合に職務執行者は、予算が議会の議決を経て成立するまでの間、暫定予算を調製、専決処分し、執行する。暫定予算の期間は、公職選挙法による市町村の設置による選挙は、50日以内に行う旨の規程により定めた。暫定予算書の作成は、「歳入歳出暫定予算」は款・項のみを合算し、事項別明細書はそれぞれ２分冊とした。

## 3　電算関係

(1)「電算システムの取扱いについて」の調整内容

当面両市の既存の電算システム（ホストコンピュータ及びシステム）を有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。ただし、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。

(2) 合併時に統合された電算システム

住民情報系電算業務（ホストコンピュータ処理）については、一部資格証明書の有効期限等が合併期日以降のシステムを除く全ての電算システムが統合された。

①住民基本台帳システム
②印鑑登録・証明システム
③外国人登録システム
④住民税システム
⑤固定資産税システム
⑥軽自動車税システム
⑦国民健康保険システム
⑧選挙システム
⑨国民年金システム
⑩児童手当・育成手当システム
⑪保育料システム
⑫税等収納システム
⑬老人医療システム

## 4　組織機構の整備

新市組織への移行は、次の２段階により、それぞれに定める基本方針にしたがって行った。

(1) 西東京市発足時（１月21日～３月31日）の組織

平成12年度中は、旧市において実施してきた事務事業を継続実施することを前提とした組織とする。

合併期日が、第４四半期ということもあり、年度内は旧市における計画、執行予算にしたがって適正に事務を執行していく必要があることから、平成12年度における新市の組織は、平成13年度の新市組織に近い形で課を集約し部として統合したうえ、課相当組織以下は、統合が必要な、あるいは可能な組織を除いて、原則として旧市の組織形態をそのまま継続し、予算執行についても旧市の例にならって執行することとする。

1)　部

部は、平成13年度の組織に近いかたちで統合する。（10部）

部長は、それぞれ田無担当部長、保谷担当部長とし、旧市における事務分掌の範囲においてそれぞれ事業執行を管理する。

例　田無市企画部長　――>　西東京市企画部田無担当部長
　　保谷市企画部長　――>　西東京市企画部保谷担当部長

2)　課

概ね旧市における組織体系を継続する。

同じ名称の課については、田無庁舎の課に「第１」、保谷庁舎の課に「第２」の名称を付加して区別する。

例　旧田無市　　総務部庶務課　――＞　総務部庶務第１課

　　旧保谷市　　総務部庶務課　――＞　総務部庶務第２課

ただし、次の部署については統合する。

企画部（企画課、財政課、広報広聴課、情報推進課）　総務部秘書課

会計課

議会事務局（職員は、議長が任免するまでの間、総務部に所属）

選挙管理委員会事務局

監査委員事務局（職員は、代表監査委員が任免するまでの間、総務部に所属）

(2) 西東京市（平成13年４月１日～）の組織（西東京市組織・定数の基本的な考え方）

合併協議会で確認された「新市における組織・機構の整備方針」を踏まえ、次のような基本的考え方に基づき、平成13年４月１日における新市の組織・定数等を検討した。

◇組織編成にあたっての考え方

① これまで異なる組織形態、企業風土の下に運営されてきた両市組織を融合させ、市民サービスを円滑に継続実施していくことができるものとする。

② 平成12年度に実質的に旧市で行った事業の国・都に対する精算をはじめとする決算事務が円滑に執行できるものとする。

③ したがって、抜本的な再編成は行わないこととし、原則として旧市のいずれかの組織形態に合わせるか、類似した組織形態とする。

④ 組織の細分化は事務分担の硬直化を招きやすいことから、部・課・係にかかわらず、小人数組織は極力廃し、機動的な事務執行ができるよう配慮する。

⑤ 事務分掌の検討にあたっては、市民の視点から整理するとともに、類似した事務が複数の部・課にまたがって執行されることを極力避け、事務の効率的な執行及び責任の所在の明確化を図ることとする。

⑥ 全市的に同一水準のサービス提供ができる態勢とする。また、窓口で取り扱っていた事務については、サービス水準の維持・向上を図るよう事務を見直すこととする。

⑦ 新市建設計画に掲載された各種事業に対する取組としては、単独の組織を構築するのではなく、再編された組織において人的配置で対応する。

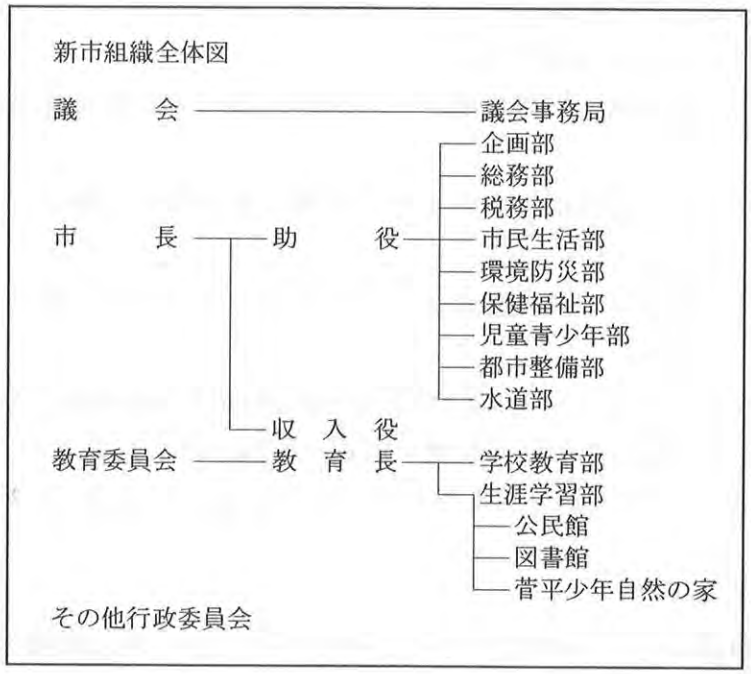
⑧ 旧市において残された課題解決に向けて、組織の混乱を来さない範囲でその事務分掌を明確にする。

⑨ 地方分権等によって平成14年度以降に想定される事務への対応は、新市発足後改めて見直すこととし、今回の組織編成にあたっては見送ることとする。

組織の名称は、市民にとってわかりやすいものとする。

◇組織体制

市長部局を９部40課、議会事務局を１部２課、教育委員会事務局を２部５課、教育機関を４課、その他行政委員会を３課とし、全体で12部54課の体制とする。




## ５　事務事業調整

合併に向けた事務事業の調整については、平成12年９月５日に両市の助役から各部課長宛てにそれぞれ「合併準備事務の推進について」の依命通知をもって、合併までの間、事務事業の調整や補正予算に計上した準備経費の適正執行に遺漏のないようにするとともに、平成13年度予算に向けて再度所管事務事業を点検し、未調整事項の精力的な調整を図るよう指示した。

同時に、合併準備作業を総合的に推進するため、両市の企画部門を統合し、保谷市役所内に「合併準備室」を設置した。室長（保谷市企画部長）、次長（田無市企画部企画課長）のもと企画担当職員11名が、合併準備経費の執行管理、各部署で難航している各種事務事業の調整、新市予算編成のための調整、政治的に高度な判断を要する事項の調整、両市において調整が困難な事項の調整、当該部署のみでは判断できない事項の調整等合併に向けた諸準備に携わった。

## 6　市長職務執行者

合併により新市において市長選挙が行われ、新市長が就任するまでの間市長の業務を執行する市長職務執行者について、平成12年12月27日、地方自治法施行令第１条の２の規定により「田無市及び保谷市の廃置分合に伴う職務執行者に関する協議書」を両市長が締結し、平成13年１月21日から西東京市長選挙（２月18日執行）までの間、比留間英人保谷市助役を西東京市長職務執行者とすることとした。

## 7　事務引継書

両市の合併により、両市の市長及び助役は失職することとなることから、東京都区市町村事務引継規則の規定により両市それぞれに事務引継書を作成した。

これらの引継ぎは、新市の発足の日（平成13年１月21日）に西東京市役所田無庁舎で行われ、旧田無市においては総務部田無担当部長が、旧保谷市においては総務部保谷担当部長がそれぞれ立ち会い、西東京市長職務執行者に就任した比留間英人前保谷市助役に旧市の事務を引き継いだ。

## 8　移転作業

新市発足に向けた事務所の移転作業は、組織の統合に合わせ２段階に分けて行われた。

(1) 西東京市発足時（１月21日）の組織に伴う移転作業

新市発足時には、田無庁舎に企画課、財政課、広報広聴課、情報推進課、秘書課、会計課、議会事務局、監査委員事務局が、保谷庁舎に選挙管理委員会事務局が配置されることとなり、１月20日（土）、21日（日）において移転作業を行った。

(2) ４月１日の西東京市組織に伴う移転作業

３月17日（土）、18日（日）には、保谷庁舎に水道部、教育委員会が、３月24日（土）、25日（日）には、田無庁舎に総務部、税務部、保谷庁舎に都市整備部が、３月31日（土）、４月１日には、田無庁舎に市民生活部、児童青少年部、保谷庁舎に環境防災部、保健福祉部がそれぞれ移転作業を行った。

## 9　田無市、保谷市閉市式

(1) 田無市閉市式

田無市の閉市式は、平成13年１月14日午後２時から田無市民会館で近隣の市長や市の特別職、幹部職員など関係者計295人の出席のもとに開催された。

式典では、まず、末木達男田無市長の式辞、小島恵子田無市議会議長のあいさつが行われ、続いて、来賓の末松国会議員、坂口東京都議会議員、藤岡東京都議会議員（出席のみ）、東京都知事代理吉田地方課長、東京都市長会会長青木立川市長、東京都市議会議長会会長栗山狛江市議会議長、保谷高範保谷市長から祝辞が述べられた。

閉式の後、ノーザンシックス・ビッグバンドの演奏が行われ、華やかに34年の歴史に幕を引いた。

田無市閉市式式典
とき　　平成13年１月14日
ところ　田無市民会館公会堂

式次第
開式の時
式辞
挨拶
来賓の言葉
閉式の辞

― 幕間 ―

ビックバンド伊波指揮者と市長　対談
ノーザンシックス・ビッグバンド演奏　　指揮／伊波　秀進

(2) 保谷市閉市式

保谷市の閉市式は、平成13年１月18日午前10時から保谷こもれびホール小ホールで近隣の市長や市の特別職、幹部職員など関係者計364人の出席のもとに開催された。

式典では、まず武蔵野女子学院中学高等学校吹奏楽部の演奏が行われ、開式の後に国歌斉唱、保谷高範保谷市長の式辞、渡部保男保谷市議会議長のあいさつ、比留間英人保谷市助役の経過報告が行われ、続いて、来賓の末松国会議員、坂口東京都議会議員、藤岡東京都議会議員（出席のみ）、東京都知事代理吉田地方課長、東京都市長会会長青木立川市長、東京都市議会議長会会長栗山狛江市議会議長、末木達男田無市長から祝辞が述べられた。祝電披露の後市旗が降納され、保谷市出身のピアニスト掛谷勇三氏のピアノ演奏をバックに市の歩みをとりまとめたスライドが上映される中、厳かに34年の歴史に幕を引いた。

保谷市閉市式式典
とき　　平成13年１月18日
ところ　保谷こもれびホール
式　次　第

武蔵野女子学院中学高等学校吹奏楽部　演奏

開　　式
国　歌　斉　唱
式　　辞
挨　　拶
経　過　報　告
来　賓　挨　拶
祝　電　披　露
市　旗　降　納
ピアノ演奏＆スライド上映
閉　　式

# 第8章　新市誕生

# 第８章　新市誕生

西東京市の発足の日となった平成13年１月21日（日）は、前夜来降り続いた雪も未明には上がり、一面白銀の世界となった。これから純白のキャンバスに将来像を描こうとする新市の姿を象徴するかのような、まさに新市の船出にふさわしい幕開けとなった。

## １　開庁式

西東京市役所の開庁式は、平成13年１月21日（日）午前９時から田無庁舎で、午前10時からは保谷庁舎で、比留間英人西東京市長職務執行者をはじめ、市議会議員や幹部職員が参列して執り行われた。

まず、比留間英人西東京市長職務執行者から「両市民はもはや運命共同体。ともに協力し合って新しい市のまちづくりを進めていこう」とあいさつが述べられた後、市名銘板の除幕、引き続いて若手職員達の手によってテープカットとくす玉が割られ、開庁を祝った。

両庁舎における開庁式終了後、午前11時からは、保谷こもれびホール小ホールにおいて、比留間英人西東京市長職務執行者から新市の幹部職員一人ひとりに対し辞令の交付が行われた。

西東京市開庁式次第

平成13年１月21日
田無庁舎　午前９時から
保谷庁舎　午前10時から

開式の辞

式辞

市名銘板除幕

庁舎入口テープカット

くす玉割り

閉式の辞

開庁式式辞

本日は、寒い中、早朝から報道関係、市議会議員の皆様並びに管理職職員に多数お集まりいただき、誠にありがとうございます。
田無市と保谷市は、全国でも例のない都市型対等合併を実現し、本日ここに、輝かしい21世紀に最初に誕生する市として西東京市を誕生させるに至りました。

新市「西東京市」は、人口が、先日発表されました平成12年国勢調査の速報値によれば18万人を超え、面積では15．85平方キロメートルと、多摩地域で上位に位置する市となりました。地理的には、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に隣接いたします。市内には、私鉄の５つの駅を抱え、都心へのアクセスに優れ、また、青梅街道、新青梅街道など主要幹線道が市内を東西に横断するなど、交通利便性の極めて高い都市だと言えます。また、一方で、東大農場や千川上水、それに緑や畑が市内各所に点在し、便利さの中にも潤いを兼ね備えたまちでもあります。

西東京市としては、この合併に際して市民の皆様から寄せられた新たなまちづくりへの期待に、できる限り早期に応えていくとともに、市の規模が拡大したわけでありますので、これまで以上に、この多摩地域における役割と責任の大きさを自覚し、多摩地域のリーダーとしての一翼を担っていくという気概が必要であると思います。

現在日本社会は、21世紀前半に到来する超高齢社会を目前に控え、社会構造の大変革に、官民挙げて取り組んでいます。特に、ＩＴ革命は、単に情報通信技術の普及ということだけでなく、顧客優先の思考に立ってあらゆるサービスを向上させようとする取り組みであります。我々自治体職員も、こうした流れを踏まえ、市民優先の視点へと大きく意識を変革していく必要があります。

更に、地方分権の進展により、今後ますます、地域住民の自己責任の下、地域住民の自己決定によるまちづくりが推進されていくものと思います。

西東京市は、市民の夢と希望を乗せて21世紀の大海原に向かって、今まさに船出いたしました。旧田無市民も旧保谷市民も同じ船に乗った運命共同体であり、ともに手を携え、協力し合い、新しい市のまちづくりをダイナミックに進めていかなければなりません。そして、明日を担う子供たちが、この西東京市に生まれ、育ったことを誇りとし、いつまでも西東京市に愛着を持ち続けられるまちにすることが、我々に課された使命だと認識しております。

旧来にも増して、市民の皆様のお力添えと、市議会議員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、私の西東京市開庁式の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

平成13年１月21日

西東京市長職務執行者　　比留間　英人

## ２　教育委員会・選挙管理委員会の開催

開庁式当日、比留間英人西東京市長職務執行者は、臨時の教育委員会委員を選任し、直ちに臨時の教育委員会を招集した。

臨時の教育委員会では、委員の互選により、委員長に井口範之・前保谷市教育委員会委員長を、教育長に和田弘美・前田無市教育長をそれぞれ選任した。

一方選挙管理委員会についても、同日、旧２市の選挙管理委員が招集され、各委員の互選によって西東京市の暫定的な選挙管理委員会が発足し、委員長に津村恒夫・前田無市選挙管理委員会委員長を選任した。

## 3　西東京市初議会

西東京市誕生後の初議会は、平成13年２月１日田無庁舎の議会議場に新市の議員46名が参集し、開催された。

上程された議案は、１月21日に市長職務執行者が専決処分した案件や議員提出された議案で、いずれも承認及び可決された。

上程議案等

議案第１号　西東京市役所の位置を定める条例ほか141件の条例の専決処分について

議案第２号　平成12年度西東京市一般会計暫定予算ほか７件の暫定予算の専決処分について

議案第３号　東京都市収益事業組合への加入ほか６件の一部事務組合への加入についての専決処分について

議案第４号　多摩北部都市広域行政圏協議会への加入についての専決処分について

議案第５号　西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会への加入についての専決処分について

議案第６号　消防事務の委託についての専決処分について

議案第７号　東京都水道業務の事務の受託についての専決処分について

議案第８号　西東京市指定金融機関の指定についての専決処分について

議案第９号　町区域の変更及び廃止についての専決処分について

議案第10号　西東京市児童保育費用徴収条例の一部を改正する条例

議員提出議案

議案第１号　西東京市議会会議規則

議案第２号　西東京市議会事務局設置条例

議案第３号　西東京市議会委員会条例

正・副議長等選挙

初議会では、議長、副議長、一部事務組合議会議員の選挙が行われるとともに、常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任も行われ、新市議会の組織が決定した。

西東京市議会組織図

議長　山田　忠昭　　副議長　佐々木　順一　（46名、敬称略）

| 議席 | 氏　名 | 常任委員会 | 議席 | 氏　名 | 常任委員会 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 森　輝雄 | 建　設 | 24 | 相馬　和弘 | 総　務 |
| 2 | 大川　真理 | 厚　生 | 25 | 倉根　康雄 | 総　務 |
| 3 | 保谷　清子 | 建　設 | 26 | 葉原　時美 | 厚　生 |
| 4 | 桐山　ひとみ | 厚　生 | 27 | 二木　孝之 | 文　教 |
| 5 | 蔵野　雅章 | 総　務 | 28 | 佐藤　満 | 文　教 |
| 6 | 渡辺　嘉津子 | 建　設 | 29 | 遠藤　源太郎 | 総　務 |
| 7 | 森下　典子 | 厚　生 | 30 | 保谷　育彦 | 建　設 |
| 8 | 小林　たつや | 厚　生 | 31 | 西村　誠一 | 厚　生 |
| 9 | 岩越　笙子 | 厚　生 | 32 | 酒井　澄 | 建　設 |
| 10 | 衣袋　一夫 | 文　教 | 33 | 佐々木　順一 | 総　務 |
| 11 | 田井　文直 | 建　設 | 34 | 鈴木　宏一 | 建　設 |
| 12 | 猪野　滋 | 文　教 | 35 | 野村　俊介 | 建　設 |
| 13 | 朝倉　文男 | 建　設 | 36 | 小島　恵子 | 文　教 |
| 14 | 高梨　功 | 総　務 | 37 | 安斉　慎一郎 | 文　教 |
| 15 | 安岡　厚子 | 厚　生 | 38 | 武藤　朝子 | 文　教 |
| 16 | 土井　節子 | 総　務 | 39 | 石毛　茂 | 建　設 |
| 17 | 茂木　千佳子 | 総　務 | 40 | 浅野　高司 | 総　務 |
| 18 | 山田　忠昭 | 厚　生 | 41 | 小峰　和美 | 総　務 |
| 19 | 海老沢　進 | 文　教 | 42 | 林　一夫 | 文　教 |
| 20 | 鈴木　久幸 | 総　務 | 43 | 浜野　重男 | 文　教 |
| 21 | 新井　五郎 | 総　務 | 44 | 中山　寛子 | 文　教 |
| 22 | 高橋　司朗 | 建　設 | 45 | 麦倉　一眞 | 文　教 |
| 23 | 渡部　保男 | 厚　生 | 46 | 田崎　敏男 | 厚　生 |

## 4　市長選挙

新市の初代市長を決める市長選挙は、平成13年２月11日に告示され、２月18日に投票が行われた。新市最初の市長選には、旧市の両市長がともに出馬することとなったが、当日開票の結果、保谷高範（前保谷市長）氏が初当選を果たした。

当日の有権者数は142，529人、投票率は49．64％であった。

西東京市長選挙開票結果　　（敬称略）

| 候補者 | 年齢 | 所属 | 得　票 |
|---|---|---|---|
| 保谷　高範 | 63 | 無所属 | 26，052 |
| 末木　達男 | 70 | 無所属 | 23，206 |
| 酒匂　一雄 | 70 | 無所属 | 12，620 |
| 清水　君枝 | 48 | 無所属 | 8，284 |

## 5　平成13年第１回西東京市議会定例会

新市長就任後の議会は、平成13年３月６日～３月29日までの間開会され、平成12年度一般会計予算及び平成13年度一般会計暫定予算などの議案が提案された。

平成13年度一般会計暫定予算については、一部訂正の上、その他については、いずれも原案通り可決された。

新市本予算

新市の平成12年度一般会計予算は、総額17，684，320千円で、旧２市の決算に伴う未執行経費残を引き継ぐほか、新市になって新たに必要となった経費を加えたものである。また、国民健康保険特別会計ほか６件の特別会計を合わせると31，665，487千円となった。

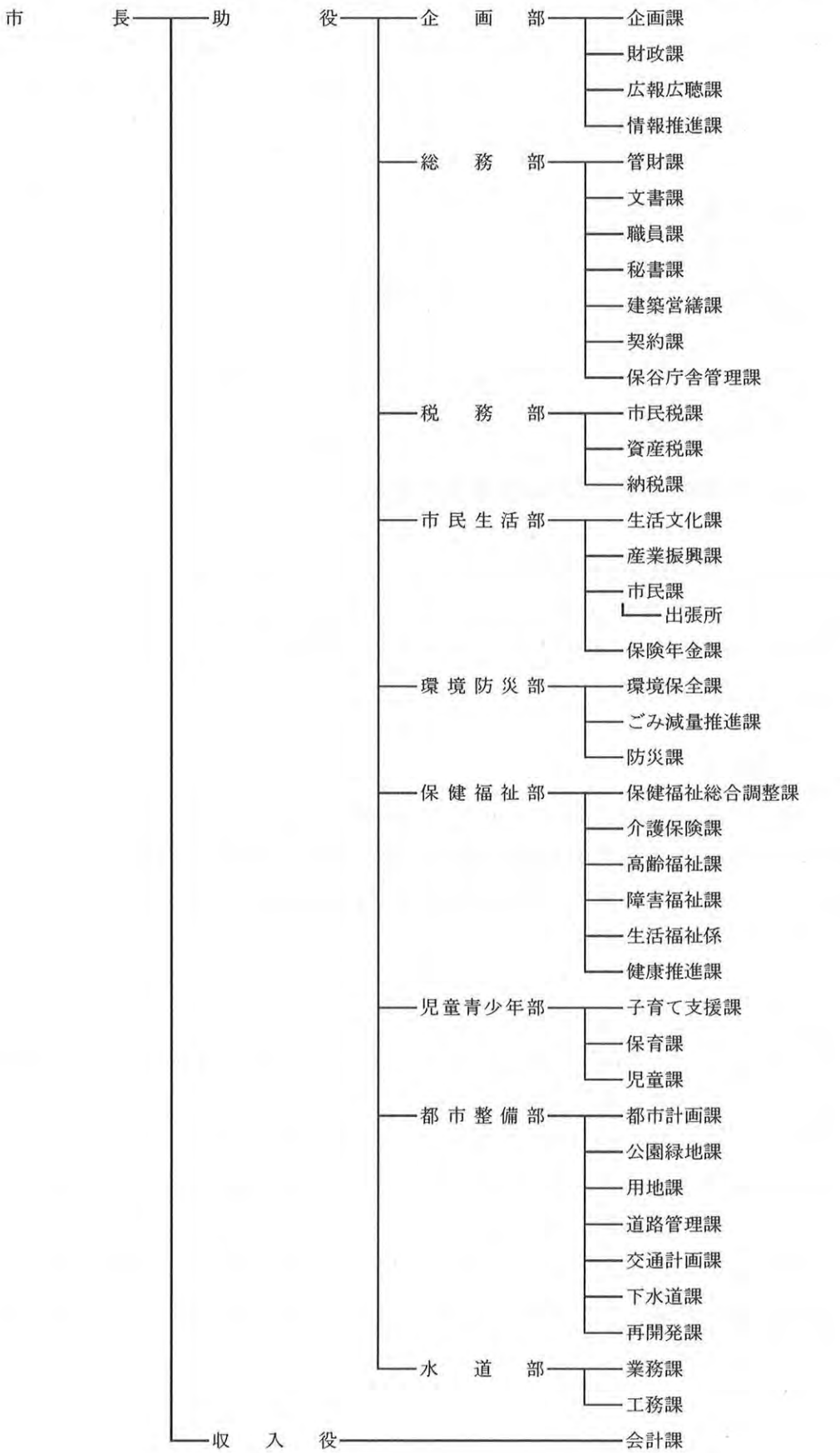
人事案件

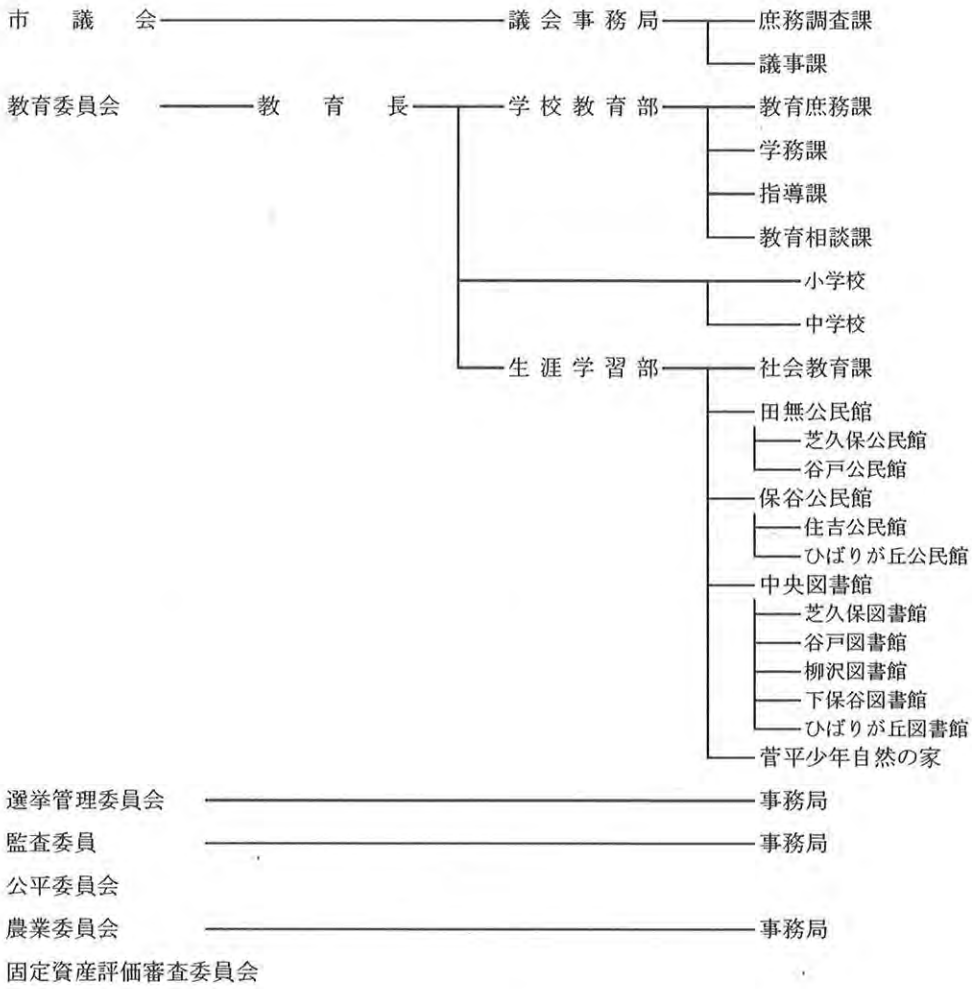
収入役などの人事案件の結果については、次の通り同意された。（敬称略）

・収　入　役　中村忠雄
・監査委員　内田　実　　橋本　勇
・教育委員会委員　茂又好文　　井口範之　　大後みき子
　清水徳人　　角田冨美子
・公平委員会委員　真山　泰　　猪原英彦　　恵古シヨ
・固定資産評価審査委員会委員　平山玲昱　　今井克治　　大内英男

## 6　新市の組織

西　東　京　市　組　織　図　　平成13年４月１日現在




市　議　会
議会事務局
庶務調査課
議事課
教育委員会
教　育　長
学校教育部
教育庶務課
学務課
指導課
教育相談課
小学校
中学校
生涯学習部
社会教育課
田無公民館
芝久保公民館
谷戸公民館
保谷公民館
住吉公民館
ひばりが丘公民館
中央図書館
芝久保図書館
谷戸図書館
柳沢図書館
下保谷図書館
ひばりが丘図書館
菅平少年自然の家
選挙管理委員会
事務局
監査委員
事務局
公平委員会
農業委員会
事務局
固定資産評価審査委員会

# 第９章　事務局体制・予算決算関係

# 第９章　事務局体制・予算決算関係

## １　事務局体制

合併事務局の職員は、任意協議会発足時の６名体制（兼務２名、専従４名）から最大15名体制（兼務２名、専従13名）までその時宜に応じて推移したが、いずれも両市の企画部門の職員の弾力的配置によって対応し、そのための増員は行わなかった。

**H10.4.1　○任意協議会**

６名体制

| 局長 | 次長 | | |
|---|---|---|---|
| 田無市 | 保谷市 | 保谷市 | 主幹 |
| 企画部長 | 企画調整室長 | 田無市 | 主任 |
| | | 田無市 | 主事 |
| | | 保谷市 | 主事 |

**H11.4.1　○任意協議会**

７名体制

| 局長 | 次長 | | |
|---|---|---|---|
| 田無市 | 保谷市 | 保谷市 | 主幹 |
| 企画部長 | 企画調整室長 | 保谷市 | 主査 |
| | | 田無市 | 主任 |
| | | 田無市 | 主事 |
| | | 保谷市 | 主事 |

**H11.7.15　○任意協議会　　○法定協議会（H11.10.11～）**

15名体制

| 局長 | 次長 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 田無市 | 保谷市 | 総務班 | 保谷市 | 主幹 |
| 企画部長 | 企画調整室長 | | 田無市 | 主事 |
| | | | 田無市 | 主事 |
| | | 計画班 | 田無市 | 副主幹 |
| | | | 保谷市 | 副主幹 |
| | | | 田無市 | 主査 |
| | | | 保谷市 | 主査 |
| | | 調整班Ⅰ | 田無市 | 主査 |
| | | | 田無市 | 主査 |
| | | | 保谷市 | 主事 |
| | | 調整班Ⅱ | 保谷市 | 副主幹 |
| | | | 田無市 | 主査 |
| | | | 保谷市 | 主査 |

**H12.4.1　○法定協議会**

11名体制

| 局長 | 副局長 | 次長 | | |
|---|---|---|---|---|
| 田無市 | 保谷市 | 保谷市 | 保谷市 | 副主幹 |
| 企画部長 | 企画部長 | 企画部参事 | 田無市 | 主査 |
| | | | 田無市 | 主査 |
| | | | 田無市 | 主査 |
| | | | 保谷市 | 主査 |
| | | | 保谷市 | 主査 |
| | | | 田無市 | 主事 |
| | | | 保谷市 | 主事 |

**H12.6.1　○法定協議会**

９名体制

| 局長 | 副局長 | 次長 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 田無市 | 保谷市 | 保谷市 | 市民説明会 | 保谷市 | 副主幹 |
| 企画部長 | 企画部長 | 企画部参事 | | 田無市 | 主査 |
| | | | | 田無市 | 主査 |
| | | | 市民意向調査 | 保谷市 | 主査 |
| | | | | 田無市 | 主事 |
| | | | | 保谷市 | 主事 |

**H12.9.1　○法定協議会**

６名体制

| 局長 | 副局長 | 次長 | | |
|---|---|---|---|---|
| 田無市 | 保谷市 | 保谷市 | 保谷市 | 主査 |
| 企画部長 | 企画部長 | 企画部参事 | 田無市 | 主任 |
| | | | 保谷市 | 主事 |

※　合併準備室の設置　13名（両市企画担当）

## 2　予　算

(1) 平成10年度合併推進協議会予算

歳　入　　(単位:千円)

| 款 | 項 | 金　額 |
|---|---|---|
| 1 負担金 | | 27,000 |
| | 1 負担金 | 27,000 |
| 2 諸収入 | | 2 |
| | 1 諸収入 | 2 |
| 歳入合計 | | 27,002 |

歳　出　　(単位:千円)

| 款 | 項 | | 金　額 | |
|---|---|---|---|---|
| 1 運営費 | | | | 6,132 |
| | 1 会議費 | | | 1,484 |
| | | 8 報償費 | 960 | 将来構想策定委員謝礼 960 |
| | | 11 需用費 | 106 | 委員会賄 106 |
| | | 12 委託料 | 418 | 速記委託料 418 |
| | 2 事務費 | | | 4,648 |
| | | 7 賃金 | 2,478 | 臨時職員賃金 2,478 |
| | | 8 旅費 | 135 | 普通旅費 135 |
| | | 11 需用費 | 353 | 文具消耗品等 353 |
| | | 12 役務費 | 111 | 委員保険料等 111 |
| | | 14 使用料及び賃借料 | 1,571 | パソコン等借上料 1,571 |
| 2 事業費 | | | | 24,349 |
| | 1 事業推進費 | | | 24,349 |
| | | 8 報償費 | 100 | 委員研修講師謝金 100 |
| | | 9 旅費 | 1,600 | 視察旅費 1,600 |
| | | 11 需用費 | 3,608 | 広報紙印刷 3,608 |
| | | 13 委託料 | 19,041 | 広報紙等配布委託料 5,683 |
| | | | | 将来構想策定等委託料 13,358 |
| 3 予備費 | | | | 1,523 |
| | 1 予備費 | | | 1,523 |
| 歳出合計 | | | | 32,004 |

(2) 平成11年度合併推進協議会予算

歳　入　　(単位:千円)

| 款 | 項 | 金　額 |
|---|---|---|
| 1 負担金 | | 44,000 |
| | 1 負担金 | 44,000 |
| 2 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 3 諸収入 | | 2 |
| | 1 諸収入 | 2 |
| 歳入合計 | | 44,002 |

歳　出　　(単位:千円)

| 款 | 項 | | | 金　額 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 運営費 | | | | | 5,633 |
| | 1 会議費 | | | | 1,033 |
| | | 8 報償費 | 560 | 将来構想策定委員謝礼 | 560 |
| | | 11 需用費 | 55 | 委員会賄 | 55 |
| | | 12 委託料 | 418 | 速記委託料 | 418 |
| | 2 事務費 | | | | 4,600 |
| | | 7 賃金 | 2,194 | 臨時職員賃金 | 2,194 |
| | | 8 旅費 | 135 | 普通旅費 | 135 |
| | | 11 需用費 | 443 | 文具消耗品等 | 443 |
| | | 12 役務費 | 104 | 委員保険料等 | 104 |
| | | 14 使用料及び賃借料 | 1,724 | パソコン等借上料 | 1,724 |
| 2 事業費 | | | | | 36,878 |
| | 1 事業推進費 | | | | 36,878 |
| | | 11 需用費 | 4,788 | 資料等印刷関係消耗品 | 500 |
| | | 13 委託料 | 32,090 | 将来構想中間まとめ印刷 | 1,490 |
| | | | | 広報紙（みのり）印刷 | 2,798 |
| | | | | 広報紙等配布委託料 | 3,831 |
| | | | | 将来構想等配布委託料 | 4,259 |
| | | | | 将来構想策定等委託料 | 19,000 |
| | | | | ホームページ開設・運営委託料 | 5,000 |
| 3 予備費 | | | | | 1,494 |
| | 1 予備費 | | | | 1,494 |
| 歳出合計 | | | | | 44,005 |

(3) 平成11年度合併協議会予算

歳　入　　(単位:千円)

| 款 | 項 | 金　額 |
|---|---|---|
| 1 負担金 | | 27,000 |
| | 1 負担金 | 27,000 |
| 2 諸収入 | | 2 |
| | 1 諸収入 | 2 |
| 歳入合計 | | 27,002 |

歳　出　　(単位:千円)

| 款 | 項 | | 金　額 | |
|---|---|---|---|---|
| 1 運営費 | | | | 9,001 |
| | 1 会議費 | | | 6,777 |
| | | 8 報酬 | 3,737 | 協議会委員報酬 3,737 |
| | | 9 旅費 | 180 | 協議会委員旅費 180 |
| | | 11 需用費 | 50 | 会議賄 50 |
| | | 13 委託料 | 2,810 | 速記委託料 832 |
| | | | | 協議会委員研修委託料 1,978 |
| | 2 事務費 | | | 2,224 |
| | | 9 旅費 | 158 | 職員旅費 158 |
| | | 11 需用費 | 187 | 一般事務用品 187 |
| | | 12 役務費 | 130 | 郵便料 130 |
| | | 14 使用料及び賃借料 | 622 | パソコン等借上げ料 612 |
| | | 19 負担金補助及び交付金 | 1,127 | パソコンソフト 10 |
| | | | | 合併協議会臨時職員賃金等負担金 1,127 |
| 2 事業費 | | | | 17,222 |
| | 1 事業推進費 | | | 17,222 |
| | | 8 報償費 | 300 | 新市名公募ほう賞 300 |
| | | 11 需用費 | 4,038 | 市民向け資料等印刷用紙等 500 |
| | | 12 役務費 | 565 | 協議会だより(2p) 2,981 |
| | | 13 委託料 | 12,319 | 新市名公募ポスター 189 |
| | | | | 新市名応募用紙 368 |
| | | | | 新市名表彰状筆耕料 45 |
| | | | | 新市名応募はがき後納代金 520 |
| | | | | 調査・分析委託料 5,250 |
| | | | | ホームページ運用管理等委託料 3,621 |
| | | | | 協議会だより配布委託料 3,448 |
| 3 予備費 | | | | 779 |
| | 1 予備費 | | | 779 |
| 歳出合計 | | | | 27,002 |

## (4) 平成12年度合併協議会予算

歳　入　　(単位:千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|---|---|---|
| 1 負担金 | | 111,000 |
| | 1 負担金 | 111,000 |
| 2 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 3 諸収入 | | 4 |
| | 1 諸収入 | 4 |
| 歳入合計 | | 111,005 |

歳　出　　(単位:千円)

| 款 | 項 | | 金額 | |
|---|---|---|---|---|
| 1 運営費 | | | | 7,527 |
| | 1 会議費 | | | 4,086 |
| | | 1 報酬 | 2,981 | 協議会委員報酬 2,981 |
| | | 9 旅費 | 40 | 協議会委員旅費 40 |
| | | 11 需用費 | 180 | 調印式関係消耗品 60 |
| | | 13 委託料 | 885 | 会議賄 120 |
| | | | | 速記委託料 832 |
| | | | | 調印式横断幕作成委託料 53 |
| | 2 事務費 | | | 3,441 |
| | | 9 旅費 | 210 | 職員旅費 210 |
| | | 11 需用費 | 238 | 一般事務用品 238 |
| | | 12 役務費 | 100 | 郵便料 100 |
| | | 14 使用料及び賃借料 | 1,030 | パソコン等借上げ料 1,020 |
| | | 19 負担金補助及び交付金 | 1,863 | パソコンソフト 10 |
| | | | | 合併協議会臨時職員賃金等負担金 1,863 |
| 2 事業費 | | | | 102,670 |
| | 1 事業推進費 | | | 102,670 |
| | | 1 事業推進費 | | 47,670 |
| | | 8 報償費 | 300 | 新市名公募ほう賞 300 |
| | | 11 需用費 | 6,421 | 市民向け資料等印刷用紙等 500 |
| | | 12 役務費 | 45 | 合併特集号印刷 5,921 |
| | | 13 委託料 | 40,904 | 新市名表彰状筆耕料 45 |
| | | | | 総合コンサルティング業務委託料 19,640 |
| | | | | ホームページ運用管理等委託料 7,506 |
| | | | | 合併特集号配布委託料 5,458 |
| | | | | 合併に関する総合的な情報冊子配布委託料 3,300 |
| | | | | 電算システム統合調査委託料 5,000 |
| | | 2 市民意向調査費 | | 55,000 |
| | | 8 報償費 | 10,132 | 投開票オンブズマン謝金 10,036 |
| | | 9 旅費 | 50 | 投票箱等送致謝金 96 |
| | | 11 需用費 | 9,900 | 一般職旅費 50 |
| | | 12 役務費 | 6,793 | 消耗品 3,880 |
| | | 13 委託料 | 24,872 | 食料費 1,222 |
| | | 14 委託料 | 3,253 | 印刷製本費 4,449 |
| | | | | 修繕費 349 |
| | | | | 郵便料 5,590 |
| | | | | 特別投票事務手数料 146 |
| | | | | 臨時電話設置・臨時回線使用料 737 |
| | | | | 保険料・筆耕料 320 |
| | | | | 投票関連委託料 14,872 |
| | | | | 開票集計業務委託料 10,000 |
| | | | | 投票所関連借上料 3,253 |
| 3 予備費 | | | | 808 |
| | 1 予備費 | | | 808 |
| 歳出合計 | | | | 111,005 |

## 3　決　算

### (1) 平成10年度合併推進協議会決算

平成１０年度
田無市・保谷市合併推進協議会
歳 入 歳 出 決 算 書

| | |
|---|---|
| 歳入予算現額 | 32,004,000 円 |
| 歳入決算額 | 32,017,604 円 |
| 歳出予算現額 | 32,004,000 円 |
| 歳出決算額 | 28,278,309 円 |
| 歳入歳出差引残額 | 3,739,295 円 |
| 翌年度繰越額 | 3,739,295 円 |

本決算は審査の結果、適正なものと認める。
平成１１年　６月　１７日

監　事　田無市議会議員　浜　野　重　男
監　事　保谷市議会議員　浅　野　高　司

### (2) 平成11年度合併推進協議会決算

平成11年度
田無市・保谷市合併推進協議会
歳 入 歳 出 決 算 書

| | |
|---|---|
| 歳入予算現額 | 27,848,000 円 |
| 歳入決算額 | 27,853,542 円 |
| 歳出予算現額 | 27,848,000 円 |
| 歳出決算額 | 27,381,574 円 |
| 歳入歳出差引残額 | 471,968 円 |

本決算は審査の結果、適正なものと認める。
平成11年11月15日

監　事　田無市議会議員　浜　野　重　男
監　事　保谷市議会議員　浅　野　高　司

(3) 平成11年度合併協議会決算

平成11年度
田無市・保谷市合併協議会
歳入歳出決算書

自　平成11年10月11日
至　平成12年 3月31日

| | |
|---|---|
| 歳入予算現額 | 27,002,000円 |
| 歳入決算額 | 27,001,606円 |
| 歳出予算現額 | 27,002,000円 |
| 歳出決算額 | 22,460,524円 |
| 歳入歳出差引残額 | 4,541,082円 |
| 翌年度繰越額 | 4,541,082円 |

本決算は審査の結果、適正なものと認める。
平成12年 6月26日

田無市・保谷市合併協議会監査委員　小暮弥一
田無市・保谷市合併協議会監査委員　林成好

(4) 平成12年度合併協議会決算

平成12年度
田無市・保谷市合併協議会
歳入歳出決算書

自　平成12年 4月 1日
至　平成13年 1月20日

| | |
|---|---|
| 歳入予算現額 | 111,005,000円 |
| 歳入決算額 | 115,560,156円 |
| 歳出予算現額 | 111,005,000円 |
| 歳出決算額 | 91,337,756円 |
| 歳入歳出差引残額 | 24,222,400円 |
| 両市返還額 | 24,222,400円 |

本決算は審査の結果、適正なものと認める。
平成13年 1月15日

田無市・保谷市合併協議会監査委員　小暮弥一
田無市・保谷市合併協議会監査委員　林成好

# 第10章　資　　料

# 第１０章　資料

## １　規約・規程・要綱・申し合わせ事項

(1) 任意協議会設立準備会の要綱等
- 田無市・保谷市合併協議会(任意)設立準備会の設立について（準備会設立趣意書）
- 田無市・保谷市合併協議会(任意)設立準備会設置要綱

(2) 任意協議会の規約、規程、申し合わせ事項等
- 田無市・保谷市合併推進協議会の設立について（任意協議会設立趣意書）
- 田無市・保谷市合併推進協議会規約
- 田無市・保谷市合併推進協議会幹事会規程
- 田無市・保谷市合併推進協議会専門部会規程
- 田無市・保谷市合併推進協議会事務局規程（省略）
- 田無市・保谷市合併推進協議会予算事務規程（省略）
- 田無市・保谷市合併推進協議会傍聴要綱（省略）
- 新市将来構想策定委員会設置要綱
- 田無市・保谷市合併推進協議会会議運営申し合わせ事項

(3) 法定協議会の規約、規程、申し合わせ事項等
- 田無市・保谷市合併協議会規約
- 田無市・保谷市合併協議会事務局規程
- 田無市・保谷市合併協議会予算事務規程
- 田無市・保谷市合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程
- 田無市・保谷市合併協議会傍聴規程
- 新市名候補選定小委員会設置規程
- 田無市・保谷市合併推進協議会会議運営申し合わせ事項
- 田無市・保谷市合併に関する投票方式による市民意向調査実施要綱

# 田無市・保谷市合併協議会(任意)設立準備会の設立について

去る９月29日に保谷市議会において「保谷市・田無市合併に関する決議」が、11月26日に田無市議会において「田無市・保谷市合併に関する決議」がそれぞれ行われ、両市議会の合併協議会設立に対する意思が明確化された。これに伴い、今後、任意の合併協議会を設置して合併に関する調査、検討、協議等を行い、その結果を市民の前に明らかにしていく必要がある。

そこで、任意の合併協議会の設立に先だって、任意の合併協議会の名称、設立時期、委員構成、組織体制、規約、予算等基本的な事項について田無・保谷両市の実務レベルで調整を行い、周到な準備を行う必要があることから、ここに田無市・保谷市合併協議会(任意)設立準備会を設立するものとする。

平成９年12月３日

田無市・保谷市合併協議会(任意)
設立準備会設立発起人

田無市長　末　木　達　男

保谷市長　保　谷　高　範

田無市・保谷市合併協議会(任意)設立準備会設置要綱

第１　設置

田無市と保谷市との合併について検討するための協議会(以下「協議会」という。)の設立に関する基本的事項等について協議するため、田無市・保谷市合併協議会(任意)設立準備会(以下「準備会」という。)を設置する。

第２　所掌事項

準備会は、協議会の名称、設立時期、規約、組織体制等その設立に関する基本的事項等について協議を行う。

第３　組織

準備会は、別表に掲げる委員もって組織する。

第４　役員

準備会に次の役員を置く。

(1) 会長　　１名

(2) 副会長　　１名

２　会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

第５　役員の職務

会長は、会務を総理し、準備会を代表する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

第６　会議

準備会の会議は、会長が招集する。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。

第７　意見の聴取

会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求めることができる。

第８　庶務及び広報

準備会の庶務については、田無市及び保谷市の企画担当課が、広報については、田無市及び保谷市の広報担当課がそれぞれ共同して処理する。

第９　委任

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

(施行期日)

１　この要綱は、平成９年12月３日から施行する。

(終期)

２　この要綱は、協議会を設立した日に、その効力を失う。

別表(第３関係)

田無市・保谷市合併協議会(任意)設立準備会委員

| 田無市 | 保谷市 |
| --- | --- |
| 市長 | 市長 |
| 助役 | 助役 |
| 企画部長 | 企画部長 |
| 総務部長 | 総務部長 |

# 田無市・保谷市合併推進協議会の設立について

昨年、田無・保谷両市議会において任意の合併協議会の設立を旨とする決議が行われ、両市議会の合併協議会設立に対する意思が明確化されたことを踏まえ、去る平成９年12月３日、田無市・保谷市合併協議会(任意)設立準備会を設立し、両市の実務レベルでの調整を行ってきた。

これまでに５回の準備会会議を重ね、任意の合併協議会の名称、設立時期、委員構成、組織体制、規約、予算等任意の合併協議会設立に関する基本的な事項について調整が完了し、任意の合併協議会設立の準備が整ったことから、別紙のとおり規約を定め、ここに田無市・保谷市合併推進協議会を設立するものとする。

平成10年２月16日

田無市・保谷市合併協議会(任意)設立準備会

会　長　　末　木　達　男

副会長　　保　谷　高　範

# 田無市・保谷市合併推進協議会規約

（設置及び目的）

第１条　田無市及び保谷市（以下「２市」という。）とで合併の基本的問題等について協議するため、田無市・保谷市合併推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　この協議会は、次に掲げる事項について協議又は調整する。

(1) 合併問題にかかわる調査研究に関する事項

(2) 合併に関する基本的事項

(3) 新市将来構想の策定に関する事項

(4) その他合併に関し必要な事項

（組織）

第３条　協議会は、次の委員をもって組織する。

(1) ２市の市長及び助役

(2) ２市の議会の議員各７名

(3) ２市の職員のうち２市の長が協議して定めた者各２名

（役員）

第４条　協議会に次の役員を置く。

(1) 会長　　１名

(2) 副会長　　１名

(3) 監事　　２名

２　会長及び副会長は、２市の長が協議して定めた者をもって充てる。

３　監事は、委員の互選により選出する。

（役員の職務）

第５条　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

３　監事は、会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

（会議）

第６条　会議は、会長が必要に応じて招集する。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会長は、会議の議長となる。

（関係職員等の出席）

第７条　協議会は、必要に応じて２市の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

（幹事会及び専門部会）

第８条　協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

２　第２条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

３　幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第９条　協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
２　協議会の事務局は、会長の属する市に置く。
３　事務局の事務に従事する職員は、２市の長が協議して定めた者をもって充てる。
４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（附属機関）
第10条　協議会は、新市将来構想を策定するため 、附属機関を設置することができる。
２　附属機関の組織、運営その他の必要な事項は、会長が別に定める。
（経費の負担等）
第11条　協議会の運営に必要な経費は、２市の負担金及びその他の収入をもって充てる。
２　協議会の経費は、２市で均等に負担するものとする。
３　協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。
（補則）
第12条　この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。
附　則
この規約は平成10年２月16日から施行する。

# 田無市・保谷市合併推進協議会幹事会規程

（趣旨）

第１条　この規程は、田無市保谷市合併推進協議会規約第８条第３項の規定に基づき、田無市・保谷市合併推進協議会幹事会（以下「幹事会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　幹事会は、田無市・保谷市合併推進協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 田無市・保谷市合併推進協議会（以下「協議会」という。）への提案事項に関すること。

(2) 協議会の専門部会の活動の進行管理等に関すること。

(3) その他協議会の運営全般に関し必要な事項

（幹事）

第３条　幹事会は、幹事８名をもって組織する。

２　幹事は、田無市企画部長及び保谷市企画部長並びに田無市・保谷市合併推進協議会専門部会規程第４条第２項の規定により定める協議会の専門部会の部会長及び副部会長をもって充てる。

（組織）

第４条　幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

２　幹事長は、田無市企画部長をもって充てる。

３　副幹事長は、保谷市企画部長をもって充てる。

（会議）

第５条　幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

（会議の運営）

第６条　幹事長は、幹事会を主催し、会議の議長となる。

２　副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

（関係職員等の出席）

第７条　幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

（報告）

第８条　幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

（庶務）

第９条　幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（委任）

第10条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成10年５月１日から施行する。

# 田無市・保谷市合併推進協議会専門部会規程

(趣旨)

第１条　この規程は、田無市保谷市合併推進協議会規約(以下「規約」という。)第８条第３項の規定に基づき、田無市・保谷市合併推進協議会専門部会(以下「専門部会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第２条　専門部会は、田無市・保谷市合併推進協議会幹事会幹事長(以下「幹事長」という。)の依頼を受け、規約第２条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第３条　専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第４条　専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長　１名

(2) 副部会長　１名

２　役員は、田無市・保谷市合併推進協議会会長及び副会長が協議して定める。

(役員の職務)

第５条　部会長は、専門部会を代表し、会を総理する。

２　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第６条　会議は、部会長が招集するものとする。

２　部会長は、会議の議長となる。

３　部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

４　専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第７条　専門部会に、必要に応じ分科会を設置することができるものとする。

(報告)

第８条　部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、随時幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第９条　専門部会の会議の庶務は、田無市・保谷市合併推進協議会事務局が行う。

(委任)

第10条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成10年５月１日から施行する。

別表(第３条関係)

専門部会の名称及び委員

| 部会名 | 田無市 | 保谷市 |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 企画総務部会 | 議会事務局長<br>企画部長<br>総務部長<br>市民部長 | 議会事務局長<br>企画部長<br>総務部長<br>市民部長 |
| 文教厚生部会 | 福祉部長<br>学校教育部長<br>生涯学習部長 | 保健福祉部長<br>学校教育部長<br>社会教育部長 |
| 建設環境部会 | 生活環境部長<br>建設部長<br>水道部長 | 生活環境部長<br>都市整備部長<br>上下水道部長 |

新市将来構想策定委員会設置要綱

第１　設置

田無市と保谷市(以下「２市」という。)との合併後の新市の将来構想案(以下「将来構想案」という。)を策定するため、田無市・保谷市合併推進協議会規約第10条の規定に基づき、田無市・保谷市合併推進協議会（以下「協議会」という。)の附属機関として新市将来構想策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第２　所掌事項

委員会は、協議会の諮問に応じ、将来構想案の策定に関し必要な調査、検討等を行い、及び答申する。

第３　組織

委員会は、次に掲げる委員18人以内をもって組織する。

(1) 識見を有する者

(2) ２市の市民

(3) ２市の職員

２　前項の委員は、協議会の会長及び副会長が協議の上、これを定める。

第４　役員

委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

第５　職務

委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第６　会議

委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

第７　関係者の出席

委員長は、必要があると認めるときは、２市の関係職員等委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

第８　会議の傍聴

委員会の会議の傍聴については、田無市・保谷市合併推進協議会会議の傍聴の例による。

第９　庶務

委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

第10　委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成10年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成10年８月28日から施行する。

# 田無市・保谷市合併推進協議会会議運営申し合わせ事項

1　本協議会は、田無市・保谷市の両市議会における合併決議を踏まえ、法定の合併協議会設立の事前準備として設立するものであり、会議は、両市の合併を円滑に推進する目的で運営することを基本原則とする。

2　会議は、原則公開とする。ただし、委員の過半数の同意があったときは、非公開とすることができる。

3　会長は、事務局長をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を調製させるものとする。

4　委員は、会議の目的を踏まえ、効率的かつ円滑な会議運営に協力しなければならない。

5　委員の意見が整わず、協議の進展に支障が生じた場合は、両市それぞれの過半数の委員の同意をもって方針を決し、会議を進めるものとする。

6　会議公開の際の傍聴に関し必要な事項は、別に会長が定める。なお、会議に提出する資料は、傍聴人には配布しない。

7　この申し合わせ事項にない事項で、取扱いに疑義が生じた場合は、会長が会議に諮ってこれを定める。

田無市・保谷市合併協議会規約

（設置）

第１条　田無市及び保谷市（以下「２市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の２第１項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第３条第１項の規定に基づき、合併協議会を置く。

（名称）

第２条　この合併協議会の名称は、田無市・保谷市合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

（担任事務）

第３条　協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)　２市の合併に関する協議

(2)　２市の合併に伴う新市建設計画の作成

(3)　前２号に掲げるもののほか、２市の合併に関し必要な事項

（協議会の事務所の位置）

第４条　協議会の事務所は、東京都田無市南町五丁目６番13号田無市役所内に置く。

（組織）

第５条　協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第６条　会長及び副会長は、２市の長が協議により、次条第１項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

２　会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第７条　委員は、次の者（前条第１項の規定により会長及び副会長に選任された者を除く。）をもって充てる。

(1)　２市の長及び助役

(2)　２市の議会が選出する議員各７名以内

(3)　２市の長が協議して定めた学識経験を有する者10名以内

２　委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長の職務）

第８条　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第９条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

２　会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第10条　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

２　会長は、会議の議長となる。

３　前２項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

（関係職員等の出席）
第11条　会長は、必要に応じて２市の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
（小委員会）
第12条　協議会は、担任事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。
２　小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。
（幹事会）
第13条　協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。
２　幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。
（事務局）
第14条　協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
２　事務局の事務に従事する職員は、２市の長が協議して定めた者をもって充てる。
３　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（経費の負担）
第15条　協議会の経費は、２市で均等に負担するものとする。
２　２市は、前項の規定による負担金を年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。
（財務に関する事項）
第16条　協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（監査）
第17条　協議会の出納は、２市の監査委員各１名に委嘱して監査する。この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
（報酬及び費用弁償）
第18条　協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。
２　前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。
（協議会解散の場合の措置）
第19条　協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。
（補則）
第20条　この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附　則

１　この規約は、平成11年10月11日から施行する。
２　協議会が設けられた年度の予算に関しては、第15条第２項中「年度開始後」とあるのは「協議会の予算成立後」と読み替えるものとする。

# 田無市・保谷市合併協議会事務局規程

(趣旨)

第１条　この規程は、田無市・保谷市合併協議会規約第14条第３項の規定に基づき、田無市・保谷市合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第２条　協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 協議会の会議に関すること。

(2) 協議会の協議資料の作成に関すること。

(3) 協議会の庶務に関すること。

(4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び分掌事務)

第３条　前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、計画班、調整班Ⅰ及び調整班Ⅱを置く。

２　班の分掌事務は、別表第１のとおりとする。

(職員等)

第４条　事務局に局長、副局長、次長、班長その他必要な職員を置く。

２　局長及び副局長は、次に掲げる職にある者の中から協議会の会長(以下「会長」という。)が任命する。

(1) 局長　田無市の企画部長又はそれに相当する職

(2) 副局長　保谷市の企画部長又はそれに相当する職

(職員の職務)

第５条　局長は、会長の命を受け、事務局の運営全般を統括する。

２　副局長は、局長を補佐し、局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、その職務を代理する。

３　次長は、局長及び副局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

(1) 事務局の事務の統括

(2) 各班相互の連絡及び調整

(3) 局長及び副局長の補佐

(4) 局長及び副局長を除く事務局職員の指揮監督

４　班長は、次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

(1) 分掌する事務の統括管理

(2) 所属職員の指揮監督

(3) 次長の補佐

５　その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(職務権限)

第６条　協議会の運営における各職位の職務及び責任権限等に関しては、別に定めるものを除き、田無市職務権限規程(昭和48年田無市訓令甲第１号)の規定を準用する。この場合において、同規程中「市長」とあるのは「会長」と、「部長」とあるのは「局長」と、「部次長」とあるのは「副局長」と、「課長」とあるのは「次長」と読み替え、助役の権限に属する事案については、会長の決裁事案とみなすものとする。

（専決区分）
第７条　局長は、次に掲げる事項を専決することができる。
(1) 田無市及び保谷市との連絡調整に関すること。
(2) 職員研修会等の実施に関すること。
(3) 協議会だよりの編集及び発行に関すること。
(4) 事務事業実態調査のとりまとめに関すること。
(5) その他事務局の運営に係る基本方針に関すること。
２　次長は、次に掲げる事項を専決することができる。
(1) 実務上の調査並びに照会及び回答に関すること。
(2) 各種資料等の調製に関すること。
(3) その他軽易な事案に関すること。
（代決）
第８条　会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。
２　会長、副会長がともに不在のときは、局長がその事務を代決する。
３　局長が不在のときは、副局長がその事務を代決する。
４　局長、副局長がともに不在のときは、次長がその事務を代決する。
５　次長が不在のときは、担当の班長がその事務を代決する。
（文書の取扱い）
第９条　事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、田無市文書管理規程（平成４年田無市訓令第９号）の規定を準用する。この場合において、同規程中「課」とあるのは「事務局」と、「課長」とあるのは「次長」と、「課の係及び担当」とあるのは「事務局」と、「市長及び助役」及び「市長又は助役」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
（公印の取扱い）
第10条　協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、管守者、用途及び個数は、別表第２のとおりとする。
２　協議会の公印の管守、取扱い等については、田無市公印規則（昭和45年田無市規則第９号）の規定を準用する。この場合において、「総務部長」とあるのは「局長」と、「総務部庶務課長」とあるのは「次長」と、「庶務担当係長」とあるのは「総務班長」と読み替えるものとする。
（職員の服務）
第11条　事務局の職員の服務及び勤務条件については、それぞれの市の事務従事の例によるものとする。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息時間については、田無市の例によるものとする。
（職員の給与等）
第12条　事務局の職員の給与等については、それぞれの職員が属する市が負担する。
２　事務局の職員の旅費については、田無市の例により、事務局の予算において支給するものとする。
（委任）
第13条　この規程に定めるもののほか事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
附　則
この規程は、平成11年10月11日から施行する。

附　則

この規程は、平成11年10月25日から施行する。

別表第１（第３条関係）

田無市・保谷市合併協議会事務局事務分掌

総務班

(1) 庶務及び会計に関すること。

(2) 合併の諸手続に関すること。

(3) 協議会の会議に関すること。

(4) 合併に関する資料の編さん・調整等に関すること。

(5) 国及び東京都との連絡調整に関すること。

(6) 協議会予算に関すること。

(7) その他他の班に属さないこと。

計画班

(1) 新市建設計画に関すること。

(2) 財政計画に関すること。

(3) 両市及び新市の予算に関すること。

調整班（Ⅰ・Ⅱ）

(1) 各種事務事業調整及びそれに伴う両市間調整に関すること。

(2) 事務事業実態調査に関すること。

別表第２（第11条関係）

| 名　称 | ひな形 | 寸法（mm） | 書　体 | 管守者 | 用　途 | 個数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 田無市・保谷市合併協議会の印 | の　協<br>議<br>印　会 | 方24 | てん書 | 田無市・保谷市合併協議会事務局長 | 田無市・保谷市合併協議会の一般文書用 | 1 |
| 田無市・保谷市合併協議会会長の印 | の　会　協<br>議<br>印　長　会 | 方21 | てん書 | 田無市・保谷市合併協議会事務局長 | 田無市・保谷市合併協議会の一般文書用 | 1 |

# 田無市・保谷市合併協議会予算事務規程

（趣旨）

第１条　この規程は、田無市・保谷市合併協議会規約第16条の規定に基づき、田無市・保谷市合併協議会（以下「協議会」という。）の予算に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歳入歳出予算）

第２条　協議会の予算は、田無市及び保谷市の負担金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

２　協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

３　会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第３条　会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議を経なければならない。

２　前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第３項の規定を準用する。

（歳入歳出予算の款及び項の区分）

第４条　歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第１のとおりとする。

２　歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第２のとおりとする。

３　当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第１及び別表第２に定める以外の項及び目を定めることができる。

（出納及び現金の保管）

第５条　協議会の出納は、会長が行う。

２　協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第６条　会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

２　協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

（予算の流用及び充用）

第７条　会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

（決算等）

第８条　会長は、毎会計年度終了後２か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

２　会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係市長に送付しなければならない。

（収入及び支出の手続）

第９条　協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2　協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第10条　この規程に定めるもののほか協議会の予算に関し必要な事項は、田無市の例により、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成11年10月11日から施行する。

別表第１（第４条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|---|---|---|
| 1　負担金 | 1　負担金 | 1　負担金 |
| 2　繰越金 | 1　繰越金 | 1　繰越金 |
| 3　諸収入 | 1　諸収入 | 1　諸収入 |

別表第２（第４条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|---|---|---|
| 1　運営費 | 1　会議費 | 1　会議費 |
| | 2　事務費 | 2　事務費 |
| 2　事業費 | 1　事業推進費 | 1　事業推進費 |
| 3　予備費 | 1　予備費 | 1　予備費 |

# 田無市・保谷市合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第１条　この規程は、田無市・保谷市合併協議会規約(以下「規約」という。)第18条第２項の規定に基づき、田無市・保谷市合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第２条　協議会の会長、副会長、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、日額10,800円とする。ただし、田無市、保谷市その他の地方公共団体の長、助役その他の常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第３条　協議会委員等が、協議会の職務を行うために田無市及び保谷市以外の区域に出張したときは、費用弁償として別表に掲げる旅費を支給する。

(支給方法)

第４条　前条に定めるもののほか協議会の委員等に支給する旅費については、田無市職員の旅費に関する条例(昭和35年田無市条例第11号)の規定を準用する。

(委任)

第５条　この規程に定めるもののほか協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成11年10月11日から施行する。

別表(第３条関係)

| 鉄道賃 | 船　賃 | 航空賃 | 車　賃 | 日　当<br>(1日につき) | 宿泊料<br>(1夜につき) | 食事料<br>(1夜につき) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 実　費 | 実　費 | 実　費 | 実　費 | 宿泊2,500円 | 16,000円 | 1,800円 |

# 田無市・保谷市合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第１条　この規程は、田無市・保谷市合併協議会会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第２条　会議の傍聴人の定員は、36人とする。

(傍聴の手続)

第３条　会議を傍聴しようとする者は、傍聴届(第１号様式)に住所、氏名及び年齢を記入の上、田無市・保谷市合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に提出し、傍聴証(第２号様式)の交付を受けなければならない。

２　傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が前条で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決する。

(傍聴証の返還)

第４条　傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第５条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき協議会の会長(以下「会長」という。)の許可を得た者を除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) 異様な服装をしている者

(9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

２　児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第６条　傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食及び喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。
(6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
(7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第７条　傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第８条　傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第９条　傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条　傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第11条　この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成11年10月11日から施行する。

# 新市名候補選定小委員会設置規程

（趣旨）

第１条　この規程は、田無市・保谷市合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第２項の規定に基づき、新市名候補選定小委員会（以下「小委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　小委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議又は調整を行うものとする。

(1) 田無市と保谷市が合併した場合における新市の名称（以下「新市名」という。）の候補の選定

(2) 新市名の選定基準に関すること。

(3) 賞品及びその贈呈対象者の決定方法に関すること。

(4) その他新市名の選定に関し必要な事項

（組織）

第３条　小委員会は、田無市・保谷市合併協議会（以下「協議会」という。）の委員のうち東京都の職員を除く規約第７条第１項第３号に定める学識経験を有する委員８人以内をもって組織する。

（役員）

第４条　小委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長　１人

(2) 副委員長　１人

２　役員は、前条による委員の互選により定める。

（役員の職務）

第５条　委員長は、小委員会を代表し、会を総理する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、委員長が招集するものとする。

２　委員長は、会議の議長となる。

（報告）

第７条　委員長は、小委員会の協議経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

（庶務）

第８条　小委員会の会議の庶務は、協議会の事務局が行う。

（委任）

第９条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成11年11月15日から施行する。

# 田無市・保谷市合併協議会会議運営申し合わせ事項

田無市・保谷市合併協議会規約第10条第３項の規定に基づき、協議会会議の運営等に関し、次のとおり定めるものとする。

1　議事の進行

議事は全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の３分の２以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

2　会議の定例開催

会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

(1) 開 催 日　毎月第２・第４木曜日(議会月を含む。)

(2) 会議時間　午後２時から(必要に応じて変更可(夜間開催等))

(3) 開催場所　田無市役所議会棟４階全員協議会室

3　事前提案の原則

協議事項については、原則として、質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前提案し、説明を行うものとする。

4　会議録の調製

協議会会議の内容は、速記委託により全文記録を行い、この会議録は公開するものとする。

5　傍聴の取扱い

協議会及び小委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

6　資料提供の取扱い

協議会資料は、協議資料と附属資料とに分類し、協議資料については、傍聴者に対しても配布するものとする。

附属資料については、閲覧資料とするものとする。

# 田無市・保谷市合併に関する投票方式による市民意向調査実施要綱

目次

第１章　総則（第１－第７）
第２章　投票区及び投票所（第８）
第３章　投票資格者及び投票資格者名簿（第９・第10）
第４章　投票
　第１節　投票の方式等（第11－第15）
　第２節　投票オンブズマンの設置（第16・第17）
　第３節　投票所における投票等（第18－第37）
　第４節　代理投票（第38）
　第５節　不在者投票（第39－第46）
　第６節　その他の特殊投票（第47・第48）
第５章　開票
　第１節　開票管理者及びその職務代理者（第49－第51）
　第２節　開票オンブズマンの設置（第52・第53）
　第３節　開票所における開票等（第54－第68）
第６章　投票運動（第69）
第７章　補則（第70－第72）
附則

## 第１章　総則

第１　目的

この要綱は、田無市と保谷市との合併に関し、投票方式による市民意向調査（以下「意向調査」という。）を実施することにより、市民意向を確実に把握し、その結果の尊重を通じ、合併協議会における協議に的確に反映させることを目的とする。

第２　実施主体

意向調査の実施主体は、田無市・保谷市合併協議会(以下「協議会」という。)とする。

２　協議会は、意向調査の実施に当たっては、事務の適切な執行を確保するため、田無市・保谷市両市長に協力を求めるとともに、市民に対しては、意向調査の趣旨・目的の周知徹底を図り、その参加と協力を得るよう努めなければならない。

３　協議会は、意向調査の効率的な執行を図るため、公開の場所における適正な監視のもとに、開票業務の一部を民間業者に委託することができる。

第３　調査の対象区域、調査項目及び集計区分

意向調査の対象区域は、田無市及び保谷市(以下「両市」という。)の市域とし、調査項目及びその集計区分は、次に定めるとおりとする。

(1) 両市合併の賛否に関すること。　各市域ごとに集計

(2) 両市が合併した場合の新しい市(以下「新市」という。)の名称に関すること。　全域集計

(3) 新市に期待する施策の方向性に関すること。　第８により定める投票区ごとに集計

２　調査票の様式は、別記様式のとおりとする。

第４　調査結果の協議への反映

協議会は、意向調査後最初に開催される協議会において、第３各号に掲げる調査項目ごとに、次に掲げる方針に基づき協議の上、それぞれの取り扱いを決定する。

(1) 第３第１項第１号に定める調査項目

有効投票において、各市域ごとに集計したいずれか一方又は双方で、「反対」とする票の合計が「賛成」とする票の合計を上回った場合は、合併の期日その他の協議事項の内容を見直すものとする。

(2) 第３第１項第２号に定める調査項目

有効投票において、最高得票を得た候補名を尊重して、新市の名称を定めるものとする。

(3) 第３第１項第３号に定める調査項目

結果を尊重し、今後の施策方針等に反映させるものとする。

第５　投票日

投票の期日(以下「投票日」という。)は、平成12年７月30日とする。

第６　投票時間

投票日における投票時間は、午前７時から午後10時までとする。

第７　協議会の責務

協議会は、第２第２項の規定が確実に実施されるよう、両市の合併について、広報誌の発行、市民説明会の開催などにより、協議会の協議結果の周知徹底を図るとともに、意向調査の意義・目的の普及啓発を積極的に行い、市民の参加と協力の促進及び投票率の向上に努めるものとする。

第２章　投票区及び投票所

第８　投票区及び投票所

投票区及び投票所は、田無市の区域については、平成11年４月25日執行の田無市議会議員選挙の例により、保谷市の区域については、平成11年１月31日執行の保谷市議会議員選挙の例により、それぞれ設けるものとする。

２　協議会の会長（以下「会長」という。）は、やむを得ない事情が生じたときは、前項の規定による投票区及び投票所を変更することができる。この場合、会長は遅滞なく周知を図るものとする。

第３章　投票資格者及び投票資格者名簿

第９　投票資格者

意向調査において投票を行うことのできる者（以下「投票資格者」という。）は、平成12年７月23日において、田無市又は保谷市の住民基本台帳に登載されている者であって、投票日現在、満18歳以上のものとする。

２　会長は、投票資格者を正確に把握するため、投票資格者について、意向調査に関する投票資格者名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を作成するものとする。

第10　投票資格者名簿

投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別、生年月日等を記載するものとする。

２　投票資格者名簿は、第８に規定する投票区ごとに編製するものとする。

第４章　投票

第１節　投票の方式等

第11　意向調査の方法

意向調査は、投票方式により実施する。

第12　秘密投票

投票は、秘密投票とし、１人１票とする。

第13　投票管理者

各投票所ごとに、投票管理者を置く。

２　投票管理者は、田無市及び保谷市（以下「両市」という。）の職員の中から会長が選任する。

３　投票管理者は、投票に関する事務を担任する。

第14　投票管理者の職務代理者の選任

会長は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、両市の職員の中から、あらかじめ選任しておくものとする。

第15　投票管理者及びその職務代理者の氏名等の公表

会長は、第13第２項又は第14の規定によって、投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の職名及び氏名を公表するものとする。

第２節　投票オンブズマンの設置

第16　投票オンブズマン

投票事務の公正性・透明性を確保するため、各投票所ごとに投票オンブズマンを置く。

２　投票オンブズマンは、原則として市民から公募し、会長が依頼する。

３　投票オンブズマンは、各投票所における投票の立会いのほか、投票管理者に協力して、会場案内、調査票配付等軽易な事務を処理する。

４　投票オンブズマンの定員は、各投票所３人以上（第39に定める不在者投票所にあっては１人以上）とする。

５　投票オンブズマンになることができる者は、満18歳以上満70歳未満の者で、長時間の業務従事が可能なものとする。

第17　投票オンブズマンの氏名等の通知

会長は、第16第２項により投票オンブズマンを依頼した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名をその投票オンブズマンの立ち会う投票所の投票管理者に通知するものとする。

第３節　投票所における投票等

第18　投票所の開閉時間

投票所は、午前７時に開き、午後10時に閉じる。

第19　投票所入場整理券の交付

会長は、特別の事情がない限り、投票日の前日までに投票資格者に投票所入場整理券を交付するように努めるものとする。

第20　投票資格者名簿の送付

会長は、投票所を開くべき時刻までに、投票区の区域に係る投票資格名簿又はその抄本をその投票区の各投票管理者に送付するものとする。

第21　投票資格者名簿の登載と投票

投票資格者名簿に登載されていない者は、投票することができない。

第22　投票所における投票

投票資格者は、投票日に自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。ただし、第39から第46までに定める不在者投票日に投票を行う場合その他会長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第23　調査票の交付

調査票は、投票日に、投票所において投票資格者に交付しなければならない。

2　投票管理者は、投票オンブズマンの面前において、投票資格者が投票資格者名簿に登載されている者であることを投票資格者名簿又はその抄本と対照して確認した後に、調査票を交付しなければならない。

第24　調査票の引換え

投票資格者は、誤って調査票を汚損した場合においては、投票管理者に対して、その引換えを請求することができる。

第25　記号式投票の記載及び投かん

投票資格者は、投票所において、第３各号に定める調査項目ごとに、自らの意思に合致する項目の該当欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

2　第38第１項に規定する代理投票の場合を除くほか、調査票は、投票管理者及び投票オンブズマンの面前において、投票資格者が自ら投票箱に入れなければならない。

第26　調査票の投票所外への持ち出し禁止

調査票は、投票所外へ持ち出してはならない。

第27　投票資格者の確認及び投票の拒否

投票管理者は、投票をしようとする投票資格者が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人である旨を宣言させなければならない。その宣言をしない者は、投票をすることができない。

第28　投票記載の場所の設備

会長は、投票所において投票資格者が投票の記載をする場所について他人がその投票資格者の投票の記載を見ること、又は調査票の交換その他不正手段が用いられることがないようにするために、相当の設備をするものとする。

第29　投票箱

投票箱は、封印ができるものを用い、封印後は、封印を解かなければ開梱できない構造としなければならない。

第30　投票箱に何も入ってないことの確認

投票管理者は、投票資格者が投票する前に、投票オンブズマンの面前で投票箱を開き、その中に何も入ってないことを確認させなければならない。

第31　投票箱の閉鎖

投票所を閉めるべき時刻になったときは、投票管理者は、その旨を告げて、投票所の入り口を閉ざし、投票所内にいる投票資格者の投票が終了するのを待って、投票箱を閉鎖しなければならない。

2　何人も、投票箱閉鎖後は、投票をすることができない。

第32　投票箱を閉鎖する場合の措置

第31第１項の規定によって、投票箱を閉鎖すべき場合においては、投票管理者は、投票箱の投票口を封印し、投票オンブズマンをして確認させなければならない。

第33　投票録の作成

投票管理者は、投票録を作り、投票に関する次第を記載し、投票オンブズマンとともに、これに署名しなければならない。

第34　投票箱等の送致

投票管理者は、１人又は数人の投票オンブズマンとともに、投票日に、その投票箱、投票録及び投票資格者名簿又はその抄本を開票管理者に送致しなければならない。

第35　繰延投票

天災その他避けることのできない事故により、第５に規定する投票日に投票を行うことができないときは、会長は、協議会に諮って投票日を定めるものとする。

第36　投票所における秩序保持

何人も、投票所又はその周辺において、演説討論をし、若しくはけん騒にわたり、又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序を乱すような行為をしてはならない。

２　投票管理者は、前項の規定に違反する者があるときは、これを制止し、又は投票所外に退出させることができる。

第37　投票所の秩序保持のための協力の要請

投票管理者は、第36に規定する場合において必要があると認めるときは、関係警察官に協力を要請することができる。

第４節　代理投票

第38　代理投票

身体の故障等により、自ら調査票に○の記号を記載することができない投票資格者は、第25の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。

２　前項の規定による申請があった場合においては、投票管理者は、投票オンブズマンの意見を聴いて、当該投票資格者の投票を補助すべき者２人をその承諾を得て定め、その１人に投票の記載をする場所において調査票の当該投票資格者が指示する欄に○の記号を記載させ、他の１人をこれに立ち合わせなければならない。

第５節　不在者投票

第39　不在者投票

投票資格者で投票日前の投票を希望する者については、第43の定めるところにより、第22、第23、第25及び第26の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所(以下「不在者投票所」という。)において行わせることができる。

第40　不在者投票所及びその開閉時間

不在者投票所は次の場所に設け、投票資格者はその者の投票すべき投票区及び投票所にかかわらず、いずれの場所においても投票できるものとする。

(1) 田無市役所２階202･203会議室

(2) 保谷市役所東分庁舎地下1階Ａ・Ｂ会議室

(3) ひばりが丘図書館１階講座室

(4) 柳沢公民館１階第２会議室

２　不在者投票所は、午前８時30分に開き、午後10時に閉じる。

第41　不在者投票所の特設

会長は、市民の利便等を考慮して特に必要があると認めるときは、第40の規定にかかわらず、別途不在者投票所を設け、その開閉時間を定めることができる。

2　会長は、前項の規定による不在者投票所の設置場所及び開閉時間を定めたときは、広報紙への掲載等その周知に努めなければならない。

第42　不在者投票管理者

各不在者投票所ごとに、不在者投票管理者を置く。

2　不在者投票管理者の選任及び担任事務については、第13第２項及び第３項の規定を準用する。

第43　不在者投票の方法

投票資格者は、投票日前に投票することを希望する場合においては、平成12年７月23日から同月29日までに、不在者投票所において、調査票及び不在者投票用封筒の交付を請求することができる。

2　会長は、前項の規定によって調査票及び不在者投票用封筒の交付の請求を受けた場合には、投票資格者名簿又はその抄本と対照して、適正であると認めたときは、直ちに当該投票資格者に、調査票及び不在者投票用封筒を交付するものとする。

3　前項の規定により調査票及び不在者投票用封筒の交付を受けた投票資格者は、直ちに不在者投票所において、第３各号に定める調査項目ごとに、自らの意思に合致する項目の該当欄に自ら○の記号を記載し、これを不在者投票用封筒に入れて封をし、直ちにこれを不在者投票管理者に提出しなければならない。

4　前項の場合においては、不在者投票管理者は、投票オンブズマンを立ち合わせなければならない。

5　第３項の場合において、不在者投票管理者は、投票資格者が第38の規定によって代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて前項の規定によって立ち合わせた者の意見を聴いて、当該投票資格者の投票を補助すべき者２人をその承諾を得て定め、その１人の立会いの下に他の１人をして不在者投票所において、調査票の当該投票資格者が指示する欄に○の記号を記載させ、これを不在者投票用封筒に入れて封をし、直ちにこれを提出させなければならない。

6　第28の規定は、第１項から前項の場合における不在者投票所に準用する。

第44　不在者投票の送致

不在者投票管理者は、第43第３項及び第５項の規定によって投票を受け取った場合においては、不在者投票用封筒の裏面に投票の年月日及び場所を記載し、及びこれに記名し、かつ、第43第５項の規定によって投票に立ち会った者に署名させ、さらにこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名して印を押し、これを当該不在者投票を行った投票資格者が属する投票区の投票管理者に送致しなければならない。

第45　不在者投票に関する調書

会長は、不在者投票事務処理簿を備え、第43及び第44の規定によって採った措置の明細その他必要と認める事項を記載するものとする。

2　会長は、前項の不在者投票事務処理簿に基づき、その概略を記載した不在者投票に関する調書を作製して、これに記名して印を押し、関係のある投票管理者に送致するものとする。この場合において、関係のある投票区が２以上あるときは。調書に代えてその抄本を送致することができる。

3　投票管理者は、前項の規定によって送致された調書又はその抄本を投票録に添えなければならない。

第46　投票所に送致を受けた不在者投票の措置

投票管理者は、投票の送致を受けた場合においては、送致に用いられた封筒を開いて、遅滞なく投票箱に入れるものとする。

第６節　その他の特殊投票

第47　特別養護老人ホーム等の施設入所者の投票

特別養護老人ホーム等の施設入所者は、当該施設において不在者投票を行うことができる。この場合において、会長は当該施設の長に不在者投票管理者を依頼するものとする。

第48　郵便投票

投票所又は不在者投票所における投票が困難な者は、当該投票が困難な理由を証明する書類又はその写しを添付して、郵送により調査票及び不在者投票用封筒の交付を申請することができる。

第５章　開票

第１節　開票管理者及びその職務代理者

第49　開票管理者

意向調査に、開票管理者を置く。

2　開票管理者は、両市の職員の中から会長が選任する。

3　開票管理者は、開票に関する事務を担任する。

第50　開票管理者の職務代理者の選任

会長は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、両市の職員の中から、あらかじめ選任しておくものとする。

第51　開票管理者及びその職務代理者の氏名等の公表

会長は、第49第２項又は第50の規定によって開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の職名及び氏名を公表するものとする。

第２節　開票オンブズマンの設置

第52　開票オンブズマン

開票事務の公正性・透明性を確保するため、開票所に開票オンブズマンを置く。

2　開票オンブズマンは、原則として市民から公募し、会長が依頼する。

3　開票オンブズマンは、開票所における開票の立会いを行う。

4　開票オンブズマンの定員は、６人とする。

5　開票オンブズマンになることができる者は、満18歳以上満70歳未満の者で、長時間の業務従事が可能なものとする。

第53　開票オンブズマンの氏名等の通知

会長は、第52第２項により開票オンブズマンを依頼した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を開票管理者に通知するものとする。

第３節　開票所における開票等

第54　集計業務の委託

開票業務のうち集計業務については、第２第３項の規定に基づき、株式会社さくら総合研究所に委託する。

第55　開票所の設置

開票所は、東京都江東区富岡１－６－４　さくら情報システム株式会社イメージ処理受託センター内に設ける。

第56　開票日

開票は、平成12年７月31日午前０時から開始する。

第57　開票

開票管理者は、開票オンブズマンとともに、投票を点検しなければならない。

２　投票の点検が終わったときは、開票管理者は、直ちにその結果を会長に報告しなければならない。

第58　投票の点検

開票管理者は、投票を点検する場合においては、開票事務に従事する者２人をして各調査項目ごとに設けられた各選択肢それぞれの得票数を計算させなければならない。

第59　得票数の朗読

開票管理者は、第58の計算が終わったときは、各調査項目ごとに設けられた各選択肢それぞれの得票数を朗読しなければならない。

第60　開票の場合の投票の効力の決定

投票の効力は、開票オンブズマンの意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、第61の規定に反しない限りにおいて、その投票した投票資格者の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

第61　無効投票

投票の有効無効の判断は、各調査項目の回答ごとに行うものとする。

２　次の各号のいずれかに該当する回答は、無効とする。

(1) 第３第１項第１号合併の賛否に関する項目において、２以上の選択肢に○の記号を記載したもの

(2) 第３第１項第２号新市の名称に関する項目において、２以上の選択肢に○の記号を記載したもの

(3) 何ら記載のないもの

(4) いずれの選択肢を選択したのか確認し難いもの

第62　開票の公開

開票事務は、公開とする。

第63　開票録の作成及び送付

開票管理者は、開票録を作り、開票に関する次第を記載し、開票オンブズマンとともに、これに署名しなければならない。

２　開票管理者は、前項の開票録を、第57第２項の規定による投票の点検の結果の報告に併せて送付しなければならない。

第64　投票資格者の名簿の返付

開票管理者は、第57第２項の規定による報告をした後、直ちに投票管理者から送致された投票資格者名簿又はその抄本を会長に返付しなければならない。

第65　開票結果の公表

会長は、意向調査の結果が判明したときは、次の各号に掲げる事項を直ちに公表

するとともに、速やかに協議会を開催し、当該事項を報告するものとする。

(1) 投票の総数

(2) 第３第１項各号に定める項目の各選択肢ごとの有効回答数

第66　点検済の得票等の送付

開票管理者は、点検済の投票を開票オンブズマンとともに封印をし、これを投票録及び開票に関する書類とともに会長に送付しなければならない。

第67　繰延開票

第35の規定は、開票について準用する。

第68　開票所の取締り

第36及び第37の規定は、開票の取締りについて、準用する。

第６章　投票運動

第69　投票運動

意向調査に関する運動は、市民の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

第７章　補則

第70　投票資格者名簿等の様式

投票資格者名簿、投票録、開票録その他この要綱による書類等の様式については、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）及び田無市選挙執行規程(平成12年田無市選挙管理委員会告示第55号)に定める様式に準じて、会長が調製する。

第71　委任

この要綱に定めるもののほか、意向調査の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第72　解釈及び運用

この要綱は、意向調査の趣旨・目的に照らし、市民の意見表明の機会の拡大に資するよう解釈し、及び運用しなければならない。

附　則

この要綱は、平成12年５月11日から施行する。

# 田無市・保谷市 合併に関する 市民意向調査 調査票

【問1】

田無市・保谷市の合併について

（１つだけ○）

| | |
|---|---|
| ○ | 賛　成 |
| ○ | 反　対 |
| ○ | どちらともいえない |

【問2】

新市の名称について

（１つだけ○）

| | |
|---|---|
| ○ | 西東京市 |
| ○ | けやき野市 |
| ○ | 北多摩市 |
| ○ | ひばり市 |
| ○ | みどり野市 |

【問3】

特に力を入れてほしい施策について

（３つまで○）

| | |
|---|---|
| ○ | **高齢者福祉の充実**<br>（介護・自立支援・生きがい対策など） |
| ○ | **子育て支援の拡充**<br>（保育・育児相談・一時(緊急)預かりなど） |
| ○ | **障害者福祉の充実**<br>（生活支援、就労支援、社会参加など） |
| ○ | **個性を伸ばす教育の実施**<br>（総合教育、情報化教育、学校施設などの充実） |
| ○ | **生涯学習の充実**<br>（スポーツ、文化、コミュニティ施設の充実） |
| ○ | **環境対策の推進**<br>（ごみの減量化、リサイクル運動の増強など） |
| ○ | **公園・緑地の整備**<br>（公園の整備、緑地の保全、街路樹の整備など） |
| ○ | **安心して歩ける道路の整備**<br>（駐輪の規制、歩道の整備など） |
| ○ | **防災対策の充実**<br>（防災倉庫、備蓄品の充実、防災情報の徹底など） |
| ○ | **市民の市政参加の推進**<br>（行政情報の公開、市民との対話の機会の確保など） |

## 2　両市議会議案関係

(1) 合併協議会設置を旨とする決議関係
・保谷市・田無市合併に関する決議（保谷市議会・議員提出議案）
・田無市・保谷市合併に関する決議（田無市議会・議員提出議案）

(2) 法定協議会設置に関する議案関係
・田無市・保谷市合併協議会の設置について（田無市議会）
・田無市・保谷市合併協議会の設置について（保谷市議会）

(3) 合併（廃置分合）に関する議案関係
・田無市及び保谷市の廃置分合について（田無市議会）
・保谷市及び田無市の廃置分合について（保谷市議会）
・田無市及び保谷市の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について（田無市議会）
・保谷市及び田無市の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について（保谷市議会）
・田無市及び保谷市の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について（田無市議会）
・保谷市及び田無市の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について（保谷市議会）

議員提出議案第２５号

# 保谷市・田無市合併に関する決議

上記の議案を提出する。

平成９年９月２２日提出

| | | | |
|---|---|---|---|
| 提出者 | 浅野高司 | | |
| 賛成者 | 山田忠昭 | 賛成者 | 井上直人 |
| 〃 | 酒井澄 | 〃 | 岩越笙子 |
| 〃 | 平井勝 | 〃 | 林一夫 |
| 〃 | 佐藤満 | 〃 | 保谷育彦 |
| 〃 | 宮寺秀雄 | 〃 | 石毛茂 |
| 〃 | 佐々木順一 | 〃 | 二木孝之 |
| 〃 | 鈴木宏一 | | |

保谷市議会議長
麦倉一眞殿

# 保谷市・田無市合併に関する決議

現保谷市と田無市の合併問題は、最初は昭和２９年に始まり、次に昭和４０年９月に「保谷町・田無町２町合併協議会」が設置されたが実現しなかった。

そして、平成３年に市民による団体が結成され、平成５年６月、保谷市議会に「合併問題に関する調査特別委員会」が設置、１２月に中間報告を提出した。

それ以来、両市がそれぞれ行政レベルで、合併に関する調査研究を重ねてきた。昭和６０年３月３０日に市町村合併の特例に関する法律の大幅な改正に伴い、全国的に自治体の再編が行われつつある。

保谷市・田無市においても過去の経過を踏まえ、両市の合併について協議するために合併協議会を設置するよう決議する。

平成９年９月２９日

東京都保谷市議会議長
麦　倉　一　眞

議員提出議案第30号

# 田無市・保谷市合併に関する決議

上記の議案を別紙のとおり田無市議会会議規則（昭和43年議会規則第1号）第13条の規定により提出します。

平成9年11月26日

提出者　議員　浜野重男
賛成者　議員　新井五郎
中込チヅ子
小島恵子
相馬和弘
小林たつや
遠藤源太郎
古谷公彦
高橋司朗
衣袋一夫
野村俊介
海老沢進
西村誠一
田崎敏男
小峰和美
長谷川征二
中山寛子

田無市議会議長　白井智子　様

# 田無市・保谷市合併に関する決議

田無市と保谷市は、昭和42年1月1日にそれぞれ市制を施行して30年を経過し、現在に至っているが、合併論議は過去に昭和29年と昭和30年代の2回あった。

特に、都市化と人口増加が著しい市制施行直前当時の田無町・保谷町の2町間では、昭和39年11月に臨時会を開催し、合併して市制を施行する決議がなされ、合併協議会が設置されて合併期日を昭和40年4月1日を目途に協議が重ねられた。

しかし、諸般の事情により田無町・保谷町間の合併は実現せず、市制を施行する直前の昭和41年11月の町議会で「増大する行政需要にこたえて住民福祉の向上を計るため市制施行後においても、近隣市町と共同処理の推進等協力体制の強化につとめると共に、尚合併に努力するものとする」という決議をして、それぞれが市制を施行した。

平成2年ごろから3度目の合併論議が起こり、平成6年6月議会において田無市議会に合併検討特別委員会が設置され、合併の論議や先進事例市の視察などを重ね、合併に関する調査研究を行ってきた。そして平成9年3月に当初の目的を果たして、その役割を終了し今日に至っている。

今、21世紀を目前にして、国においては地方分権の推進が具体的に検討され、地方自治制度も新たな時代を迎えようとしている。

福祉・医療・教育・環境・産業振興など多岐にわたる市民ニーズは具体的な行政対応を求めて行政需要を一層増大させ、迫り来る少子高齢社会は予測が困難な課題と厳しい現実を現出しつつあり、時代の進展とともに、より広い視野と高い観点からの施策が課題となっている。

それらに対応するため地方自治体は、新たな財源と権限の委譲を必要としているが、みずからも現在の許される範囲での体制づくりを急ぐ努力をしなければならない。

田無市・保谷市においても過去の経緯を乗り越え、経過を踏まえ両市の合併について協議するための協議会を設置することを決議する。

平成9年11月26日

田　無　市　議　会

議案第65号

田無市・保谷市合併協議会の設置について

上記の議案を提出する。

平成11年9月20日

田無市長　末　木　達　男

田無市・保谷市合併協議会の設置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づき、田無市・保谷市合併による新市の建設に関する基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、別紙のとおり規約を定め、田無市・保谷市合併協議会を設置する。

(提案理由)
田無市・保谷市合併による新市の建設に関する基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、田無市・保谷市合併協議会を設置する必要がある。

※　別紙に「田無市・保谷市合併協議会規約」

議案第53号

田無市・保谷市合併協議会の設置について

上記の議案を提出する。

平成11年9月20日

保谷市長　保　谷　高　範

田無市・保谷市合併協議会の設置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づき、田無市・保谷市合併の建設に関する基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、別紙のとおり規約を定め、田無市・保谷市合併協議会を設置する。

(提案理由)

田無市・保谷市合併の建設に関する基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、田無市・保谷市合併協議会を設置する必要がある。

※　別紙に「田無市・保谷市合併協議会規約」

議案第56号

田無市及び保谷市の廃置分合について

上記の議案を提出する。

平成12年８月11日

田無市長　末　木　達　男

田無市及び保谷市の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第７条第１項の規定により、平成13年１月21日から田無市及び保谷市を廃し、その区域をもって「西東京市」を設置することを東京都知事に申請することについて、同条第５項の規定により、議会の議決を求める。

（提案理由）

平成13年１月21日に田無市及び保谷市が合併するため、所要の手続をする必要がある。

議案第５７号

保谷市及び田無市の廃置分合について

上記の議案を提出する。

平成12年８月11日

提出者　　保谷市長　保　谷　高　範

保谷市及び田無市の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第７条第１項の規定により、平成13年１月21日から保谷市及び田無市を廃し、その区域をもって「西東京市」を設置することを東京都知事に申請することについて、同条第５項の規定により、議会の議決を求める。

（提案理由）
平成13年１月21日に保谷市及び田無市が合併するため、所要の手続をする必要がある。

議案第57号

田無市及び保谷市の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

上記の議案を提出する。

平成12年８月11日

田無市長　末　木　達　男

田無市及び保谷市の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成13年１月21日から田無市及び保谷市を廃し、その区域をもって「西東京市」を設置することに伴う財産処分を地方自治法（昭和22年法律第67号）第７条第４項の規定により、別紙のとおり保谷市と協議のうえ定めることについて、同条第５項の規定により、議会の議決を求める。

（提案理由）

平成13年１月21日に田無市及び保谷市が合併することに伴う財産処分について、その財産を「西東京市」に帰属させる必要がある。

議案第５８号

保谷市及び田無市の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

上記の議案を提出する。

平成12年８月11日

提出者　　保谷市長　保　谷　高　範

保谷市及び田無市の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成13年１月21日から保谷市及び田無市を廃し、その区域をもって「西東京市」を設置することに伴う財産処分を地方自治法（昭和22年法律第67号）第７条第４項の規定により、別紙のとおり田無市と協議のうえ定めることについて、同条第５項の規定により、議会の議決を求める。

（提案理由）

平成13年１月21日に保谷市及び田無市が合併することに伴う財産処分について、その財産を「西東京市」に帰属させる必要がある。

# 田無市及び保谷市の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成13年１月21日から田無市及び保谷市を廃し、その区域をもって「西東京市」を設置することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第７条第４項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

１　田無市の財産は、すべて「西東京市」に帰属させる。

２　保谷市の財産は、すべて「西東京市」に帰属させる。

平成12年８月14日

田無市長　末　木　達　男

保谷市長　保　谷　高　範

議案第58号

田無市及び保谷市の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

上記の議案を提出する。

平成12年８月11日

田無市長　末　木　達　男

田無市及び保谷市の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

平成13年１月21日から田無市及び保谷市を廃し、その区域をもって「西東京市」を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）に基づく経過措置を、別紙のとおり保谷市と協議のうえ定めることについて、同法第７条第４項及び第８条第４項において準用する同法第６条第８項の規定により、議会の議決を求める。

（提案理由）

平成13年１月21日に田無市及び保谷市が合併することに伴い、議会の議員及び農業委員会の委員について所要の手続をする必要がある。

議案第59号

保谷市及び田無市の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

上記の議案を提出する。

平成12年８月11日

提出者　　保谷市長　保　谷　高　範

保谷市及び田無市の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

平成13年１月21日から保谷市及び田無市を廃し、その区域をもって「西東京市」を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）に基づく経過措置を、別紙のとおり田無市と協議のうえ定めることについて、同法第７条第４項及び第８条第４項において準用する同法第６条第８項の規定により、議会の議決を求める。

（提案理由）

平成13年１月21日に保谷市及び田無市が合併することに伴い、議会の議員及び農業委員会の委員について所要の手続をする必要がある。

# 田無市及び保谷市の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成13年１月21日から田無市及び保谷市を廃し、その区域をもって「西東京市」を設置することに伴う、田無市及び保谷市の議会の議員の在任及び農業委員会の委員の任期等について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号。以下「合併特例法」という。）により、下記のとおり定めるものとする。

記

１　議会の議員の在任

田無市及び保谷市の議会の議員は、合併特例法第７条第１項第１号の規定を適用し、　合併後２年間、引き続き「西東京市」の議会の議員として在任する。

２　農業委員会の委員の任期等

「西東京市」に１つの農業委員会を置き、田無市及び保谷市の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第８条第１項第１号の規定を適用し、合併後１年間、引き続き「西東京市」の農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成12年８月14日

田無市長　末　木　達　男

保谷市長　保　谷　高　範

## 3　合併申請書

12田企企第101号
保企企発第　33号
平成12年8月16日

東京都知事　石　原　慎　太　郎　　殿

田無市長　末　木　達　男

保谷市長　保　谷　高　範

田無市及び保谷市の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第７条第１項の規定により、平成13年１月21日から田無市及び保谷市を廃し、その区域をもって「西東京市」を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

第１　新市名及び名称選定の理由
第２　新市の事務所の位置及び選定の理由
第３　合併予定年月日
第４　廃置分合を必要とした理由
第５　合併協定書
第６　新市建設計画
第７　議会の議決書及び会議録の写
第８　協議書
第９　現況表
第10　市の要件に関する調書
第11　その他参考資料

## 第１　新市名及び名称選定の理由

１　新　市　名

新市の名称を「西東京市」とする。

２　名称選定の理由

新市の名称については、合併の協議事項の中で、最も市民の関心が高く、日常の生活においても影響が大きく、合併の是非そのものを左右する重要な事項である。

このことから、合併協議会は、両市の合併問題に対する市民の関心を高めるとともに、この合併協議への市民参加を進めるため、新市の名称について全国から一般公募することを決定した。

募集は、平成11年11月１日から同年12月31日までの間、行った。応募総数は3,190種、8,753件であった。

応募の種類が多いことから、協議会では、協議会委員の中から学識委員８名で構成する新市名候補選定小委員会を設置し、応募のあったものの中から10件程度までの新市名候補の絞りこみを行うこととした。

小委員会では、選定にあたって次の６項目を新市名候補選定基準として延べ６回にわたり協議を行った。

(1) 田無・保谷地域が地理的にイメージできる名前
(2) 田無・保谷地域の特徴を表す名前
(3) 田無・保谷地域の歴史・文化にちなんだ名前
(4) 市民等の理想・願いにちなんだ名前
(5) 合併を記念した名前
(6) その他新市名としてふさわしい名前

その結果、「北多摩市」、「北武蔵野市」、「けやき野市」、「中むさし市」、「西東京市」、「ひばりが丘市」、「ひばり市」、「ひばり野市」、「みどり市」、「みどり野市」を新市名候補として選定した。さらに、協議会において、最終候補として「北多摩市」、「けやき野市」、「西東京市」、「ひばり市」、「みどり野市」の５件までの絞り込みを行った。この後、平成１２年７月３０日に１８歳以上の全市民による「合併に関する投票方式による市民意向調査」の調査項目の一つとし、前記５件の候補の中から市民に最も支持を受けた、「西東京市」と命名したものである。

なお、新市名「西東京市」の小委員会での選定理由は、以下のとおりである。

・この地域は、東京23区の西に隣接していることから、地理的にイメージできる。
・「東京」という名前の持つスケールの大きさから、新市がより一層発展することへの願いの象徴ともなる。
・名前としてのインパクトがあり、知名度という点で優れている。
・応募数から市民等の要望の強さを感じられる。

第２　新市の事務所の位置及び選定の理由

１　新市の事務所の位置
　田無市南町五丁目６番１３号

２　選定の理由
　新市における庁舎については、当面の間、新たに建設することなく現在の両庁舎を有効活用するとの方針に基づき、西武新宿線田無駅に至近であり、建築年次も比較的新しい現在の田無市庁舎の所在地である田無市南町五丁目６番13号に事務所を置くものである。

第３　合併予定年月日

合併予定年月日
　平成13年１月21日

第４　廃置分合を必要とした理由

廃置分合を必要とした理由

１　位置と地勢
　新市は、武蔵野台地のほぼ中央にあって、東京都の西北部に位置し（北緯35度44分、東経139度33分）、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市、東は練馬区に、西は小平市及び東久留米市に接している。
　標高67m、地勢は北に白子川、中央部に新川（白子川支流）南部に石神井川があり、それぞれ西部より東部に向かって流れており、その沿岸が２～３mの低地となっているほか、一般には西から東になだらかに傾斜したほぼ平坦な地域である。
　地質は、関東ローム層（主として関東地方に分布する褐色の土で、砂と粘土から成って空隙（くうげき）に富み、有機物を多量に含んで、植物の育成に適する。）で厚さ10m以上の所が多く、その下は径３～５cmの礫層で、地下水位は河川沿岸の低地に見られるくらいである。

２　人口と面積
　平成12年１月１日現在の住民基本台帳による２市の総人口は179,561人で、平成２年の170,290人と比較すると約5.4%増加している。
　年齢別三階層人口は、平成７年（国勢調査）の年少人口が13.9%、老年人口が12.7%、平成２年（国勢調査）は年少人口15.7%、老年人口9.5%となっており、老年人口の増加が顕著となっている。
　また、新市は東西4.8km南北5.6kmにわたり、面積は15.8k ㎡となっている。

土地の利用状況（平成９年度土地利用状況調査）をみると、宅地系は40．3%、農業系は14．5%、商業系は5．2%で全体の約60%を占めている。

3　２市の現況

２市の交通基盤の整備状況については、鉄道は、西武池袋線、西武新宿線、道路は、青梅街道、新青梅街道が２市を東西方向に縦断し、バスは、西武バス、関東バス、都バスが25系統を運行、さらに、保谷市内において保谷市キャンバスを１路線運行している。

また、２市域とも全域が市街化区域であり、人口集中地区の割合は100%である。市街地は全域にわたり連たんし、行政界の区別はつけにくい状況である。なお、人口密度は田無市が11，001人、保谷市が11，078人（平成７年国勢調査）である。

行政面での連携では、近隣市とともに、ごみ、し尿処理、医療、文化（多摩六都科学館）についての一部事務組合及び広域行政圏協議会を構成している。

4　合併までの経緯

両市の合併問題については、古くは明治23年頃にあったが、昭和に入ってからは、昭和29年に「町村合併促進法」に基づく「東京都町村合併計画」の策定に関し、都知事からの諮問に対し「１市３町合併」（武蔵野市、保谷町、田無町、小金井町）を要望する旨の答申を行ったのが最初で、その後、昭和38年、昭和40年に合併論議が活発化したものの合併には至らなかった。

その後、昭和42年１月１日に田無市、保谷市それぞれ単独での市制施行となり現在に至った。

しかしながら、少子高齢社会や地方分権などの社会環境の変化への対応から、改めて合併の必要性が論じられるようになり、平成10年２月、任意の合併協議会である「田無市・保谷市合併推進協議会」を設立し、合併に関する様々な協議を重ね、田無市・保谷市新市将来構想を策定した。

この合併推進協議会での協議を踏まえ、平成11年10月11日、法定の合併協議会を設置し、新市建設計画の策定及び合併に関する協議を整え、平成12年８月合併協定書の調印を経て合併申請に至った。

5　廃置分合を必要とした理由

２市は、古代においては、ともに石神井川流域に集落が形成され、中世においては、横山道（旧鎌倉街道）の沿道に集落を形成し、交流があったものと思われる。また、地形的な特殊性により日頃から通勤、通学、買物など両市民の日常的な生活行動は行政区域を越え、また市民間の交流も活発になされており、この地域はすでに一体的な生活圏を構成している。

また、地方分権により権限移譲が進むことによる事務量の増加、高齢化の進展による介護ニーズや生活支援の拡充、生産年齢人口の減少に伴う市税や地域の消費量の低下、環境問題や高度情報化など行政ニーズの多様化などに適切に対応していく必要がある。

このようなことから、２市の行政が一体となって、人員の削減、事務経費の削減を図るとともに、公共施設の重複投資を回避し、一体的かつ効率的な施設整備や

他の施設への転換を図り、より効率的に財政運営を行い市民福祉の向上を図る必要がある。

第５　合併協定書

後掲のとおり

第６　新市建設計画

前掲のとおり

第７　議会の議決書及び会議録の写

前掲のとおり（議決証明及び会議録については省略）

第８　協議書

前掲のとおり

## 第９　現況表

現況表（その１）

| 区分 | | 新市 | 田無市 | 保谷市 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 人口 | 現在（人） | 177,402 | 76,770 | 100,632 | 平成11年10月１日現在　住民基本台帳 |
| | 官報公示（人） | 175,073 | 74,813 | 100,260 | 平成７年国勢調査 |
| $km^2$当たりの人口（人） | | 11,193 | 11,290 | 11,120 | 平成11年10月１日現在 |
| 戸数 | 現在（戸） | 76,117 | 32,703 | 43,414 | 平成11年10月１日現在　住民基本台帳 |
| | 国勢調査（戸） | 70,347 | 30,142 | 40,205 | 平成７年国勢調査 |
| 連たん状況 | 全戸数（戸） | 38,625 | 14,541 | 24,084 | 平成11年1月1日現在 |
| | 連たん戸数（戸） | 38,625 | 14,541 | 24,084 | |
| | 全戸数に対する割合（%） | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |
| 人口増加率（%） | | 2.8 | -0.4 | 5.4 | 平成７年国勢調査／平成２年国勢調査 |
| 行政区域 | 面積（$km^2$） | 15.85 | 6.80 | 9.05 | 平成12年4月1日現在 |
| | 東西（km） | 4.8 | 2.9 | 2.0 | |
| | 南北（km） | 5.6 | 3.7 | 4.5 | |
| 業態生業の割合 | 都市的業態（人） | 159,171 | 67,969 | 91,202 | 平成７年国勢調査 |
| | その他の業（人） | 15,902 | 6,844 | 9,058 | |
| 官公署 | 官署 | 3 | 2 | 1 | 平成12年4月1日現在 |
| | 都の公署 | 4 | 2 | 2 | |
| | その他の公署 | 5 | 1 | 4 | |
| 中学校以上の学校 | 中学校 | 11 | 5 | 6 | 平成12年4月１日現在 |
| | 高等学校 | 5 | 3 | 2 | |
| 文化施設 | 図書館 | 6 | 3 | 3 | 平成12年４月１日現在 |
| | 博物館 | 0 | 0 | 0 | |
| | 美術館 | 0 | 0 | 0 | |
| | 公会堂 | 3 | 2 | 1 | |
| | 公園 | 36 | 11 | 25 | |
| 公営企業 | 上水道 | —— | —— | —— | |
| | 下水道 | 2 | 1 | 1 | |
| 都民税 | 納税額（千円） | 4,712,018 | 2,010,637 | 2,701,381 | 平成10年度 |
| | 人口１人・当たり（円） | 26,476 | 26,090 | 26,771 | |
| 市町村税 | 納税額（千円） | 29,274,802 | 13,831,861 | 15,442,941 | 平成11年3月31日現在総人口による。 |
| | 人口１人・当たり（円） | 164,489 | 179,481 | 153,040 | |
| 前年度予算総額（千円） | | 55,237,568 | 25,452,568 | 29,785,000 | 平成11年度一般会計予算 |
| 銀行・金融機関 | 本店 | 0 | 0 | 0 | 平成12年4月1日現在 |
| | 支店 | 26 | 13 | 13 | |
| 会社・工場数（資本金1,000万以 | | 731 | 326 | 405 | 平成8年事業所・企業統計調査 |
| 衛生施設 | 病院 | 5 | 4 | 1 | 平成12年4月1日現在 |
| | 診療所 | 117 | 53 | 64 | |
| 娯楽施設 | | 13 | 6 | 7 | 平成12年4月1日現在 |
| 生産額 | 総額（百万円） | 322,010 | 307,498 | 14,512 | |
| | 一戸当たり（万円） | 430 | 957 | 34 | 平成11年1月1日現在世帯数を基礎とした。 |
| | 市内 鉱工業（百万 | 321,252 | 307,245 | 14,007 | 平成10年工業統計調査による |
| | 市内 農業（百万円） | 758 | 253 | 505 | 北多摩の農業統計による |
| 交通普及状況 | 鉄道軌道駅数 | 5 | 1 | 4 | 平成12年4月1日現在 |
| | 市内電車延（km） | 6.6 | 2.4 | 4.2 | |
| | 乗合自動車量（路線数） | 31 | 21 | 26 | |
| 鉄道乗客数（人） | | 231,908 | 69,010 | 162,898 | 平成10年　１日当たり平均 |
| 便郵 | １日当たり・平均発信（件） | 117,700 | 55,700 | 62,000 | 平成10年中の１日平均 |
| | １日当たり・平均受信（件） | 57,160 | 28,160 | 29,000 | |
| 電話加入数（件） | | 83,872 | 38,327 | 45,545 | 平成11年４月１日現在 |
| 郵便局 | 普通 | 2 | 1 | 1 | 平成12年4月1日現在 |
| | 特定 | 17 | 8 | 9 | |
| | 簡易 | 0 | 0 | 0 | |
| テレビ加入数（世帯） | | 68,718 | 32,563 | 36,155 | 田無：平成10年３月31日現在<br>保谷：平成11年３月31日現在 |

現況表（その２）

| 区分 | | 新市 | 比較市 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 三鷹市 | 小平市 | |
| 人口 | 現在（人） | 177,402 | 166,216 | 171,630 | 平成11年10月１日現在　住民基本台帳 |
| | 官報公示（人） | 175,073 | 165,721 | 172,946 | 平成７年国勢調査 |
| k㎡当たりの人口（人） | | 11,193 | 10,074 | 8,389 | 平成11年10月１日現在 |
| 戸数 | 現在（戸） | 76,117 | 77,147 | 72,665 | 平成11年10月１日現在　住民基本台帳 |
| | 国勢調査（戸） | 70,347 | 73,428 | 68,338 | 平成７年国勢調査 |
| 連たん状況 | 全戸数（戸） | 38,625 | 38,005 | 41,044 | 平成11年1月1日現在 |
| | 連たん戸数（戸） | 38,625 | 38,005 | 41,044 | |
| | 全戸数に対する割合（%） | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |
| 人口増加率（%） | | 2.8 | 0.1 | 5.4 | 平成７年国勢調査／平成２年国勢調査 |
| 行政区域 | 面積（$km^2$） | 15.85 | 16.50 | 20.46 | 平成12年4月1日現在 |
| | 東西（km） | 4.8 | 6.35 | 9.21 | |
| | 南北（km） | 5.6 | 5.24 | 4.17 | |
| 業態生業の割合 | 都市的業態（人） | 86,622 | 83,895 | 84,960 | 平成７年国勢調査による |
| | その他の業（人） | 777 | 849 | 868 | |
| 官公署 | 官署 | 3 | 2 | 2 | 平成12年4月1日現在 |
| | 都の公署 | 4 | 3 | 4 | |
| | その他の公署 | 5 | 3 | 7 | |
| 中学校以上の学校 | 中学校 | 11 | 8 | 10 | 平成12年4月1日現在 |
| | 高等学校 | 5 | 3 | 7 | |
| 文化施設 | 図書館 | 6 | 5 | 10 | 平成12年4月1日現在 |
| | 博物館 | 0 | 1 | 3 | |
| | 美術館 | 0 | 1 | 1 | |
| | 公会堂 | 3 | 2 | 1 | |
| | 公園 | 36 | 38 | 237 | |
| 公営企業 | 上水道 | —— | —— | —— | 平成12年4月1日現在 |
| | 下水道 | 2 | 1 | 1 | |
| 都民税 | 納税額（千円） | 4,712,018 | 5,338,989 | 4,635,226 | 平成10年度 |
| | 人口１人・当たり（円） | 26,476 | 32,427 | 26,832 | |
| 市町村税 | 納税額（千円） | 29,274,802 | 34,176,813 | 29,400,262 | 平成11年3月31日現在総人口による。 |
| | 人口１人・当たり（円） | 164,489 | 207,580 | 170,193 | |
| 前年度予算総額（千円） | | 55,237,568 | 56,136,645 | 46,381,000 | 平成11年度一般会計予算 |
| 銀行・金融機関 | 本店 | 0 | 0 | 0 | 平成12年4月1日現在 |
| | 支店 | 26 | 18 | 20 | |
| 会社・工場数（資本金1,000万以上） | | 731 | 971 | 705 | 平成8年事業所・企業統計調査 |
| 衛生施設 | 病院 | 5 | 10 | 9 | 平成12年4月1日現在 |
| | 診療所 | 117 | 113 | 120 | |
| 娯楽施設 | | 13 | 19 | 19 | 平成12年4月1日現在 |
| 生産額 | 総額（百万円） | 322,010 | 270,693 | 573,440 | |
| | 一戸当たり（万円） | 430 | 356 | 798 | 平成11年1月1日現在世帯数を基礎とした。 |
| | 内訳 鉱工業（百万 | 321,252 | 270,125 | 572,555 | 平成10年工業統計調査による |
| | 内訳 農業（百万円） | 758 | 568 | 885 | 北多摩の農業統計による |
| 交通普及状況 | 鉄道軌道駅数 | 5 | 3 | 7 | 平成12年4月1日現在 |
| | 市内電車延（km） | 6.6 | 1.6 | 14.4 | |
| | 乗合自動車量（路線数） | 31 | 33 | 40 | |
| 鉄道乗客数（人） | | 231,908 | 193,581 | 179,207 | 平成10年　１日当たり平均 |
| 郵便 | １日当たり（件） | 117,700 | 113,382 | 92,685 | 平成10年中の１日平均 |
| | １日当たり（件） | 57,160 | 75,229 | 44,676 | |
| 電話加入数（件） | | 83,872 | 112,092 | 83,225 | 平成11年４月１日現在 |
| 郵便局 | 普通 | 2 | 1 | 1 | 平成12年4月1日現在 |
| | 特定 | 17 | 18 | 16 | |
| | 簡易 | 0 | 0 | 9 | |
| テレビ加入数（世帯） | | 68,718 | 44,891 | 50,296 | 平成10年３月31日又は平成11年３月31日現在 |

## 第10　市の要件に関する調書

### その1　総括表

総括表

| 区分 | | | 市制施行要件 | 現況 | 内訳 | | ・備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 田無市 | 保谷市 | |
| 法律要件 | 人口 | 国勢調査 | 5万人以上 | 175,073人 | 74,813人 | 100,260人 | 平成7年国勢調査 |
| | | 住民基本台帳 | | 177,402人 | 76,770人 | 100,632人 | 平成11年10月1日現在 |
| | | 総人口 | | 179,390人 | 77,588人 | 101,802人 | 平成11年10月1日現在 |
| | 中心市街地の連たん状況 | | 6割以上 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 平成11年1月1日現在 |
| | 都市的業態人口の割合 | | 6割以上 | 90.9% | 90.9% | 91.0% | 平成7年10月1日現在 |
| 条例要件 | 1号 | 官署 | 官署又は都の公署が5以上設けられていること | 3 | 2 | 1 | 平成12年4月1日現在 |
| | | 都の公署 | | 4 | 2 | 2 | |
| | 2号 | 高等学校 | 3以上設けられていること | 5. | 3 | 2 | 平成12年4月1日現在 |
| | 3号 | 文化施設 | 2以上有すること | 45 | 16 | 29 | 平成12年4月1日現在 |
| | 4号 | 上下水道、軌道又はバス事業等 | 1以上経営し、整備していること | 2 | 1 | 1 | 平成12年4月1日現在 |
| | 5号 | 住民1人当りの国税又は地方税の納税額 | 都の区域内の他市と同額又はそれ以上 | 190,965円 | 205,571円 | 179,811円 | 平成10年度<br>三鷹市：240,008<br>小平市：197,025 |
| | 6号 | 前年度予算総額の住民1人当り額 | 前年度予算総額を全人口で除した額が都の他の市と同額又はそれ以上であること | 310,369円 | 330,270円 | 295,170円 | 平成11年度<br>三鷹市：340,958<br>小平市：268,491 |
| | 7号 | 銀行 | 他の市に比して概ね遜色がないこと<br>(資本金1,000万円以上) | 26 | 13 | 13 | 平成12年4月1日現在<br>三鷹市：16・651<br>小平市：19・762 |
| | | 会社 | | 757 | 372 | 385 | |
| | 8号 | 都市的業態人口 | 最近5箇年間増加の傾向にあること | -0.5% | -3.5% | 1.9% | 平成7年国調－平成2年国調<br>平成2年国調 |
| | 9号 | 病院・診療所 | 相当数設けられていること | 237 | 104 | 133 | 平成12年4月1日現在 |
| | | 劇場・映画館等の施設 | | 13 | 6 | 7 | |
| 市制施行協議基準要件 | 1 | 人口 | 5万人以上 | 175,073人 | 74,813人 | 100,260人 | 平成7年国勢調査 |
| | 2 | 中心市街地の連たん状況 | 6割以上 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 平成11年1月1日現在 |
| | 3 | 都市的業態人口の割合 | 6割以上 | 90.9% | 90.9% | 91.0% | 平成7年10月1日現在 |
| | 4 | 官公署 | 設置されていること | 10 | 6 | 4 | 平成12年4月1日現在 |
| | 5 | 高等学校 | 1以上有すること | 5 | 3 | 2 | 平成12年4月1日現在 |
| | 6 | 文化施設 | 有していること | 45 | 16 | 29 | 平成12年4月1日現在 |
| | 7 | 上下水道<br>塵芥処理場等 | 有していること | 2 | 2 | 2 | 平成12年4月1日現在 |
| | 8 | 軌道 | 整備していること | 2 | 2 | 2 | 平成12年4月1日現在 |
| | | バス | | 3 | 3 | 3 | |
| | 9 | 銀行 | 2以上 | 26 | 13 | 13 | 平成12年4月1日現在 |
| | | 会社、工場等 | 10以上 | 757 | 372 | 385 | |
| | 10 | 病院、診療所 | 10以上有していること | 237 | 104 | 133 | 平成12年4月1日現在 |
| | 11 | 劇場、映画館等 | 2以上有していること | 13 | 6 | 7 | 平成12年4月1日現在 |
| | 12 | 都市計画事業 | 施行されていること | 施行されている | | | 平成12年4月1日現在 |
| | | 街路施設 | ある程度整備されていること | 整備されている | | | 平成12年4月1日現在 |
| | 13 | 住民の担税力 | 充分であること | 190,965円 | 205,571円 | 179,811円 | 平成10年度 |
| | | 財政状況 | | 310,369円 | 330,270円 | 295,170円 | 平成11年度 |
| | 14 | 将来発展性 | 将来発展性があること | 将来発展性がある | | | |

その２　地方自治法による要件（省略）

その３　東京都の条例による要件（省略）

その４　市制施行協議基準による要件（省略）

第 11　その他参考資料

その１　田無市と保谷市の沿革（省略）

その２　合併に関する市民意向調査結果（省略）

その３　法定合併協議会関係（省略）

その４　任意合併協議会関係（省略）

その５　田無市・保谷市位置図（省略）

その６　田無市・保谷市航空写真（省略）

## 4　新市建設計画

目　次

Ⅰ　序　論
　1　合併の必要性
　2　計画策定の方針
Ⅱ　　市の概況
　1　位置と地勢
　2　気候
　3　面積
　4　人口
Ⅲ　主要指標の見通し
　1　人口
　2　世帯
Ⅳ　新市建設の基本方針
　1　新市建設の基本理念
　2　新市の将来像
　3　将来像を実現するための基本的な考え方
Ⅴ　新市の施策
　1　地域の中で支えあう福祉のまち
　2　環境にやさしく美しいまち
　3　若者を育てるまち
　4　安全で快適なまち
　5　さまざまな産業が育つまち
　6　市民が参加する活力あるまち
Ⅵ　新市における東京都事業の推進
　1　東京都の役割
　2　新市における東京都事業
Ⅶ　公共施設の統合整備
Ⅷ　財政計画
　1　前提条件
　2　歳　　入
　3　歳　　出

## Ⅰ　序　論

田無市は江戸時代から青梅街道の宿場町として、そして北多摩地区の人々の生活を支える商業の拠点として栄えてきました。また保谷市は、江戸時代、幕府の開墾対策の一環として新田開発された農村から、その後の都市化の進展と住宅開発により現在は住まいのまちとなりました。

保谷市が田無市を包み込むような地形をしているという特殊性により、通勤、通学、買物など両市民の日常的な生活行動は行政区域を越え、また市民間の交流も活発になされており、この地域はすでに一体的な生活圏を構成しています。

両市の合併問題については、古くは明治23年頃にありましたが、昭和に入ってからは、昭和29年に「町村合併促進法」に基づく「東京都町村合併計画」の策定に関し、都知事からの諮問に対し「１市３町合併」（武蔵野市、保谷町、田無町、小金井町）を要望する旨の答申を行ったのが最初で、その後、昭和38年、昭和40年に合併論議が活発化したものの合併には至りませんでした。

しかしながら、少子高齢社会や地方分権などの社会環境の変化への対応から、改めて合併の必要性が論じられるようになり、平成10年２月、任意の合併協議会である「田無市・保谷市合併推進協議会」を設立し、合併に関する様々な協議を重ね、田無市・保谷市新市将来構想を策定しました。

### １　合併の必要性

#### (1) 社会潮流から見た合併の必要性

##### ① 地方分権と合併の必要性

地方分権とは、自治体の自主性、自立性を尊重し、地域住民の自己決定権を拡充していくことです。

自治体の能力の違いが、地域の行政サービスの差や活力などに直接的に影響することが予想されます。また、権限移譲が進展するにつれ市の事務量は増加し、さらに新しい分野での事務の発生により専門的な判断機会の増加なども予想されます。

このため、合併により権限の移譲に対応した要員の確保、専門的人材の育成などを図り、組織体制を整える必要があります。

##### ② 高齢化と合併の必要性

高齢化の進展は、福祉や医療面での行政需要を増大させるものと予想されます。

介護等に関わるマンパワーの確保、高齢者単独世帯への生活支援の拡充、救急医療体制の拡充、専門的な人材確保などが求められるとともに、予防医学や高齢者への生きがいづくりが一層重要になっていきます。将来の人口構成を展望すれば、市民の約４分の１を占める高齢者に対して適切な行政サービスを提供できるように、体制や仕組みを整備していくことが必要です。こうした高齢社会に両市が対応するためには、行政のスケールメリットを生み出したり、地形的にも効率的な行政区域を得ることが必要です。

##### ③ 年少人口、生産年齢人口の減少と合併の必要性

年少人口の減少は、教育施設の統廃合や学区などに関して再検討を促すものです。年少人口の減少速度に地域格差が見られたり、各学区の交通安全性が変化するため、将来の年少人口や道路計画などを地域ごとに検討し、一層適正な教育環境を提供することが必要となります。こうした問題解決のためには、両市が合併して市民ニーズにかなった教育施設等の再編を実施することが必要であり、また、ゆとりある授業の実

現、情報化社会に対応した教育実施のためにも、合併による人的資源や施設上の資源を活用して、高水準の教育環境を提供することが重要です。

一方、生産年齢人口の減少は、市民税や地域の消費量の減少等が危惧され、財政的にも地域経済的にも活力低下の要因となるものです。こうした潮流に対応するには、転入者や買い物客が増加するように、魅力あるまちづくりが一層重要となり、独自の施策を展開することが必要となります。利便性が高く快適で住みやすいまちづくり、子育てしやすいまちづくりなどが重要となり、際立つような施策を実現するには、単独都市よりも両市が合併し、独自の事業を強力に実施できるような財政基盤を強化することが必要です。

④ 変化の時代と合併の必要性

環境問題や高度情報化社会などこれからの時代の変化に伴う行政ニーズの多様化、高度化、複雑化に適切に対処して行くためには、格別の財政基盤の強化、専門的職員の育成、職員の弾力的配置、効率的な公共施設の活用などの総合的な行財政力の強化が不可欠です。

(2) 地域特性からの合併の必要性

① 地域間競争と合併の必要性

これからの時代は、地域間競争が一層進むことが予想されます。面積的にも人口規模的にも比較的に小規模な両市が、こうした時代に適切に対応していくためには、規模を拡大してスケールメリットを活用し競争力を強化することが必要です。

② 地形的特性からの合併の必要性

保谷市の市域の形状は、凹型形状をしており、公共施設の配置やサービスの提供が非効率になってしまう課題を抱えています。

市域形状によってもたらされている課題をなくし、利便性の高いまちを実現するためには、両市が合併して地域が一体的になる必要があります。

2　計画策定の方針

新市建設の基本方針は、21世紀を展望した長期的視野にたつものとします。

(1) 計画の趣旨

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、その実現により両市地域の発展と住民福祉の向上を図るための方策を示すものです。

また、市民参加による21世紀フォーラムを通じて策定した新市将来構想の精神を受け継ぎ、

「21世紀を拓き　緑と活気にあふれ　一人ひとりが輝くまち」

をまちづくりの基本理念とします。

なお、詳細かつ具体的内容については、新市において策定する基本構想及び基本計画等に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための「新市建設の基本方針」、その基本方針の実現に向けた「新市の施策」、計画期間中の財政状況を推計した「財政計画」を中心として構成しています。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成13年度から平成22年度までの10か年とします。

(4) 行財政運営の方針

新市の財政計画については、地方交付税、国及び東京都の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、健全に財政運営を行うことを基本としています。また、行政運営に支障のない範囲で職員定数の削減及び適正配置を図りながら組織の効率化に努めるものとします。

なお、新たな公共施設を設置する際は、財政運営の健全化を図る観点から、既存施設の統廃合から生み出される資源を最大限に活用するとともに、維持管理経費の低コスト化にも十分留意します。

## Ⅱ　市の概況

### 1　位置と地勢

新市は、武蔵野台地のほぼ中央にあって、東京都の西北部に位置し（北緯３５度４４分、東経139度33分）、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市、東は練馬区に、西は小平市および東久留米市に接しています。

標高67m、地勢は北に白子川、中央部に新川（白子川支流）南部に石神井川があり、それぞれ西部より東部に向かって流れており、その沿岸が２～３mの低地となっているほか、一般には西から東になだらかに傾斜したほぼ平坦な地域です。

地質は、関東ローム層（主として関東地方に分布する褐色の土で、砂と粘土から成って空隙に富み、有機物を多量に含んで、植物の育成に適する。）で厚さ10m以上の所が多く、その下は径３～５cmの礫層で、地下水位は河川沿岸の低地に見られるくらいです。

### 2　気候

１年を通じての平均気温は、15．9℃（最高38．2℃、最低－6．4℃）（平成10年）、年間降水量は2，275．5mm、気温は温和で、都心への交通の便もよく、住居都市として、最適の環境をそなえています。

### 3　面積

新市は東西4．8km北5．6kmわたり、面積は15．8k㎡となっています。土地の利用状況（平成９年度土地利用状況調査）をみると、宅地系は40．3%、農業系は14．5%、商業系は5．2%で全体の約60%を占めています。

### 4　人口

平成12年１月１日現在の住民基本台帳による２市の総人口は179，561人で、平成２年の170，290人と比較すると約5．4%増加しています。

年齢別三階層人口は、平成７年（国勢調査）の年少人口が13．9%、老年人口が12．7%、平成２年（国勢調査）は年少人口15．7%、老年人口9．5%となっており、老年人口の増加が顕著となっています。

## Ⅲ　主要指標の見通し

### 1　人口

#### (1) 総人口

新市の人口は、自然増加人口により増加傾向が続き、平成17年の総人口は、約18万1,000人になるが、その後減少に転ずるものと見込まれます。

#### (2) 年齢別人口

年齢別人口については、総人口の微増傾向が見込まれる中で、年少人口は減少が続き、構成比も低下するものと想定されます。

生産年齢人口についても同様に減少が続き、構成比も低下するものと想定されます。

老年人口については、近年の高齢化の進展に伴って、増加することが見込まれ、平成22年の構成比では、21.7%になるものと想定されます。

#### (3) 就業人口

就業人口については、総人口の微増傾向と同様に、微増傾向が続くものと見込まれます。

このうち第1次産業就業者は、一層の都市化の進展に伴い年々減少し、平成22年には、500人強と想定されます。

第2次産業就業者も、特に製造業の進出計画もないことから、減少することが見込まれ、平成22年には、就業者に占める構成比で20%程度になるものと想定されます。

第3次産業就業者は、経済社会のソフト化の進展により増加し、平成22年には、約7万人で、就業者の78.8%に及ぶものと想定されます。

### 2　世帯

世帯については、人口の微増傾向や核家族化の一層の進行にあわせて、平成22年には8万7,000世帯を上回ることが想定されます。

また、1世帯当たりの人口は、平成22年には2.07人へと減少するものと想定されます。

人口及び世帯の見通し　（単位：人、%）

| 区分 | | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総人口 | | 170,290 | 175,073 | 179,500 | 181,000 | 180,600 |
| 年齢別人口 | 年少人口 0～14歳 | 26,670 | 24,350 | 23,900 | 22,600 | 21,500 |
| | | 15.7 | 13.9 | 13.3 | 12.5 | 11.9 |
| | 生産年齢人口 15～64歳 | 125,709 | 128,384 | 127,700 | 123,600 | 119,900 |
| | | 73.8 | 73.3 | 71.2 | 68.3 | 66.4 |
| | 老年人口 65歳以上 | 16,251 | 22,178 | 27,900 | 34,800 | 39,200 |
| | | 9.5 | 12.7 | 15.5 | 19.2 | 21.7 |
| 就業人口 | | 85,153 | 87,399 | 89,700 | 90,500 | 90,300 |
| | 第1次産業 | 898 | 777 | 717 | 683 | 541 |
| | | 1.1 | 0.9 | 0.8 | 0.7 | 0.6 |
| | 第2次産業 | 23,622 | 21,951 | 21,169 | 20,000 | 18,600 |
| | | 27.7 | 25.1 | 23.6 | 22.1 | 20.6 |
| | 第3次産業 | 60,633 | 64,671 | 67,814 | 69,867 | 71,159 |
| | | 71.2 | 74.0 | 75.6 | 77.2 | 78.8 |
| 世帯数 | | 64,835 | 70,347 | 76,382 | 81,900 | 87,246 |
| 1世帯当り人員 | | 2.63 | 2.49 | 2.35 | 2.21 | 2.07 |

（注）本推計は、「東京都区市町村別人口の予測」をベースに推計した。

## IV 新市建設の基本方針

### 1　新市建設の基本理念

「21世紀を拓き　緑と活気にあふれ　一人ひとりが輝くまち」

21世紀の東京都にはじめて誕生する新市は、やさしさにあふれたゆとりあるまちを目指します。市民の自己実現を応援するとともに、市民参加を積極的に推し進め、希望と調和に満ちたまちづくりを進めます。

### 2　新市の将来像

新市の将来像は、まちづくりの方向性や具体的な目標を示したもので、基本理念を支える柱となるものです。

(1) 地域の中で支えあう福祉のまち

高齢者や障害者など社会的弱者に対して優しいまちを実現します。高齢者や障害者などがゆっくりと散歩できたり、車いすでの外出が一層容易になるようバリアフリーのまちを実現するとともに、就業や社会参加への道も拓き、市民が地域の中でともに支えあう仕組みを整え、だれもが安心していきいきとした生活をおくることができる地域社会を創出します。

(2) 環境にやさしく美しいまち

緑と花にあふれ、市民にやすらぎを提供できるような美しいまちを実現します。市内の公園緑地の拡充を図るとともに、街路の緑を充実させて、市内に残された貴重な自然環境を保全します。さらに、省エネルギーやリサイクルに貢献する仕組みを整え、環境にやさしいまちを創出します。また、環境問題について市民とともに考え行動できるように、学習機能を充実させ、環境にやさしい運動を展開していきます。

(3) 若者を育てるまち

安心して子どもを育てることができる環境を整えるとともに、子どもたち一人ひとりが尊重され、活気に満ちたまちを実現します。幼児期の子育てに対する支援機能を充実させて、子どもをもつ女性が自己実現できる環境を整えます。さらに、幅広い教育問題について相談できる仕組みを整えたり、情報化時代にふさわしい教育環境を整え、青少年の健全な成長を応援するまちを実現します。また、田無・保谷両市の伝統的な文化を次世代に適切に伝える仕組みを整えます。

(4) 安全で快適なまち

道路整備、駅前整備など、市街地整備をさらに進めるとともに、通学環境の安全性向上を図ったり、防災機能を向上させて災害にも強いまちを実現します。また、公園や緑地など子どもたちが安心して遊べる場所を確保したり、スポーツやコミュニティ活動が活発に行われるようなまちを創出します。このように市民の生活環境のさまざまな側面に対して、安全性、利便性、快適性を一層向上させて、暮らしやすいまちを実現します。

(5) さまざまな産業が育つまち

新しい事業や企業が育ちやすいまちを実現します。さらに、地域商業を発展させ、にぎわいと活気のあるまちを実現したり、将来的に発展が期待されるテレワーク等に対応したまちづくりを進め、地域間競争にも耐えられるようなまちを実現します。

(6) 市民が参加する活力あるまち

行政と市民が共に考え、共に行動することができるように、市民がまちづくりに積極的に参加できる仕組みを整えます。行政と非営利団体との適切な役割分担の実現、

非営利団体への支援拡充、情報公開制度の拡充などにより、幅広い市民の意見が反映されるまちを実現します。

3　将来像を実現するための基本的な考え方

(1) 市民参加のまちづくり

計画段階から市民の意向を取り入れたり、地域のボランティア団体などとも協力しながら、市民参加型のまちづくりを進めます。

積極的に情報を開示し、市民と行政が協力して問題の解決に当たります。

生活者である市民の意向を的確に把握できる仕組みを一層充実させながら、まちづくりを進めます。

(2) 生活圏を重視したまちづくり

地域に密着したまちづくりを進めていきます。均等な行政サービスを提供したり、公共施設の統廃合による余剰施設の有効活用を図るうえからも、各地域の生活圏を考え、公共施設の分散配置によるまちづくりを進めます。

(3) 仕組みを重視したまちづくり

既存施設の有効な利用を図ったり、地域のボランティア活動など市民の自主的活動を積極的に応援するため、仕組みづくりを重視したまちづくりを進めます。

(4) 重点施策によるまちづくり

まちづくりの将来像を早期に重点的に実現するため、重点施策を計画して、新市のまちづくりを進めます。

## Ⅴ　新市の施策

「21世紀を拓き　緑と活気にあふれ　一人ひとりが輝くまち」の実現を図るため将来像（基本理念を支える６つの柱）に対応した施策及び重点施策は次のとおりです。

◇将来像に対応した施策の体系◇

- 地域の中で支えあう福祉のまち
  - 福祉施策の充実
  - 健康の保持・増進
  - 住環境の改善
- 環境にやさしく美しいまち
  - 公共緑化の推進
  - 民有地緑化の推進
  - 環境対策の充実
  - ごみの減量化・資源化
- 若者を育てるまち
  - 学校教育の充実
  - 社会教育・生涯学習の充実
- 安全で快適なまち
  - 道路の整備
  - 放置自転車対策
  - 公共交通の拡充
  - 駅周辺の整備
  - 庁舎整備
  - 防災対策の充実
  - スポーツ施設の整備
- さまざまな産業が育つまち
  - 商工業・農業の育成
- 市民が参加する活力あるまち
  - 市民との協働及び支援
  - 市民参加の推進と情報の公開
  - 女性の自立と社会参加
  - コミュニティの形成

◇重点施策◇

**（仮称）合併記念公園の整備**

（通称）東大原子核研究所の移転に伴い、その跡地を購入し、新市誕生に伴うシンボル的な公園として整備します。

**コミュニティバスの運行**

交通不便地域を解消し、公共施設へのアクセスの改善を図り、両市民の交流を促進するためコミュニティバスの運行を拡充します。また、鉄道駅への接続性の向上により利便性を高め、乗車人員の増加及び商店街への一層の誘客を図ります。

**地域情報化の推進**

市民サービスの向上や市民参加を進めるため、公共施設や図書の予約システムを導入したり、ホームページの充実を図ることにより生涯学習情報や市の施策についての関連情報について積極的に市民へ公開していきます。

**ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進**

市域が入り組んでいたため、一体的な整備が難しかった、ひばりヶ丘駅周辺を総合的に整備することにより、にぎわいのある活力あるまちづくりを推進します。

## 1　地域の中で支えあう福祉のまち

### (1) 福祉施策の充実

#### ① 高齢者福祉の充実

援護を必要とする高齢者（ひとりぐらし、高齢者のみ世帯、痴呆性高齢者等）が住みなれた地域において、自立した生活を送れるようにするには、在宅福祉を基調とした施設サービスの充実のほか、保健・医療・福祉のネットワーク化、行政組織の整備を図る必要があります。

このため、基幹型在宅介護支援センターの設置や、介護ボランティア団体間のネットワークの構築、保健福祉総合相談の一層の充実に努めます。また、ＮＰＯやボランティアとの協働を基本に地域で支え合うまちづくりを推進します。

#### ② 児童福祉の充実

核家族化の進展やコミュニティの希薄化、子育てと仕事の両立問題など、子育てに対する不安や精神的・身体的負担はさらに増大するものと考えられます。

このような中で、子どもを安心して生み、健やかに育てられる環境づくりが求められており、子育てに関わる施策を総合的・計画的に推進する必要があります。特に、施設保育では応じきれない緊急時などの保育需要については、かつては、血縁、地縁の中で対応してきましたが、近年の核家族化や都市化等により、依存できない状況となっています。

このため、急な残業や子どもの急病時などにおける変則的な保育ニーズに対応できるよう、保育を援助する側とされる側の会員制組織であるファミリー・サポート・センター事業を実施します。また、将来的には、子育てに関する相談、情報提供、サービス提供などを総合的に展開する子ども家庭支援センターの建設についても検討します。

#### ③ 障害者福祉の充実

障害者が住みなれた地域の中で生きがいある生活を送ることができるよう障害者福祉施策を総合的、計画的に進めていく必要があります。

このため、既存の施設の見直しを含め、新たな障害者福祉センターの建設や障害者福祉を中心とした社会福祉法人の設立について、余剰公共施設の有効活用を含めて検討します。

なお、できるだけ早く障害を発見し、早い段階から治療・療育に努めることにより、障害のある子どもたちが安心して成長していける環境を整えるため「こどもの発達支援センター」を建設します。

### (2) 健康の保持・増進の対策

健康な身体は豊かな生活を営む基盤であり、人々の健康づくりに対する関心は年々高まっています。人生80年時代を、介護の必要なく健康で安心して過ごすことができる施策の展開が要請されています。

このため、市民、専門家、行政で構成する健康づくり推進協議会において、スポーツ・レクリエーション、相談機能、予防など健康づくりに関する事業を総合的・体系的に実施できるよう健康づくり推進プランを策定します。

### (3) 住環境の改善

#### ① 住宅の確保

老朽化した東伏見及び泉町の市営住宅の建て替えを進め、高齢者住宅、障害者向け住宅を確保し、土地の高度利用と不燃化による住環境の向上を図ります。また、社会

福祉法人やＮＰＯ、地域の活動団体等の協力を得ながら、痴呆性高齢者、知的障害者及び精神障害者のグループホームの整備を進めます。なお、都営住宅等の建て替えに当たっては高齢者等の住宅や公共公益施設の整備について要請します。

② 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障害者等すべての人が住みなれた地域の中で生きがいを持ち安心してくらすことができるよう福祉のまちづくりを進めます。

生活の場と社会参加の場を結ぶ道路や交通機関を安全に利用できるように整備を図ります。特に歩車道の段差解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置、駅舎へのエレベーター、エスカレーターの設置を進めるとともに、福祉のまちづくり条例を制定し公共公益施設だけでなく民間の建築物についてもバリアフリー化への誘導策を講じます。

【主要事業】　（単位：百万円）

| 施策名 | 主要事業の概要 | 概算事業費 |
|---|---|---|
| 福祉施策の充実 | ○基幹型在宅介護支援センターの設置<br>○ファミリー・サポート・センターの設立<br>○病児保育室の設立<br>○芝久保児童館・学童クラブの建替<br>○しもほうや保育園、やぎさわ保育園の改修工事<br>○子ども家庭支援センターの建設について検討<br>○こどもの発達支援センターの建設<br>○障害者福祉センターの整備について検討 | 2, 415 |
| 健康の保持・増進 | ○健康づくり推進プランの策定<br>○予防事業等の拡充 | 121 |
| 住環境の改善 | ○高齢者・障害者向け住宅の確保<br>○痴呆性高齢者等グループホームの整備<br>○福祉のまちづくりの推進 | 2, 576 |

2　環境にやさしく美しいまち

(1) 公共緑化の推進

公園緑地は、都市の安全性の確保や良好な景観を備えた地域環境の形成、スポーツ、レクリエーション活動の場の提供など重要な役割を果たすほか、災害時においては、避難場所としての役割を持っています。

このため、（通称）東大原子核研究所跡地を新市の拠点となる総合公園（（仮称）合併記念公園）として整備します。さらに、市民農園やスポーツ公園等の特色のある公園や総合公園等の整備を進めるとともに、買い取りの申し出のあった解除生産緑地や雑木林、屋敷林等を計画的に買い取り、緑の保全に努めます。また、道路の整備に合わせポケットパーク（まちかど庭園）の整備も進めます。なお、既存の公園については、水飲み場やトイレを設置し、より使いやすく改修したり、市民と協働で花いっぱい運動を進めます。

(2) 民有地緑化の推進

緑の保全と民有地緑化を推進するため、生垣設置助成や苗木の配布、一定規模以上の宅地等開発行為に対する緑化指導を引き続き進めます。また、一定規模以上の樹木を登録し、不必要になったとき公共施設へ移植したり法人や個人に斡旋する事業としてグリーンバンク制度を創設します。

(3) 環境対策の充実

21世紀の社会は、環境と共生したまちづくりが求められています。

このため新市においても、循環型社会の仕組みの確立に向け、現況の生活環境・自然環境等の調査を実施のうえ、環境基本条例を制定するとともに、環境施策を総合的かつ計画的に進めるための指針となる環境基本計画を策定します。

(4) ごみの減量化・資源化

ごみの減量化・資源化は社会的な課題となっており、市民、民間事業者などの理解と協力を得ながら地域全体で取り組まなくてはならない問題です。

このため、生ごみの堆肥化・減量化の方策を検討します。また、家庭から搬出される家具などの不用品を低廉な価格で販売するリサイクルプラザを建設し、循環型社会構築のための啓発活動を推進します。

【主要事業】　(単位：百万円)

| 施策名 | 主要事業の概要 | 概算事業費 |
|---|---|---|
| 公共緑化の推進 | ○公園広場の整備<br>○ (仮称) 合併記念公園の整備 | 21,555 |
| 民有地緑化の推進 | ○グリーンバンクの設立 | 81 |
| 環境対策の充実 | ○環境基本計画の策定 | 30 |
| ごみの減量化・資源化 | ○リサイクルプラザの建設 | 1,696 |

3　若者を育てるまち

(1) 学校教育の充実

① 学校施設の整備

建築から一定年数を経過し、老朽化した校舎、体育館について、改築、改修を推進して良質な教育環境を確保するとともに、災害時の避難場所としての機能を保持します。

② 学校給食の充実

豊かな食生活の追求や安全性の向上及び家庭食との違和感をなくすうえから、小学校給食において使用している食器を強化磁器食器に改善します。

また、中学校給食について、賛成・反対など様々な意見があることから、市民や専門家等と共に給食の是非や適切なあり方について検討します。

③ 教育環境の充実

学校不適応等による不登校児・生徒に対応するため、学校教育相談の体制や教育相談等の整備を図り、一人ひとりの児童・生徒の抱える不安や悩みを把握し、関係機関等との緊密な連携のもとに、早期に不安や悩みを解消できるよう相談機能の充実を図ります。

また、特色ある学校づくりを推進するため、外部講師など地域の人材の把握に努めるとともに、その人材の活用を図るほか、高度情報化社会に対応できるようインターネットへの利用環境を整備します。

(2) 社会教育・生涯学習の充実

生涯にわたって学習を継続していくことは、生きがいのある充実した人生を送るためにぜひとも必要なことです。市民のだれもが、いつでもどこでも自発的な文化・学習活動の意欲を充足することができるよう、社会教育施設の充実に努めます。

両市の歴史資料や文化財・遺跡等の出土品、市内に残されている民具・農機具等の収集保存並びに両市合併に関する資料の展示保存を行うため、郷土資料館（(仮称) 合併記念館）の設置や青少年の健全な育成を図るため、将来的には青少年センターのような

場の提供についても余剰公共施設の有効活用を含めて検討します。

【主要事業】　（単位：百万円）

| 施策名 | 主要事業の概要 | 概算事業費 |
|---|---|---|
| 学校教育の充実 | ○小・中学校の施設整備<br>○青嵐中学校校舎建替<br>○西原地区小学校統合事業<br>○通級学級の開設<br>○小学校給食の食器改善<br>○中学校給食の検討<br>○教育相談機能の充実<br>○特色ある教育の実現 | 9,251 |
| 社会教育・生涯学習の充実 | ○郷土資料館の整備について検討<br>○青少年センターの整備について検討 | ―――― |

4　安全で快適なまち

(1) 道路の整備

周辺市区との連絡及び通過交通による混雑緩和を図るため、都道の整備を要請するとともに、都市計画道路の整備を推進します。また、市道についても円滑な利用と市民の安全を確保するための拡幅整備や管理体制の強化を図るため、市道整備基金を創設し計画的に整備を進めます。

(2) 放置自転車対策

歩行者の通行の妨げとなっている駅周辺における放置自転車対策を引き続き推進します。このため、放置自転車が特に多い、ひばりヶ丘駅南口の放置自転車対策について早期に取り組みます。

(3) 公共交通の拡充

交通不便地域の解消と公共施設への利便性の向上を図り、両市民の交流を促進するため、コミュニティバスの運行を拡充します。なお、拡充に当たっては、鉄道駅への接続性を向上させ乗車人員の増加と商店街への誘客に努めるとともに、バスロケーションシステムなどの導入について検討し、利用者の利便性の向上を図ります。

(4) 駅周辺の整備

① 保谷駅南口地区市街地再開発事業

保谷駅南口地区について、再開発ビル建設（小規模店舗及び住宅の集約）及び駅前広場の整備により快適で安全な歩行者空間を確保した買物環境の整備を図り駅前にふさわしい良好な環境を形成します。

② ひばりヶ丘駅周辺まちづくり事業

市域が入り組んでいたため、これまで一体的な整備を行うことが難しかった、ひばりヶ丘駅周辺地域の総合的な整備を中長期的に推進していきます。市民、事業者、行政が連携して、にぎわいのある商業地整備の検討を進めるとともに自転車駐車場の整備、道路整備、公共施設の整備などを進めます。

③ 田無駅南口景観整備事業

田無庁舎への玄関口である田無駅南口について、新市の一方の中心核としてふさわしい景観を創設するための整備を行います。

(5) 庁舎整備

新市においては、当面、新庁舎を建築することなく現在の田無庁舎、保谷庁舎を有効

活用する方針に基づき、庁舎の増改築、改修、敷地内及びその周辺の整備、緑化などにより市民サービスの向上及び行政水準の均衡を図ります。

(6) 防災対策の充実

災害時において新市の市民、行政、関係機関が一体性をもって活動することができるよう、新市の地域防災計画等を策定します。また、災害時における情報連絡網の充実を図るため防災無線の増設や防災行政無線の配置等の見直しによる整備や防火貯水槽の設置、緊急物資の充実についても計画的に進めます。

(7) スポーツ施設の整備

市民の余暇や生涯学習に対する需要に応えるため、老朽化した田無市民体育館の建替えを行う際には、多目的体育室、武道場などのスポーツ施設の充実に努めます。

【主要事業】 (単位：百万円)

| 施策名 | 主要事業の概要 | 概算事業費 |
|---|---|---|
| 道路の整備 | ○都市計画道路の整備<br>○市道の整備<br>○市道整備基金の創設 | 3, 742 |
| 放置自転車対策 | ○自転車駐車場設置事業 | 461 |
| 公共交通の拡充 | ○コミュニティバスの運行<br>○公共交通バスロケーションシステムの導入の検討 | 711 |
| 駅周辺の整備 | ○ひばりヶ丘駅周辺まちづくりの推進<br>○保谷駅南口地区市街地再開発事業<br>○田無駅南口景観整備事業 | 8, 770 |
| 庁舎整備 | ○田無庁舎・敷地整備事業<br>○保谷庁舎・敷地整備事業 | 1, 328 |
| 防災対策の充実 | ○地域防災計画等の策定<br>○防火貯水槽の設置<br>○緊急物資の充実<br>○地域防災無線の増設工事<br>○防災行政無線の整備 | 1, 543 |
| スポーツ施設の整備 | ○田無市民体育館の建替 | 1, 006 |

5 さまざまな産業が育つまち

(1) 商工業・農業の育成

モータリゼーションの普及や大型店舗の郊外進出などの影響により商店街の空洞化が進み、地域経済全体の活力低下が心配されています。また、高齢者や障害者にとっても商店街の衰退は、買い物を不便としたり、地域との交流を希薄なものとしてしまいます。こうしたことから、中心市街地活性化事業の導入について検討します。

また、コミュニティＦＭやＣＡＴＶを利用したインターネットなどの地域における高度情報通信資源を活用した新たな産業を育成するため、起業支援、テレワークセンターの整備などについて検討します。

なお、中小企業事業融資あっせん制度の活用等により、中小企業の振興策を展開するとともに、都市農業の振興や保全に努めるなど地域産業の育成を引き続き推進します。

6 市民が参加する活力あるまち

(1) 市民との協働及び支援

福祉分野や文化活動などをはじめとして、市民の非営利活動は、日常生活の上で不可欠なものとなっています。

こうした活動を一層促進していくため、ＮＰＯとの協働のあり方の検討や、事務環境の整備などの支援について余剰公共施設の有効活用を含めて検討します。

(2) 市民参加の推進と情報の公開

これからのまちづくりは、市民の意見やニーズ等を的確に把握し、それを適切に反映させていくことが重要です。市民と行政が協力してまちづくりが実施できるよう、各種の計画づくりや事業の選定に際して、関連情報を積極的に市民へ公開していくことが求められます。

このため、ホームページや広報紙を活用して情報開示を進めるとともに、情報公開コーナーの充実を図り、行政情報を市民と共有します。

(3) 女性の自立と社会参加

男女が性別にとらわれることなく、さまざまな分野で共同して社会参加を果たし、男女平等の理念に支えられた豊かな地域社会を築くことが求めらます。

このため、女性施策専任組織を中心として、男女平等感に立った社会参加を促進するため積極的な啓発活動等を推進します。また、女性の自立に向けての資料コーナーや相談室、カウンセラーの配置、講座のできる会議室などを備えた女性センターの設置についても余剰公共施設の有効活用を含めて検討します。

(4) コミュニティの形成

地区会館や市民集会所、コミュニティセンターなどを核とした、地域コミュニティ醸成のための環境整備を進めます。

【主要事業】　（単位：百万円）

| 施策名 | 主要事業の概要 | 概算事業費 |
|---|---|---|
| 市民との協働及び支援 | ○非営利活動団体（NPO）等との協働及び支援<br>○合併市町村振興基金の設置 | 2,200 |
| 市民参加の推進と情報の公開 | ○地域情報化の推進 | 819 |
| 女性の自立と社会参加 | ○男女平等の推進<br>○女性センターの整備について検討 | 33 |
| コミュニティの形成 | ○（仮称）上向台地区会館の建設<br>○（仮称）東伏見コミュニティセンターの建設 | 608 |

## Ⅵ　新市における東京都事業の推進

### 1　東京都の役割

新市のまちづくりにおいては、多摩地域の中でも公園、河川、道路などの都市基盤整備の遅れが目立っており、今後これらの計画的な整備が重要となっています。東京都は、新市と連携しながら、これらの事業の推進に向けて積極的に取り組んでいきます。

また、合併に伴う緊急かつ特殊な財政需要について、合併支援特別交付金により財政支援を行います。

### 2　新市における東京都事業

#### (1) 都市公園の整備

新市の一人当たりの公園面積は、多摩地域の中でも下位にあり、公園整備は新市のまちづくりの中でも重要課題の一つになっています。

東京都は、平成１１年２月に都市計画変更を行った東伏見都市計画公園について、住民交流及び憩いやうるおいの拠点として、また、災害時における避難場所などの防災拠点として整備します。

#### (2) 河川の整備

東京都は、水害から都民の生命と暮らしを守るとともに、うるおいある水辺の形成や自然環境の保全・回復を図り、安全で快適な都市環境を創造することを目的に事業を推進してきました。

新市の南部を東西に流れる石神井川についても、これまで、河道改修や調節池の設置を行うことにより、水害の軽減を図ってきました。

現在、新市の下流端にあたる溜渕橋から弥生橋間590mにおいて事業中であり、この区間の上流についても、事業の進展状況を踏まえながら順次、事業化していきます。

また、事業の実施に当たっては、新市の重要課題である、新市における貴重な緑の基本軸形成のため、新市と十分な連携を図り、うるおいある水辺の形成や自然環境の保全・回復を進めていきます。

#### (3) 道路の整備

東京都は、都市機能の確保、地域環境の保全、都市防災の強化都市空間の確保を基本目標として、これまで都市計画道路の整備を推進してきました。新市は急速な都市化などにより、多摩地域の中でも歩道のない狭隘な道路も多く、道路整備をはじめとした都市基盤整備は重要課題となっています。

また、ひばりヶ丘駅周辺は、新市のまちづくりの中で重点施策に位置づけられ、駅周辺の交通の円滑化が課題の一つとなっています。

東京都においては、今後も、新市と連携を図りながら、都市計画道路の計画的な整備を行うとともに、既設の都道についても歩道を整備し、歩行者の安全確保を図っていきます。

## Ⅶ　公共施設の統合整備

地域で重複する公共施設については、市域全体のバランスを考慮し統合整備します。なお、統合整備にあたっては、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮します。

## Ⅷ　財政計画

### 1　前提条件

財政計画は、新市として歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績等により、今後も健全に財政運営を行うことを基本に算定し、合併による歳出の削減効果・市民負担の軽減・サービス水準の向上等を反映させて普通会計ベースで策定しました。なお、歳入・歳出の主な前提条件は次のとおりです。

（歳　入）

(1) 地方税

地方税については、今後の経済の見通しをふまえ、現行税制度を基本として算定し、合併による市民負担の軽減を見込んでいます。

(2) 地方交付税

普通交付税については、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定し、合併に係る交付税措置を見込んでいます。

(3) 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績等により算定し、合併による市民負担の軽減を見込んでいます。

(4) 国庫支出金・都支出金

国庫支出金及び都支出金については、一般行政経費分は過去の実績等により算定し、新市建設計画事業分を加えました。さらに、合併に係る財政支援（合併市町村補助金・合併支援特別交付金）を見込んでいます。

(5) 繰入金

繰入金については、年度間の財源を調整するための財政調整基金を効率的に活用していくと共に、両市の公共施設整備基金、都市計画事業基金、学校施設整備基金、社会教育施設整備基金、福祉施設整備基金及び緑化基金を「（仮称）まちづくり施設整備基金」として統合し、まちづくり事業に活用しています。

(6) 地方債

地方債については、新市建設計画事業に伴う合併特例債・通常債及び減税補てん債を算定し、平成16年度には平成７年度・８年度借入分の減税補てん債の一括償還に伴う借換債を見込んでいます。

（歳　出）

(1) 人件費

人件費については、合併後退職者の補充を抑制することによる一般職職員の削減及び合併による特別職職員の減を見込んでいます。

(2) 物件費

物件費については、過去の実績等により算定し、新市建設計画事業分を加えました。また、合併による事務経費の削減効果を見込んでいます。

(3) 扶助費

扶助費については、過去の実績等により算定し、さらに、合併によるサービス水準の向上による影響を見込んでいます。

(4) 補助費等

補助費等については、過去の実績等により算定し、さらに、合併によるサービス水準の向上による影響を見込んでいます。

(5) 公債費

公債費については、平成12年度までの地方債に係る償還予定額に、平成13年度以降の新市建設計画事業等に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定しています。

(6) 積立金

積立金については、合併後の市町村の振興のための「合併市町村振興基金」及び新市建設計画事業の「市道整備基金」の創設に伴う基金積立のほか、「(仮称) まちづくり施設整備基金」への基金積立を見込んでいます。

(7) 繰出金

国民健康保険特別会計及び下水道事業特別会計への繰出金については、現行の水準がそのまま推移するものとして算定しています。

(8) 普通建設事業費

普通建設事業費については、新市建設計画事業及び計画事業以外の普通建設事業を見込んでいます。

2　歳　　入　　（単位：百万円）

| 区　　分 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地　方　税 | 27,922 | 28,244 | 28,365 | 28,491 | 28,621 | 28,755 | 28,891 | 29,031 | 29,172 | 29,316 |
| 地方譲与税 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 |
| 利子割交付金 | 825 | 330 | 330 | 330 | 330 | 330 | 330 | 330 | 330 | 330 |
| 地方消費税交付金 | 1,580 | 1,595 | 1,611 | 1,628 | 1,644 | 1,660 | 1,677 | 1,693 | 1,710 | 1,728 |
| 自動車取得税交付金 | 326 | 326 | 326 | 326 | 326 | 326 | 326 | 326 | 326 | 326 |
| 地方特例交付金 | 1,272 | 1,280 | 1,289 | 1,298 | 1,306 | 1,315 | 1,325 | 1,333 | 1,342 | 1,351 |
| 地方交付税 | 5,210 | 6,114 | 6,300 | 6,437 | 6,937 | 7,097 | 7,215 | 7,343 | 7,481 | 7,571 |
| 交通安全対策特別交付金 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 |
| 分担金及び負担金 | 514 | 533 | 552 | 572 | 592 | 614 | 636 | 659 | 682 | 707 |
| 使用料及び手数料 | 361 | 375 | 390 | 425 | 441 | 463 | 498 | 516 | 535 | 555 |
| 国庫支出金 | 4,280 | 5,573 | 5,453 | 4,649 | 5,297 | 5,072 | 4,951 | 5,368 | 5,708 | 5,709 |
| 都支出金 | 8,113 | 7,548 | 7,260 | 7,355 | 7,234 | 5,920 | 6,010 | 6,356 | 6,572 | 6,698 |
| 財産収入 | 98 | 97 | 88 | 86 | 3,320 | 86 | 88 | 89 | 94 | 100 |
| 繰入金 | 2,376 | 2,929 | 1,111 | 530 | 156 | 161 | 114 | 114 | 114 | 114 |
| 諸収入 | 1,117 | 1,102 | 1,102 | 1,102 | 1,102 | 1,102 | 1,102 | 1,102 | 1,102 | 1,102 |
| 地方債 | 8,569 | 7,422 | 3,307 | 9,513 | 5,256 | 2,456 | 2,181 | 2,987 | 3,391 | 2,190 |
| 歳入合計 | 62,862 | 63,767 | 57,783 | 63,041 | 62,861 | 55,656 | 55,643 | 57,546 | 58,858 | 58,096 |

3　歳　　出

（単位：百万円）

| 区　　分 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人　　件　　費 | 13,891 | 13,774 | 13,602 | 13,855 | 12,753 | 13,282 | 13,560 | 12,604 | 12,016 | 11,778 |
| 物　　件　　費 | 8,232 | 8,310 | 8,288 | 8,468 | 8,704 | 8,798 | 8,927 | 9,057 | 9,143 | 9,231 |
| 維　持　補　修　費 | 241 | 246 | 251 | 256 | 261 | 266 | 272 | 277 | 283 | 288 |
| 扶　　助　　費 | 6,876 | 7,148 | 7,425 | 7,719 | 8,025 | 8,343 | 8,674 | 9,018 | 9,375 | 9,748 |
| 補　助　費　等 | 7,599 | 8,128 | 8,144 | 8,377 | 8,447 | 8,660 | 8,570 | 8,721 | 8,710 | 8,813 |
| 公　　債　　費 | 3,458 | 3,778 | 3,771 | 8,128 | 7,196 | 4,307 | 4,251 | 4,300 | 4,183 | 4,229 |
| 積　　立　　金 | 2,223 | 23 | 14 | 10 | 1,010 | 561 | 611 | 1,552 | 2,336 | 3,084 |
| 投資及び出資金・貸付金 | 758 | 758 | 758 | 758 | 758 | 758 | 758 | 758 | 758 | 758 |
| 繰　　出　　金 | 6,644 | 6,757 | 6,863 | 6,960 | 7,061 | 7,167 | 7,279 | 7,397 | 7,521 | 7,652 |
| 普通建設事業費 | 12,940 | 14,845 | 8,667 | 8,510 | 8,646 | 3,514 | 2,741 | 3,862 | 4,533 | 2,515 |
| 歳　出　合　計 | 62,862 | 63,767 | 57,783 | 63,041 | 62,861 | 55,656 | 55,643 | 57,546 | 58,858 | 58,096 |

## 5　合併協定書

### 1　合併の方式

田無市及び保谷市を廃し、その区域をもって新しい市を設置する合体合併とする。

### 2　合併の期日

合併の期日は、平成13年１月21日とする。

### 3　新市の名称

新市の名称は、西東京市とする。

### 4　新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、田無市南町五丁目６番13号とする。

現在の田無市役所を田無庁舎、現在の保谷市役所を保谷庁舎と呼称する。

### 5　財産の取扱い

２市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

### 6　市議会議員の定数及び任期の取扱い

２市の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号。以下「合併特例法」という。）第７条第１項第１号の規定を適用し、合併後２年間引き続き新市の議会の議員として在任する。

### 7　農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

市に１つの農業委員会を置き、２市の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第８条第１項第１号の規定を適用し、合併後１年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

### 8　一般職の職員の身分の取扱い

(1)　２市の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

(2)　職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(3)　職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。

(4)　給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。

### 9　特別職の職員の身分の取扱い

(1)　市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。

(ｱ)　任期は、各法令の定めるところによる。

(ｲ)　報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

(2)　議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。

(3) 行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。
報酬は、現行報酬額をもとに調整する。
(4) 審議会・委員会等の附属機関は、次のとおり取扱うものとする。
(ｱ) 現に両市で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
(ｲ) 一方の市にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。
(ｳ) 人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。
(5) その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

10 町名の取扱い

町名の取扱いについては、２市の町名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一町名の本町については、田無市の本町を田無町（たなしちょう）に、保谷市の本町を保谷町（ほうやちょう）に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘三丁目に統合する。

11 慣行の取扱い

(1) 市章は、新市において、調整する。
(2) 市の木、花、鳥は、新市において、調整する。
(3) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。

12 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。
(1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの
(2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
(3) 合併後、逐次制定し、施行させるもの

13 組織及び機構の取扱い

新市の組織・機構は、当面両庁舎の有効活用を図ることを前提に、定員管理の適正化を図りつつ、「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、順次段階を追って整備するものとする。このため、新市発足後は、当面次の２段階の措置をとるものとする。なお、出先機関は、当面現行のまま存続するものとする。

また、教育委員会等の行政委員会の委員については、関係法令の定めに従い調整する。

(1) 合併時における組織は、両市の現行組織を基礎として原則そのままの形で統合する。
(2) 平成13年４月からは、議会事務局のほか、市長部局９部、教育委員会部局２部の範囲内の新体制とし、課及び係を再編整備する。

＜新市における組織・機構の整備方針＞

① 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構

② 市民の声を適正に反映することができる組織・機構
③ 市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構
④ 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構
⑤ 簡素で効率的な組織・機構

14 一部事務組合等の取扱い

(1) 一部事務組合については、２市は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

(2) 協議会については、２市は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。

15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

(1) ２市に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

(2) ２市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。

(3) ２市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。

(4) ２市独自の団体は、現行のとおりとする。

16 消防団の取扱い

消防団は、合併時に統合する。

17 地方税の取扱い

２市で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である百分の14．7を基本とする。ただし、課税の特例措置として、地方税法に定める法人等の区分により区分した次に掲げる法人等については、それぞれ定めた税率による。

(ｱ) 資本金等が１億円以下の法人等

百分の12．3

(ｲ) 資本金等が１億円を超え10億円以下の法人等

百分の13．5

(2) 都市計画税の税率は、百分の0．24とする。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。

(3) 固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。

18 使用料、手数料等の取扱い

２市で差異のある使用料、手数料等については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 学校施設使用料及び公園使用（占用）料については、田無市の例による。

(2) 清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。
(3) 事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。
(4) 保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。
(5) 学童クラブ育成料及び間食費については、田無市の例により調整する。

19 下水道使用料の取扱い

下水道使用料については、合併する年度及び翌年度に限り不均一とし、この間に料金統一の基本方針を定め、合併する年度の翌々年度より新料金を設定するものとする。

20 補助金の取扱い

2市の補助金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、両市で進めてきた補助金の見直しの視点を踏まえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う。当面次のように取扱う。
(1) 両市で同一或いは同種の団体に対する補助金は、団体の意向、協力を求めつつ統合等の推進も考慮し調整を図る。
(2) 一方の市のみにある団体に対する補助金は、制度の経緯、実績を踏まえ新市において調整を図る。
(3) 両市で同一或いは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整を図る。
(4) 一方の市でのみ実施している補助金は事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を図る。

21 国民健康保険制度の取扱い

国民健康保険制度の中で2市で差異のあるものについては、次のとおり取扱うものとする。
(1) 賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。
(2) 保険料率は、田無市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度はそれぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、合併する年度の翌々年度より新保険料率を設定するものとする。
(3) 納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。

22 介護保険制度の取扱い

介護保険制度の中で2市で差異のあるものについては、次のとおり取扱うものとする。
(1) 第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、新市において保険料統一の検討を行い、合併年度の翌年度より新保険料を設定する。ただし、合併年度については、それぞれ旧市の例による。

(2) 第１号被保険者の普通徴収の納期、国民健康保険に加入している第２号被保険者の納期については、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。

23　電算システムの取扱い

当面両市の既存の電算システム（ホストコンピュータ及びシステム）を有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。ただし、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。

24　各種事務事業の取扱い

各種事務事業については、以下の事務事業の一元化の考え方を基に、調整を図るものとする。

(1) 新市に移行する際、市民生活に支障のないよう、速やかな一体性の確保に努める（一体性確保の原則）。

(2) 市民サービス及び市民福祉の向上に努める（市民福祉向上の原則）。

(3) 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める（負担公平の原則）。

(4) 新市において健全な財政運営に努める（健全な財政運営の原則）。

(5) 行政改革の観点から事務事業の見直しに努める（行政改革推進の原則）。

(6) 自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める（適正規模準拠の原則）。

各種事務事業の方針については、別紙のとおりとする。

25　新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

別　紙

| | 事　務　事　業　名 | 調　整　方　針 |
|---|---|---|
| 企画・総務関係 | 基本構想に関すること | 新市において策定する。 |
| | 行財政改革大綱に関すること | 新市に移行後、一本化を図り、継続して促進する。 |
| | 広報紙等に関すること | 発行日は毎月１日、１５日を継続する。 |
| | 市勢要覧その他広報刊行物の発行に関すること | 新市移行後、早急に発行する。 |
| | 行政情報の提供(ＦＭ放送・テレホンガイド)に関すること | 合併後も共に広報媒体として活用する。 |
| | 市民の法律相談に関すること | 合併後も現行の内容を継続して実施する。 |
| | 市長の資産等の公開に関すること | 新市において、同一の内容で制度化を図る。 |
| | 名誉市民に関すること | 新市に移行後、速やかに制度化を図る。 |
| | 市(功労者)表彰に関すること | 新市に移行後、速やかに制度化を図る。 |
| | 選挙関係事業に関すること | 投票区域については、当面現行のまま継続する。ただし、極力速やかに人口分布及び地域を考慮し検討する。 |
| | 地方債に関すること | 現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| | 債務負担行為に関すること | 現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| | 指定金融機関に関すること | 両市の指定金融機関の中から両市長が協議して定める。 |
| | 郵便局口座振替処理に関すること | 保谷市の例により調整する。 |
| | 公文書開示・公文書公開に関すること | 新市において、田無市の基準で制度化を図る。 |
| | 個人情報の保護に関すること | 新市において、保谷市の基準で制度化を図る。 |
| | 非核平和関係事業に関すること | 新市に移行後、速やかに調整する。 |
| | 平和の日に関すること | 現行のまま、新市に継続する。 |
| 教育関係 | 教育委員会表彰に関すること | 新市に移行後、速やかに制度化を図る。 |
| | 通学区域に関すること | 当面、現行のままとするが、市境の地域については、弾力的運用に努める。また、児童生徒数の動向を踏まえ、新市において速やかに小・中学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。 |
| | 児童・生徒の就学援助等に関すること | 国、都制度のため、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、準要保護関係については、田無市の例により調整する。 |
| | 学校給食に関すること | 小学校給食の実施方法については、当面、現行のまま継続するが、新市において、速やかに基本的な方針を定める。中学校牛乳給食については、過去の経緯等に配慮しつつ今後調整する。 |
| | 児童・生徒の健康管理に関すること | 合併後も現行の内容を継続して実施する。 |
| | 就学時健康診断に関すること | 合併後も現行の内容を継続して実施する。 |
| | 生涯学習推進計画に関すること | 新市において、新たに策定する。 |
| | 青少年の健全育成に関すること | 新市において事業全般のあり方を調整する。 |
| | 集会所等に関すること | 現行のまま新市へ引き継ぐ。 |
| | その他社会教育事業に関すること | 当面、現行の内容を継続し、新市においてそのあり方を検討する。 |
| | 文化財の保護に関すること | 現行のまま新市へ引き継ぐ。 |
| | 社会体育施設に関すること | 運営については、当面現行のとおりとする。ただし、財団法人保谷市文化・スポーツ振興財団の活用を今後検討する。 |
| | 体育・スポーツ及びレクリエーション事業に関すること | 当面、現行のまま事業を実施する。ただし、財団法人保谷市文化・スポーツ振興財団の活用を今後検討する。 |
| | 学校施設開放に関すること | 合併後も現行の内容を継続して実施する。 |
| | 公民館に関すること | 公民館については、「地区館－分館」方式とし、田無地区・保谷地区に各々一つの地区館と二つの分館を置く。 |
| | 図書館に関すること | 図書館については、中央図書館を中央館とし、その他の館を地域館とする。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 菅平少年自然の家（田無山荘）に関すること | 菅平少年自然の家については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 |
| 生活環境関係 | 地域防災計画に関すること | 新市において新たに策定する。 |
| | 総合防災訓練に関すること | 合併後も現行の内容を統一して実施する。 |
| | 防災行政無線の運用に関すること | 合併後も現行の内容を統一して実施する。 |
| | 災害見舞金支給事務に関すること | 両市で同一であるため現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| | 災害弔慰金等の支給事務に関すること | 両市で同一であるため現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| | 緊急初動態勢に関すること | 新市に移行後、速やかに調整する。 |
| | ゴミゼロキャンペーン(運動)市内一斉清掃事業に関すること | 合併後も現行の内容を統一して実施する。 |
| | 自転車駐車場及び放置自転車等に関すること | 合併後も現行の内容を継続して実施する。ただし、撤去自転車の保管料については、田無市の例により調整する。 |
| | ごみ・資源物収集に関すること | 当面、現行の内容を継続して実施する。ただし、収集区域、収集日、分別方法等については、新市に移行後基本方針を定める。 |
| | 廃棄物減量等推進員(ごみ集積所協力員)に関すること | 当面、現行の内容を継続して実施するが、新市において、速やかに新たなシステムを検討する。 |
| | 衛生協力会に関すること | 当面、現行の内容を継続して実施するが、新市において、速やかに新たなシステムを検討する。 |
| | リサイクルショップに関すること | 合併後も現行の内容を継続して実施する。 |
| | リサイクルフェアに関すること | 合併後も現行の内容を統一して実施する。 |
| | 集団回収に関すること | 合併後も現行の内容を継続して実施する。 |
| | 廃油回収に関すること | 合併後も現行の内容を継続して実施する。 |
| | 国際交流に関すること | 合併後も現行の内容を継続して実施する。 |
| | 姉妹都市交流事業に関すること | 合併後も継続する。 |
| | 市民まつりの開催に関すること | 両市民が交流し融合が図られるよう会場期日を調整し、合併後も継続して実施する。 |
| | どんど焼きの実施に関すること | 合併後も現行の内容を継続して実施する。 |
| | 産業まつり(農業祭)に関すること | 両市民が交流し融合が図られるよう会場期日を調整し、合併後も継続して実施する。 |
| | 技能(技能、農業)功労者表彰に関すること | 新市に移行後、速やかに制度化を図る。 |
| | 消費生活相談に関すること | 消費者センターを拠点として、一元化の方向で調整する。 |
| | 活力ある農業経営育成事業に関すること | 合併後も現行の内容を継続して実施する。 |
| | 女性行動計画に関すること | 新市において、新たに策定する。 |
| | 公会堂等に関すること | 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、運営については、文化スポーツ振興財団の活用を検討する。 |
| 建設・水道関係 | 水道事業に関すること | 新市においても、東京都水道事業の受託を継続する。 |
| | 都市計画マスタープラン策定事業に関すること | 新市において、新たに策定する。 |
| | 緑の基本計画策定事業に関すること | 新市において、新たに策定する。 |
| | 住宅マスタープランに関すること | 新市において、新たに策定する。 |
| | 地域高齢者住宅計画に関すること | 新市において、新たに策定する。 |
| | 老人アパート(高齢者住宅)に関すること | 新市に移行後、制度の統一を図り実施する。 |
| 福祉関係 | 生活保護法に関すること | 国制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| | 法外援護に関すること | 田無市の例により調整する。 |
| | 生活(つなぎ)資金貸付 | 田無市の例により調整する。 |
| | 無縁墓地の管理に関すること | 保谷市の例により調整する。 |
| | 地域福祉計画(障害者基本計画)に関すること | 新市において策定する。 |
| | 障害者(児)関係手当 | 各種手当については、国・都制度のものは、その制度によるものとし、その他のものについては、福祉施策のあり方を検討しながら、新市において調整する。 |

| | |
|---|---|
| 心身障害者医療費助成等 | 都の制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| 福祉まつり | 新市において速やかに調整する。 |
| 障害者福祉センター | 現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| 「ひよっこ」・「ひいらぎ」 | 現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| 心身障害者援護施設措置事業 | 国の負担事業のため現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| 知的障害者生活寮利用者助成 | 都補助事業のため現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| ホームヘルパー等の派遣 | 事業のあり方を含め新市で検討する。 |
| 緊急一時保護等 | 行のサービスを基に新市において事業の再検討を行う。 |
| 日常生活用具の給付 | 都補助事業のため現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| 住宅設備の改善 | 都補助事業のため現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| 重度身体障害者緊急通報システム | 都補助事業のため現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| 補装具の交付・修理等 | 田無市の例により調整する。 |
| 重度心身障害者巡回入浴(入浴車派遣)サービス | 現行サービスを基礎に新市において検討する。 |
| 身体障害者用電話使用料(福祉電話貸与・電話料金)の助成 | 現行サービスを基礎に新市において検討する。 |
| 電話ファックス使用料助成 | 現行サービスを基礎に新市において検討する。 |
| 福祉(心身障害者)タクシー(料金助成) | 現行サービスを基礎に新市において検討する。 |
| 心身障害者自動車燃料費の助成 | 現行サービスを基礎に新市において検討する。 |
| ハンディキャブ(チェアーキャブ)の運行 | 現行事業を継続して実施する。 |
| 点字図書の給付 | 都補助事業のため現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| 心身障害者通所訓練作業所（補助事業） | 現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| 授産所事業 | 現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| 地域福祉計画(老人保健福祉計画) | 新市において、新たに策定する。 |
| 老人福祉手当 | 都制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| 在宅老人介護手当 | 事業のあり方を見直す。 |
| 敬老金贈呈事業 | 現行のまま継続する。 |
| 老人医療費の助成（国及び都制度） | 国・都制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| 老人福祉手技治療割引券支給事業(高齢者はり・きゅう・あん摩マッサージ施術費助成) | 田無市の例により調整する。 |
| 高齢者特殊眼鏡・コンタクトレンズ購入費助成事業 | 都補助事業のため現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| 総合福祉(保健福祉総合)センター | 現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| 在宅介護支援センター(地域トータルケアサービス)事業 | 現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| 養護老人ホーム | 国制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| 元気老人対策事業 | これからの高齢者の生きがい対策、健康づくりのあり方を含め新市において検討する。 |
| 友愛訪問員の派遣 | 友愛訪問員のあり方を見直す。 |
| 高齢者世帯等居住安定支援事業 | 現行制度を継続して実施する。 |
| 高齢者緊急通報(火災安全)システム事業 | 現行制度を継続して実施する。 |
| ひとりぐらし高齢者等寝具の乾燥 | 現行制度を継続して実施する。 |
| ねたきり高齢者等おむつ貸与等(おむつ代助成金支給)事業 | 田無市の例により調整する。 |
| 高齢者配食(老人食事)サービス事業 | 田無市の例により調整する。 |
| 老人入浴券(ひとりぐらし老人入浴券)支給事業 | 新市において調整する。 |
| シルバーパス交付事業 | 都制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| 老人福祉電話貸与(及び電話料助成)事業 | 現行制度を基礎に新市において検討する。 |
| ねたきり高齢者理容券交付 | 新市において事業の再構築を図る。 |
| 家具等転倒防止器具取付事業 | 現行の事業で継続する。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 老人警報ベル貸与事業 | 事業のあり方を見直す。 |
| | ホームヘルパー養成研修事業 | 現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| | 自立(認定者等)支援事業 | 自立支援事業については、現行事業を基に新市で検討する。 |
| | 要介護・要支援者等対象事業 | 要介護・要支援者等対象事業については、現行事業を基に新市で検討する。 |
| | 子ども家庭支援計画 | 新市において、新たに策定する。 |
| | 児童関係手当 | 国及び都制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| | 入院助産に関すること | 国・都事業のため、現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| | 乳幼児医療費の助成 | 田無市の制度を基礎に調整を図る。 |
| | ひとり親家庭の医療費の助成 | 都補助事業のため、現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| | 保育園関係事業 | 新市で統一した運用が図れるよう調整する。 |
| | 子育て(乳幼児健全育成)相談 | 現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| | ひとり親家庭ホームヘルパーの派遣 | 都補助事業のため現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| | 児童館 | 住民の利便性を図り、統一して運用できるよう新市において調整する。 |
| | 学童クラブ | 住民の利便性を図り、統一して運用できるよう新市において調整する。 |
| | 母子福祉資金の貸付 | 都制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| | 女性福祉資金の貸付 | 都制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| | 母子生活支援施設への入所 | 国・都事業のため、現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| | 母子緊急一時保護移送等扶助費支給 | 保谷市の例により調整する。 |
| 保健関係 | 予防接種に関すること。 | 現行の内容を基準に新市において調整し実施する。 |
| | 結核検診に関すること。 | 現行の内容を基準に新市において調整し実施する。 |
| | 休日診療に関すること。 | 現行の内容を基準に新市において調整し実施する。 |
| | 母子保健に関すること。 | 現行の内容を基準に新市において調整し実施する。 |
| | 歯科健診に関すること。 | 現行の内容を基準に新市において調整し実施する。 |
| | 老人保健に関すること。 | 現行の内容を基準に新市において調整し実施する。 |
| | がん検診に関すること。 | 現行の内容を基準に新市において調整し実施する。 |
| | 予防対策等に関すること。 | 現行の内容を基準に新市において調整し実施する。 |

# 調　印　書

田無市と保谷市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく田無市・保谷市合併協議会において上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成12年8月10日

田無市長　　末木達男

保谷市長　　保谷高範

立　会　人

| | |
|---|---|
| 田無市議会議長 | 小島恵子 |
| 保谷市議会議長 | 渡部保男 |
| 田無市議会議員 | 西村誠一 |
| 保谷市議会議員 | 浅野高司 |
| 田無市議会議員 | 浜野重男 |
| 保谷市議会議員 | 林　一夫 |
| 田無市議会議員 | 野村俊介 |
| 保谷市議会議員 | 佐々木順一 |
| 田無市議会議員 | 田崎敏男 |
| 保谷市議会議員 | 石毛　茂 |
| 保谷市議会議員 | 茂木千佳子 |
| 田無市議会議員 | 土井節子 |
| 学識経験者<br>（東京都総務局行政部地方課長） | 吉田長生 |
| 学識経験者<br>（東京都総務局行政部地域振興課長） | 漆原邦夫 |
| 学識経験者 | 小西嗣朗 |
| 学識経験者 | 横道清孝 |
| 学識経験者 | 竹内芙美代 |

| | |
|---|---|
| 学識経験者 | 倉持忠勝 |
| 学識経験者 | 山本桂子 |
| 学識経験者 | 小林廣子 |
| 学識経験者 | 竹尾　格 |
| 学識経験者 | 清水浩子 |
| 田無市助役 | 本村　東 |
| 保谷市助役 | 比留間英人 |

## 6　申請、処分、告示

(1) 新市建設計画に関する事前協議

11田保法第118号
平成12年3月22日

東京都総務局行政部長
　松　澤　敏　夫　殿

田無市・保谷市合併協議会
会長　末　木　達　男
（公印省略）

田無市、保谷市の合併に伴う「新市建設計画」に
盛り込む東京都事業について

別紙のとおり「新市における東京都事業の推進(案)」を作成しましたので、関係各局との協議を依頼いたします。

11総行振第647号
平成12年3月31日

田無市・保谷市合併協議会
　会長　末　木　達　男

東京都総務局行政部長
松　澤　敏　夫

田無市、保谷市の合併に伴う「新市建設計画」に
盛り込む東京都事業について

平成12年3月22日付11田保法第118号により「新市における東京都事業の推進(案)」ついて協議依頼があったところですが、関係各局との調整が終了いたしましたので、別紙のとおり回答します。

(2) 新市建設計画作成に関する協議

12田保法第51号
平成12年6月5日

東京都知事　石原慎太郎殿

田無市・保谷市合併協議会
会長　末　木　達　男

新市建設計画の協議について

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第1項及び第2項の規定により、新市建設計画を別紙のとおり作成したいので、同条第3項の規定により協議します。

12総行地第239号
平成12年6月13日

田無市・保谷市合併協議会
会長　末　木　達　男　殿

東京都知事　石原　慎太郎

田無市及び保谷市の合併に係る新市建設計画について

平成12年6月5日付12田保法第51号により協議があった標記の件については、特に異存がないので、その旨通知します。

(3) 新市建設計画の送付

12田保法第70号
平成12年6月23日

自治大臣　保利耕輔　殿

田無市・保谷市合併協議会
会長　末　木　達　男

新市建設計画の送付について

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第1項及び第2項の規定により、新市建設計画を別紙のとおり作成しましたので、同条第4項の規定により送付いたします。

※　同文にて東京都知事宛てにも送付

(4) 廃置分合に係る内協議

12田企企発第68号
保企企発第18号
平成12年8月3日

東京都知事　石原慎太郎　殿

田無市長　末　木　達　男

保谷市長　保　谷　高　範

田無市及び保谷市の廃置分合にかかる内協議について

田無市及び保谷市を廃し、その区域をもって「西東京市」を設置することについて、関係書類を添えて内協議します。

関係書類

第１　新市名及び名称選定の理由
第２　新市の事務所の位置及び選定の理由
第３　合併予定年月日
第４　廃置分合を必要とした理由
第５　合併協定書案
第６　新市建設計画
第７　関係議案及び告示案
第８　協議書案
第９　現況表
第10 市の要件に関する調書
第11 その他参考資料

12総行地第445号
平成12年８月９日

田無市長　末木達男殿
保谷市長　保谷高範殿

東京都総務局行政部長
松澤敏夫

田無市及び保谷市の廃置分合に係る内協議について（通知）

このことについて、自治省行政局長から別紙のとおり回答がありましたので通知します。

（別紙）

自治振第１０３号
平成12年８月９日

東京都知事　石原　慎太郎　殿

自治省行政局長　中川　浩明

市の廃置分合に関する内協議について（回答）

平成12年８月４日付け総行地第417号で内協議のあった、東京都田無市、保谷市を廃し、その区域をもって、西東京市を設置することについては異議がない。

(5) 合併申請

12田企企第101号
保企企発第33号
平成12年8月16日

東京都知事　石　原　慎　太　郎　殿

田無市長　末　木　達　男

保谷市長　保　谷　高　範

田無市及び保谷市の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第７条第１項の規定により、平成13年１月21日から田無市及び保谷市を廃し、その区域をもって「西東京市」を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類
第１　新市名及び名称選定の理由
第２　新市の事務所の位置及び選定の理由
第３　合併予定年月日
第４　廃置分合を必要とした理由
第５　合併協定書
第６　新市建設計画
第７　議会の議決書及び会議録の写
第８　協議書
第９　現況表
第10　市の要件に関する調書
第11　その他参考資料

１２総行地第６０７号
平成１２年１０月６日

田無市長　末 木 達 男　殿
保谷市長　保 谷 高 範　殿

東京都知事　石原　慎太郎

田無市及び保谷市を廃し、その区域をもって
西東京市を置く処分について（通知）

平成12年８月16日付田企企第101号及び保企企第33号で申請のあったこのことについては、別添処分書の写しのとおり処分したので通知します。

（処分書）

１２総行地第６０７号

田　　無　　市

保　　谷　　市

地方自治法（昭和22年法律第67号）第７条第１項の規定により、平成13年１月21日から田無市及び保谷市を廃し、その区域をもって西東京市を置く。

平成12年10月６日

東京都知事　石　原　慎　太　郎

(6) 廃置分合の告示

○自治省告示第250号

市の廃置分合

地方自治法（昭和22年法律第67号）第７条第１項の規定により、東京都田無市及び保谷市を廃し、その区域をもって西東京市を置く旨、東京都知事から届出があった。

右の処分は、平成13年１月21日からその効力を生ずるものとする。

平成12年11月17日

自治大臣　西田　　司

※　原文は縦書き

(7) 町名変更に伴う東京都告示

○東京都告示第21号

田無市長から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定に基づき、次のとおり町名を変更する旨の届出があったので、同条第２項の規定により告示する。

右の処分は、平成13年１月21日からその効力を生ずるものとする。

平成13年１月15日

東京都知事　石　原　慎　太　郎

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| 本町一丁目 | 田無町一丁目 |
| 本町二丁目 | 田無町二丁目 |
| 本町三丁目 | 田無町三丁目 |
| 本町四丁目 | 田無町四丁目 |
| 本町五丁目 | 田無町五丁目 |
| 本町六丁目 | 田無町六丁目 |
| 本町七丁目 | 田無町七丁目 |

○東京都告示第22号

保谷市長から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定に基づき、次のとおり町名を変更する旨の届出があったので、同条第２項の規定により告示する。

右の処分は、平成13年１月21日からその効力を生ずるものとする。

平成13年１月15日

東京都知事　石　原　慎　太　郎

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| 本町一丁目 | 保谷町一丁目 |
| 本町二丁目 | 保谷町二丁目 |
| 本町三丁目 | 保谷町三丁目 |
| 本町四丁目 | 保谷町四丁目 |
| 本町五丁目 | 保谷町五丁目 |
| 本町六丁目 | 保谷町六丁目 |

○東京都告示第59号

西東京市長職務執行者から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第１項の規定に基づき、次のとおり町区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第２項の規定により告示する。

右の処分は、平成13年１月21日からその効力を生ずるものとする。

平成13年１月21日

東京都知事　石　原　慎　太　郎

次の区域をひばりが丘三丁目に編入し、ひばりが丘団地を廃止する。

| 町　名 | 地番 | | | |
|---|---|---|---|---|
| ひばりが丘団地 | ２４９９の１ | ２４９９の３ | ２４９９の４ | ２５０１の３ |
| | ２５０１の４ | ２５０２の３ | ２５０２の４ | ２５０８の２ |
| | ２９９４の２８ | | | |

※　原文は縦書き

## 7　合併協議会の歩み

### (1) 田無市・保谷市合併推進協議会（任意の合併協議会）

平成９年９月29日
　保谷市議会定例会において合併協議会設置の決議

平成９年11月26日
　田無市議会臨時会において合併協議会設置の決議

平成９年12月３日
　田無市・保谷市合併協議会（任意）設立準備会発足

平成10年２月16日
　田無市・保谷市合併推進協議会（任意の合併協議会）発足。両市の市長、助役、議員各７名、企画部長、総務部長の計22名で構成。
　第１回田無市・保谷市合併推進協議会開催
主な協議事項
　役員選出　　会　長　田無市長　　副会長　保谷市長
　規約
　事業計画

平成10年４月１日
　田無市役所に田無市・保谷市合併推進協議会事務局設置。事務局長を田無市企画部長、事務局次長を保谷市企画部企画調整室長、その他専従職員４名。

平成10年４月15日
　第２回田無市・保谷市合併推進協議会開催
主な協議事項
　幹事会規程の承認等

平成10年５月14日
　第３回田無市・保谷市合併推進協議会開催
主な協議事項
　新市将来構想策定委員会の設置について（学識、市民、行政の委員18名で構成）
　新市将来構想策定に係る調査・分析等業務委託について
　委員視察研修について

平成10年６月17日
　新市将来構想策定に係る調査・分析等業務を株式会社　さくら総合研究所へ委託することで決定（プロポーザル方法による選定）

平成10年６月24日

第４回田無市・保谷市合併推進協議会開催
主な協議事項
新市将来構想策定について

平成10年７月21日～７月22日
合併先進市視察。視察先：取手市、ひたちなか市

平成10年７月28日
第１回新市将来構想策定委員会
主な検討事項
役員選出

平成10年８月11日
第５回田無市・保谷市合併推進協議会開催
主な協議事項
今後の協議会の検討項目
幹事会規程の承認等

平成10年８月28日
第２回新市将来構想策定委員会
主な検討事項
合併事例紹介
田無市・保谷市のまちづくりについて
アンケートの結果について

平成10年９月22日
第３回新市将来構想策定委員会
主な事項
田無・保谷タウンウオッチング（両市内１０ヶ所を見学）

平成10年10月14日
第６回田無市・保谷市合併推進協議会開催
主な協議事項
田無市・保谷市における合併の意義と効果について

平成10年10月27日
第４回新市将来構想策定委員会
主な検討事項
田無・保谷タウンウオッチングについて（感想等）

平成10年11月10日
第７回田無市・保谷市合併推進協議会開催
主な協議事項

田無市・保谷市における合併の意義と効果について

平成10年11月24日

第５回新市将来構想策定委員会

主な検討事項

今後の構想のまとめ方について

平成10年12月９日

第１回21世紀フォーラム開催

平成10年12月22日

第６回新市将来構想策定委員会

主な検討事項

合併を契機にしたまちづくりのコンセプトについて

平成11年１月16日

第２回21世紀フォーラム開催

平成11年１月26日

第７回新市将来構想策定委員会

主な検討事項

新市まちづく基本理念、将来像、プロジェクトについて

平成11年２月９日

第８回田無市・保谷市合併推進協議会開催

主な協議事項

行財政現況調書について

新市将来構想策定委員会報告

平成11年２月18日

第３回21世紀フォーラム開催

平成11年２月23日

第８回新市将来構想策定委員会

主な検討事項

将来構想基本理念の選定について

平成11年３月６日

第４回21世紀フォーラム開催

平成11年３月12日

第９回新市将来構想策定委員会

主な検討事項

新市将来構想中間まとめ

平成11年３月31日

第９回田無市・保谷市合併推進協議会開催

主な協議事項

新市将来構想中間まとめ

平成11年５月19日

第10回田無市・保谷市合併推進協議会開催

主な協議事項

合併特例法の改正案について

市民説明会について

平成11年６月９日

第10回新市将来構想策定委員会

主な検討事項

新市将来構想中間まとめに対する意見について

平成11年６月29日

第11回新市将来構想策定委員会

主な検討事項

新市将来構想案最終まとめ

平成11年７月９日

第11回田無市・保谷市合併推進協議会開催

主な協議事項

新市将来構想案最終まとめ

平成11年８月10日

第12回田無市・保谷市合併推進協議会開催

主な協議事項

法定協議会の設置について

法定協議会については、９月定例会に議案提出する。また、任意の合併推進協議会は、この第12回会議をもって終了することを確認。

(2) 田無市・保谷市合併協議会（法定の合併協議会）

平成11年９月20日

２市議会において、田無市・保谷市合併協議会設置の議案を提案、可決

平成11年10月11日

「田無市・保谷市合併協議会」の設置届けを東京都知事に届出

平成11年10月11日

第１回田無市・保谷市合併協議会開催

会　長　田無市長

副会長　保谷市長

委　員　二市の議会の選出による議員　　14名

二市の助役　　2名

学識経験者　　10名

主な協議事項

各種規程等の整備について（原案どおり決定）

合併協議会予算について（原案どおり決定）

新市名の公募について（継続協議）

平成11年10月11日

田無市職員８名、保谷市職員７名により、田無市・保谷市合併協議会事務局を、田無市役所内に設置。

平成11年10月22日

第２回田無市・保谷市合併協議会開催

主な協議事項

合併の期日（平成13年１月を当面の目標期日で確認）

合併の方式（合体合併で決定）

新市名公募について（公募を行うことを確認）

新市名候補選定小委員会の設置について（設置を決定）

平成11年11月15日

第３回田無市・保谷市合併協議会開催

主な協議事項

財産の取扱（原案どおり決定）

慣行の取扱（原案どおり決定）

新市名候補選定委員会委員の選任について（選任）

平成11年11月25日

第４回田無市・保谷市合併協議会開催

主な協議事項

一部事務組合等の取扱い（原案どおり決定）

平成11年12月９日

第５回田無市・保谷市合併協議会開催

主な協議事項

電算システムの取扱いについて（速やかに統合することで確認）

平成11年12月９日

第１回新市名候補選定小委員会開催

主な協議事項

正副委員長の選任

委員長　　倉持委員（学識）

副委員長　　竹内委員（学識）

平成11年12月22日

第６回田無市・保谷市合併協議会開催

主な協議事項

消防団の取扱い（原案どおり決定）

公共的団体等の取扱いその１（原案どおり決定）

平成12年１月11日

第２回新市名候補選定小委員会開催

主な協議事項

新市名候補選定基準の作成について

賞品及び贈呈対象者の決定方法について

平成12年１月13日

第７回田無市・保谷市合併協議会開催

主な協議事項

使用料・手数料の取扱いその１（原案どおり決定）

平成12年１月25日

第３回新市名候補選定小委員会開催

主な協議事項

新市名候補選定基準の作成について

平成12年１月27日

第８回田無市・保谷市合併協議会開催

主な協議事項

各種事務事業の取扱いその１（原案どおり決定）

平成12年２月２日

第４回新市名候補選定小委員会開催

主な協議事項

新市名候補の選定について

平成12年２月８日

第５回新市名候補選定小委員会開催

主な協議事項

新市名候補の選定について

平成12年２月10日

第９回田無市・保谷市合併協議会開催

主な協議事項

市議会議員の定数及び任期の取扱い（原案どおり決定）

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い（原案どおり決定）

平成12年２月16日

第６回新市名候補選定小委員会開催

主な協議事項

新市名候補選定委員会報告の作成について

平成12年２月24日

第10回田無市・保谷市合併協議会開催

主な協議事項

新市建設計画の各種施策について

新市名候補選定小委員会報告

平成12年３月９日

第11回田無市・保谷市合併協議会開催

主な協議事項

事務所の位置の取扱い（原案どおり決定）

組織及び機構の取扱い（原案どおり決定）

町名の取扱い（原案どおり決定）

平成12年３月23日

第12回田無市・保谷市合併協議会開催

主な協議事項

地方税の取扱い（原案どおり決定）

使用料・手数料の取扱い（原案どおり決定）

国民健康保険制度の取扱い（原案どおり決定）

下水道使用料の取扱い（原案どおり決定）

新市名候補の選定について

平成12年４月13日

第13回田無市・保谷市合併協議会開催

主な協議事項

各種事務事業の取扱いその２（原案どおり決定）

補助金等の取扱いその１（原案どおり決定）

一般職の職員の身分の取扱い（原案どおり決定）

特別職の職員の身分の取扱い（原案どおり決定）

平成12年４月20日

第14回田無市・保谷市合併協議会開催

主な協議事項

新市建設計画について（継続協議）

平成12年４月27日

第15回田無市・保谷市合併協議会開催

主な協議事項

電算システムの取扱い（原案どおり決定）

介護保険制度の取扱い（原案どおり決定）

公共的団体等の取扱いその２（原案どおり決定）

使用料・手数料の取扱いその３（原案どおり決定）

条例、規則等の取扱い（原案どおり決定）

各種事務事業の取扱いその３（原案どおり決定）

補助金等の取扱いその２（原案どおり決定）

新市建設計画について（決定）

平成12年５月11日

第16回田無市・保谷市合併協議会開催

主な協議事項

市民意向調査について（原案どおり決定）

平成12年６月22日

第17回田無市・保谷市合併協議会開催

主な協議事項

市民説明会について（原案どおり決定）

平成12年８月３日

第18回田無市・保谷市合併協議会開催

主な協議事項

新市の名称について（西東京市で決定）

合併の期日について（平成13年１月21日で決定）

合併協定書について（原案どおり決定）

平成12年８月10日

合併協定調印式（保谷こもれびホール）

平成12年８月11日

２市議会臨時会において、合併関連議案を提出、可決

平成12年８月16日

両市長が東京都知事に合併申請諸提出

平成12年８月22日

２市議会臨時会において、合併関係補正予算を提出、可決

平成12年10月４日

東京都議会定例会において、両市合併関連議案を可決

平成12年10月６日

東京都知事が両市の廃置分合について処分決定、自治大臣に届出

平成12年11月17日

官報に両市の廃置分合について告示（自治省告示第250号）

平成13年１月14日

田無市閉市式実施

平成13年１月15日

町名変更について、東京都告示

平成13年１月18日

保谷市閉市式実施

平成13年１月21日

新市発足、開庁式実施

平成13年２月１日～15日

新市初議会

平成13年２月18日

市長選挙執行

平成13年３月６日～29日

西東京市３月定例会

平成13年４月１日

正式組織への移行

(3) 新聞報道

# 田無市役所に事務局設置

## 田無・保谷合併推進協 各部長で専門部会

平成十二年をめどに合併を予定の田無、保谷両市は十五日、田無市役所で第二回「田無市・保谷市合併推進協議会」（会長・末木進男田無市長）を開き、事務局を両市役所内に設置するとともに、両市の各部長が業務内容を折衝する専門部会や、その調整役となる「幹事会」を置くことなどを決めた。両協議会は来月中に予定の田無、保谷両市は十組織づくりを終え、その後は合併に向け業務内容の具体的なすり合わせに入る見込みだ。

協議会は両市の市長、助役と市議ら全二十二人の委員が参加し今年二月に発足。年四回開く予定だが、今回は事務局設置のため臨時に開催した。

田無市役所に置かれる事務局は両市の企画部の職員七人で構成。四人の職員が常駐し、協議会の書類作成や、合併を検討中の全国の自治体に関する情報をインターネットなどで収集する。市民が事務局内でこうした情報を閲覧することもできるという。

両市の全部長による専門部会は企画総務部会、文教厚生部会、建設環境部会でも構成。お互いの事務作業を詳しく知ったうえで、業務内容をすり合わせる作業などを行う。関係部会の進行状況を調整する幹事会は両市の企画部長と三つの専門部会から六人の計八人で構成。このほか、両市の職員が合併へスムーズに移行できるよう市役所内にプロジェクトチームが設置される。

事務局では「両市が合併に向けて実際に動きだすための足掛かりができた。今後は双方の視察や専門家を招いての研修を通じ、さらに検討を重ねたい」と話している。

（東京新聞　平成10年４月16日）

# 合併に向け田無、保谷両市議会

## 法定協議会設置を可決

### 10月11日初会合 半世紀ぶり、軌道に

田無、保谷両市議会は二十日、九月定例議会の本会議で、両市の合併に向けた合併特例法などに基づく法定協議会の設置を可決した。初会合は十月十一日になる見通し。法定協議会とは「合併の決定」に至る第一歩となるもので、合併の時期や新市の名称など具体的な内容が協議される。この日の設置決定で、終戦直後から浮上した両市の合併構想は、約五十年ぶりに軌道に乗ることになった。

この日の田無、保谷両市議会では、法定協議会の設置は「時期尚早」を理由に共産党などが反対したが、圧倒的多数で可決された。

法定協議会は、これまでの任意協議会とは異なり、合併自体の是非を協議するほか、国からの財政支援が受けられる「市町村建設計画」の作成や、合併時期、新市の名称、議員定数など、合併に向けた具体的な事項を協議、決定する。

メンバーは、末木進男・田無市長と保谷高範・保谷市長をはじめ、両市の助役、市議七人ずつ、学識者の計二十八人で構成される。協議会の進め方や議題については未定だが、両市長は平成十三年一月の新市誕生を目指しており、今後ハイペースで会合が重ねられるものとみられる。

法定協議会の設置が可決されたことについて、末木田無市長は「長年、両市の合併を政治信念として尽力した私にとって感慨深い。合併は過去二回、検討が行われたが実現に至らず、今回がラストチャンス。市民生活の向上には、合併が最良の選択肢と確信している」、保谷保谷市長は「これから本当の合併協議。意見の対立も想定されるが、新市誕生の産みの苦しみを乗り越えたい。行財政力の強化を最大目標に掲げる『平成方式の合併』を成し遂げ、市民サービスの向上を図りたい」とコメントした。

【合併をめぐる経緯】

平成２年９月　末木進男・田無市長が９月定例市議会で、「合併した人口規模で行政をやっていくのが理想的」と答弁、合併問題が再燃
５年６月　田無・保谷両市議30人が「合併促進議員連盟」設立
11月　田無・保谷両市長が「合併促進」の基本的合意を確認
６年６月　田無市議会に「合併検討特別委」設置
９年９月　保谷市議会で合併推進協議会の設置が可決される
11月　田無市の11月臨時市議会でも合併推進協の設置が可決
10年２月　合併推進協議会が発足、初会合
７月　合併推進協の付属機関「新市将来構想策定委員会」が発足、初会合
12月　市民参加のワークショップ「21世紀フォーラム」が初会合
11年３月　新市将来構想策定委が「新市将来構想案の中間まとめ」を報告
５月　合併推進協が４回にわたり、この中間まとめの市民説明会を開催
８月　合併推進協議会が法定協議会への移行方針を決める

（産経新聞　平成11年９月21日）

田無市長
保谷市長

# 「合併ゴー」に手続き進める

## 市民意向調査

## 来年1月に向け
### 3日、「西東京」軸に新市名

田無市、保谷市の合併問題で賛否を問うた「市民意向調査」の結果は、「ゴー」だった。来木道男田無市長、保谷高範保谷市長は31日午後、田無市役所で記者会見を開き、来年1月の合併に向けた手続きを進める方針を明らかにした。新市名は「西東京市」が多かった。【長沢 晴美】

### 投票率 田無45・04%、保谷43・51%



合併賛成が反対を上回り、握手を交わす来木・田無市長（右）と保谷・保谷市長

「ひやひやしたが、どうにか賛成を得ることができた。胸を張って合併の準備を進めることができる」

「ほっとした様子を見せた。「昨夜は市民らひっきりなしに電話がかかり、眠れなかった」という岡部会長の保谷市長も

「全国が注目しており、モデルとなる合併を目指す」と決意を語った。

投票は、「合併の賛否」「新市の名称」「まめる改善」——の3問について自由記入する形で回答を求めた。投票率は田無市が45・04%、保谷市が43・51%で、合わせて44・17%だった。

賛否の結果は、保谷市が賛成2万4014人、反対9359人、どちらとも言えないが3887人。田無市が賛成1万9971人、反対1万2888人、どちらとも言えないが2529人。両市ともに賛成が反対を上回った。

田無市で賛成が投票総数を超えなかった点について、来木市長は「田無は一度も合併をしたことがなく、田無という名前がなくなることへの住民の素朴な感情では」と分析した。

住民が直接請求した住民投票ではなく、法的に拘束のない「市民意向調査」の形式を取った手法について、来木市長は「住民投票は議会や市長の裁量を拘束し、混乱がある。今後全国で住民の意向を聞く参考例になるだろう」と述べた。

一方、新市名の候補五つの中では「西東京市」が最も多く、「ひばり市」「けやき野市」が続いた。3日に合併協議会が開かれ、「西東京」を軸に新市名が決まる。また、10日には両市長が合併協定書に調印、11日に両市議会臨時議会を招集して議決を行い、さらに都議会の議決を経て、都が自治省に申請する形になる。

合併は来年1月31日ごろになる見通しで、同3月ごろには新市の市長選が実施されるとみられる。

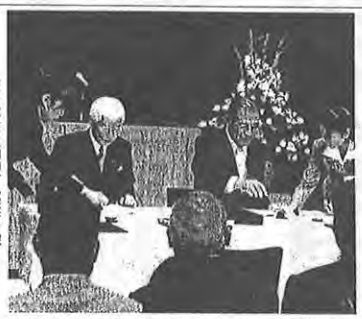
（毎日新聞　平成12年８月１日）

田無・保谷市

# 合併協定書に調印

## 期日、公共料金など25項目

来年1月31日に合併し、「西東京市」として生まれ変わる田無市と保谷市の「合併協定調印式」が11日、保谷市内で行われ、来木道男・田無市長と保谷高範・保谷市長が合併協定書に署名した。


合併協定書に調印する保谷・保谷市長と来木・田無市長（左）

協定書には、合併の期日や合併後の公共料金の取り扱いなど、合併協議会の約十か月にわたる協議で決まった二十五項目の合意事項が盛り込まれている。

署名を終えた来木市長は、「合併は半世紀にわたる両市の最大の課題だった」とし、「市民が合併に託した未来のまちづくりを進めることが我々の重大な責務だ。両市の住民が新しい市の建設に向かって協力する土壌づくりに取り組まなければならない」と述べた。

また、保谷市長は、合併への道のりを振り返り、「私が子供のころは、お使いで田無まで歩いて日用品を買いに行かされたものだ。両市の合併は長い歴史を基礎としており、単なる財政力向上だけが目的ではない。西東京市が全国に誇れるすばらしいまちとなることを願う」と話した。

調印式には、合併協議会の委員、両市議や市民団体

「田無・保谷の合併をすすめる会」のメンバーなど約六十人が出席。合併に反対している両市の共産党市議計八人は出席しなかった。

きょう十一日に両市議会が合併と両市の財産の西東京市への移行を議決し、十六日には、都知事への合併申請が行われる。

（読売新聞　平成12年８月11日）

# 合併3議案を可決

## 田無、保谷両市議会 保谷、質疑に長時間

「西東京市」として来年一月二十一日の発足を目指す田無、保谷両市の臨時市議会が十二日、開かれ、両市議会とも合併手続きに必要な三議案を賛成多数で可決した。両市は十六日に石原慎太郎都知事に合併を申請する。保谷では質疑が長引いたこともあって、議決は夜にずれこんだ。

この日の臨時会は、両市一斉に開会。一田無では冒頭に採決が行われ、各議案とも共産議員四人を除く十九人が賛成して可決した。保谷では、午後九時前後に採決があり、いずれも賛成多数で可決した。



議案の採決をする保谷市議ら＝11日午後9時18分、保谷市議会で

可決されたのは、合併そのものの議案である両市の「廃置分合案」、両市の財産をすべて「西東京市」に引き継ぐことを定めた「財産処分協議案」、合併特例法に基づいて市職と農業委員会委員の任期を延長するなどの「経過措置協議案」の三件。

知事への合併申請後は、九月定例都議会での議決を経て、知事が合併を決定。年内には自治大臣により、合併が告示される運びだ。

（朝日新聞　平成12年８月12日）




コンサートでは客席も皆立ち上がって「ありがとう田無」と合唱した

カウントダウン 西東京市

## 市長ら名残惜しむ中、閉市式

# 田無、34年市政に幕

二十一日の西東京市誕生を前に、田無市の閉市式が十四日、同市民会館で開かれた。式には、同市関係者を始め、地元の国会議員、都議、周辺地域の市長ら約三百十人が出席し、一九六七年（昭和四十二）の市制施行から三十四年間の歴史に幕を閉じる同市に別れを惜しんだ。

式辞で来木浦男市長は、古くから青梅街道の宿場町として発展し、高度成長期に急速に宅地化が進んだ同市の歴史を振り返った後、「複雑・多様化する市民ニーズにこたえるためには財政基盤の充実は避けられない」と合併の意義を強調。「二十日をもって田無市はその歴史を閉じるが、二十一世紀の始まりに部内五番目の規模でスタートする西東京市の礎として忘れられることはありません」と声を詰まらせた。

続いて小島憲子議長が、同市議会が女性の議長と副議長の誕生で全国的に注目されたことなどを振り返り、「これからは西東京市の一員として新市の発展のために努力したい」と語った。また、田無市と合併する保谷市の保谷高範市長が、来賓としてあいさつし、「（両市は）扉を閉じますが、それは同時に未来型の市の幕開けです」と述べた。

式典に続いて行われたコンサートでは、田無、保谷市など六市で構成する多摩北部都市広域行政圏協議会の文化事業で誕生した「ノーザンシックス・ビッグバンド」がラテンやジャズのスタンダードナンバーを披露した。会場は一転して明るい雰囲気に包まれ、最後の曲「アラジン」でサンバのリズムに合わせて「ありがとう田無、さようなら田無」と連呼した。

田無市に約二十五年前から住んでいるという女性（60）は、「田無に愛着がわいてきたところだったので残念です」と複雑な表情を見せたが、「合併するからには、いろんな意味で良い市にしてほしい」と話していた。

保谷市の閉市式は十八日に行われる。

（読売新聞　平成13年１月15日）




## 市旗降ろし「閉市式」保谷市

田無市と合併し二十一日に西東京市として発足する保谷市で十八日、「閉市式」が開かれ、一九六七年の市制施行以来三十四年にわたる同市の歴史に幕を下ろした。会場となった保谷こもれびホールで式典の最後に、市章の入った市旗を降ろした＝写真。

式には関係者約四百人が出席。主催者を代表して保谷高橋市長が、「多様な市民のニーズに柔軟に対応するため、合併という苦渋の行政改革に挑むことになった」と合併の意義を強調。その上で「西東京市が市民一人ひとりに愛されるまちになることを願ってやまない」と述べた。

（朝日新聞　平成13年１月19日）

# 「西東京市」誕生

# 運命共同体が船出

## 市長選意識し街宣車も走る

田無、保谷両市が合併し二十一日に誕生した西東京市で、市役所の開庁式が行われた。田無（旧田無市役所）と保谷（旧保谷市役所）の両庁舎で行われた式典には、それぞれ関係者ら約百人が参加。前夜の雪もあがった快晴の下、新市名が入った銘板が除幕されると、船出を祝う大きな拍手が湧き上がった。一方、市内には約一カ月後に控えた西東京市長選を意識した街宣車が早くも走り回るなど、田無、保谷両市の前市長を加えた三つどもえの争いが予想される市長選が本格化してきた。

（関連記事は社会面）



新役に刻まれた「西東京市役所」の文字が現れると、職員らから大きな拍手が湧き上がった＝西東京市役所保谷庁舎

開庁式後、隣接するこもれびホールでは、幹部職員に辞令が交付された。ここでも比留間職務執行者は「両市民の融和には、まず職員の融和から。力を合わせて努力していこう」と、両市の一体化を強調。職員は緊張した面持ちだった。旧保谷市の職員は「仕事の進め方が違う部分などもいろいろ出てくるだろうが、前向きに乗り越えていこう」とあいさつを述べた。

保谷庁舎の開庁式は、職員らが前夜遅くまで行われた看板の掛け替えなどを済ませ、正面玄関前で行われた。この日から西東京市長職務執行者となった比留間英人氏（旧・保谷市助役）は「もう長二人が争う市長選のしこりは忘れてください」とあいさつ。また、市内では「新生西東京を歩く会」などの合併記念のイベントが開かれた。歩く会は、カメラを持って新市の風景を撮影しながら散策するというもの。

共通で参加したという責任感（？）は「合併ですぐに何かが変わるものでもないでしょう。何年かあとになって効果が出てくればいいですね」と期待した。

来月11日告示　18日に投開票▼▼




### 視点

## 合併機運 盛り上げるか

## 問われる市政運営

西東京市が誕生した。都内では、平成七年に秋川市と五日市町が合併した例があるが、新市以来、約五年ぶりの合併の新市だ。今回の合併の特徴は、大都市圏にある小さな市同士の合併という、これまでにほとんどが例のないものだったことだ。

地方都市を中心とした合併は、県庁所在地の市が周辺町村を合併して大きくなるというケースが多かった。人口規模を拡大し、政令指定都市を目指したりするものだ。ただ、面積の割に人口が少ない合併にはデメリットも多い。市役所が遠くなり周辺地域が寂れる傾向にあるからだ。

しかし、「言うはやすし、行うは…」（保谷高・前保谷市長）の言葉を失わなかったのは、すでに始まっている低成長時代への危機感だ。両市とも財政も組織も一職員の削減をはじめ、協議会でうたわれた数々の改革が計画通り進まなければ、非常に危機的な都市型合併として他市町村の合併機運を盛り上げるかどうか、むしろ今後の市政運営にかかっているといえる。（坂田真樹）

（産経新聞　平成13年１月22日）

田無市・保谷市合併の記録

発行　平成１３年５月
編集　西東京市企画部企画課
東京都西東京市南町5～6～13
0424(64)1311